

令和 8 年度～令和 1 0 年度エネルギー消費統計に係る調査
実施等事業（エネルギー消費統計調査）（国庫債務負担行為
に係るもの）に関する民間競争入札実施要項（案）

令和 8 年〇月

資源エネルギー庁

目次

I. 趣旨	3
II. エネルギー消費統計調査の概要.....	3
III. エネルギー消費統計調査の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	6
1. エネルギー消費統計調査に係る委託業務の内容	6
2. 情報セキュリティに関する事項	20
3. 提供物及び提供予定時期	21
4. 納入物件（納品時期）	21
5. 業務の引継ぎ	22
6. 入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質	23
7. 業務の改善提案等	23
8. 契約金額の支払いについて	23
9. 法令変更による増加費用及び損害の負担	24
IV. エネルギー消費統計調査の事業（契約）期間.....	24
V. 民間競争入札に参加する者に必要な資格	24
VI. 民間競争入札に参加する者の募集	25
VII. 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定方法	26
VIII. エネルギー消費統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示.....	28
IX. 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項	29
X. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、資源エネルギー庁に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項.....	29
X I. 民間事業者が本業務を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合における、損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任等	32
X II. 法第7条第8項に規定する評価に関する事項	33
X III. その他実施に関した必要な事項	34
別記 情報セキュリティに関する事項	36
別添 提案書雛形	45
別紙1 評価項目一覧	59
別紙2 従来の実施状況に関する情報の開示	67
別紙3 調査の流れ図	74
参考1 調査票号数別条件表	75
参考1a 調査票様式（令和6年度調査用）	76
参考2 エネルギー消費統計調査における標本設計について	100
参考3 作業スケジュール（令和6年度調査用）	103
参考4 調査名簿フォーマット（令和6年度調査用）	107
参考5 調査データ整備スケジュール（令和6年度調査用）	109
参考6 調査票データファイルレイアウト例	110
参考7 エネルギー消費統計調査審査マニュアル	122
参考8 調査票情報等の適正な管理のために講じるべき措置の例	136

令和８年度～令和１０年度エネルギー消費統計に係る調査実施等事業
(エネルギー消費統計調査)(国庫債務負担行為に係るもの)に関する
民間競争入札実施要項(案)

I. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成１８年法律第５１号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉なサービスを実現することを目指すものである。

これを踏まえ、経済産業省は、公共サービス改革基本方針(令和７年６月２４日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定されたエネルギー消費統計に係る調査実施等事業(エネルギー消費統計調査)(以下「本業務」という。)について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

II. エネルギー消費統計調査の概要

地球温暖化問題への対応のため、我が国の二酸化炭素排出の約９割を占めるエネルギー消費について効果的な施策を立案していくためには、エネルギー消費実態の把握が必要不可欠である。

「エネルギー消費統計調査」は統計法(平成１９年法律第５３号)の「一般統計調査」として、資源エネルギー庁では毎年約１８万事業所を対象とし、業種横断的にエネルギー消費実態を把握するための統計調査を平成２０年以降毎年実施している。

本事業では、これまでの調査結果を踏まえ産業部門、業務部門の事業所における毎年４月から翌年３月までの１年間に消費されたエネルギーを産業別、都道府県別に把握し、エネルギー・環境政策の企画・立案を図るための基礎資料を得ることを目的として、「エネルギー消費統計調査」を実施する。

1. 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所(詳細は参考１参照)

2. 調査対象選定の方法

報告を求める事業所数、ならびに選定の方法は以下のとおりとする。

(1) 事業所数(令和６年度調査の場合)

① 第１号調査票(a)

約３５,０００事業所(母集団数:約４,０００,０００事業所)

② 第1号調査票（b）

約100,000事業所（母集団数：約605,000事業所）

③ 第2号調査票

約15,000事業所（母集団数：約537,000事業所）

④ 第3号調査票

約14,000事業所（母集団数：約132,000事業所）

⑤ 第4号調査票

約3,000事業所

⑥ 第5号調査票

約1,600事業所

⑦ 第6号調査票

約11,000事業所

⑧ 第7号調査票

約200事業所

（2）事業所の選定方法（詳細は参考1及び参考2参照）

① 第1号調査票～第3号調査票（☐全数 ☒無作為抽出（☒全数階層あり）☐有意抽出）

事業所母集団データベース名簿を母集団とし、熱量換算エネルギー消費量の合計が、産業別に、目標精度を達成するために必要な抽出数を設定した標本設計とする。

② 第4号調査票（☒全数 ☐無作為抽出（☐全数階層あり）☐有意抽出）

①の標本設計において抽出された事業所のうち、ビルオーナー等名簿¹に登載された事業所（報告者は該当事業所が所在するビルのオーナーや建物の管理会社等）

③ 第5号調査票（☒全数 ☐無作為抽出（☐全数階層あり）☐有意抽出）

エネルギー管理指定工場名簿²より選定する。

④ 第6号調査票（☒全数 ☐無作為抽出（☐全数階層あり）☐有意抽出）

エネルギー管理指定工場名簿より選定する。

⑤ 第7号調査票（☒全数 ☐無作為抽出（☐全数階層あり）☐有意抽出）

熱供給事業者名簿³、エネルギー管理指定工場名簿及び前年度調査の結果から、熱を発生かつ販売していると回答した事業所名簿より選定する。

3. 調査の規模

調査対象数：約18万事業所

なお、今後の状況によっては、変更になる可能性がある。

¹ 第1号調査票～第3号調査票による前年度調査までの結果から、ビルオーナーや建物の管理会社等がビル・施設全体のエネルギーについて把握していると回答した事業所の名簿

² エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号）に基づく定期報告の対象事業所の名簿

³ 熱供給事業法（昭和47年6月22日法律第88号）に基づく認可を受けた事業者の名簿

4. 調査の期日（時点）及び調査票の提出期間

調査の期日（時点）：毎年度末

調査票の提出期間：対象年度の翌年度の4月～6月15日

5. 調査事項（令和8年度調査以降、変更の可能性あり）

調査事項は以下のとおりである。

- ① 調査対象所在地、事業所名
- ② 法人番号
- ③ 購入電力量又は受電量
- ④ 電力の契約会社及び契約種別（第1号調査票～第3号調査票のみ。）
- ⑤ 燃料消費量、燃料転換量（ただし、第1号調査票（a）及び第2号調査票については燃料転換量を除く。）
- ⑥ 自家発電設備の所有・管理状況、自家発電設備の設備別稼働状況、設備別自家発電量、自家発電の設備別販売・払出量
- ⑦ 熱源の購入・受入量、熱源の発生・回収量、熱源の消費量、熱源の販売・払出量（第1号調査票（a）及び第2号調査票を除く。）
- ⑧ 電気自動車向け充電設備の有無、従業者数、延べ床面積、売上高・営業収入（ただし、第3号調査票については、売上高・営業収入を除き、第4号、第5号調査票については、従業者数と売上高・営業収入を除く。）

6. 調査の方法

本調査は、資源エネルギー庁から本業務を受託した者（受託者）から調査対象企業（報告者）へ調査票を郵送し、報告者が自ら調査票に記入し返信用封筒にて返送する書面調査を実施する。また、書面での提出の代わりにインターネットを通じてダウンロードした電子調査票（Excel ファイル）に記入し提出するオンライン調査⁴も実施する。電子調査票（Excel ファイル⁵）については、資源エネルギー庁長官官房総務課戦略企画室の担当職員（以下「担当職員」という。）から貸与する令和7年度調査で利用した電子調査票（Excel ファイル）に必要な修正を加えて利用する。なお、電子調査票（Excel ファイル）の設計、開発、単体テスト、結合テスト（バックアップ環境）、総合テスト（本番環境最終テスト）を実施する際は、「政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）電子調査票ガイドライン⁶」の記載に沿って行うこと。

オンライン調査システムを利用できない報告者で書面ではなく、電子調査票（Excel ファイル）による提出を希望する者、オンライン調査システムにはログインできるが、ダウンロ

⁴ 「政府統計のオンライン調査総合窓口(e-survey.go.jp)」を利用する。「政府統計のオンライン調査総合窓口」は、政府の統計調査にインターネットを使ってオンラインで回答される方々のために、各府省が共同で設置したもの。

⁵ HTML形式の提案を排除するものではない

⁶ 独立行政法人統計センター作成

ードした電子調査票（Excel ファイル）に入力したが送信できない報告者⁷や1社多事業所となる報告者で一括して調査票を送付したい報告者等に対しては、電子メールにより電子媒体調査票（Excel ファイル）の送付、回収を実施する。具体的な実施方法としては、報告者から聴取したメールアドレス（フリーメールや報告者本人のものではないメールアドレスを除く）に誤りがないことを確認するためテスト送信を行った後、電子媒体調査票（Excel ファイル）を送信し、送信元である受託者のメールアドレスへの返信により調査票を回収する。なお、電子媒体調査票（Excel ファイル）は、報告者の調査対象事業所数にあわせ単票形式（1ファイルに1事業所分のみの回答を入力できる Excel ファイル形式）、リスト形式（1ファイルに複数事業所の回答を一覧表（リスト）で入力できる Excel ファイル形式）を作成する。

7. 調査結果の公表の方法及び期日

集計結果については、別途実施する集計分析の事業にて作成後、資源エネルギー庁ホームページ等により公表する。公表の期日は調査対象年度の翌年度末を目途とする。

（「エネルギー消費統計調査」の URL）

https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec001/

Ⅲ. エネルギー消費統計調査の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

1. エネルギー消費統計調査に係る委託業務の内容

本業務は、「エネルギー消費統計調査」（一般統計調査）の調査実施について、以下の注意事項を踏まえつつ、次の各項目に係る実務を行うこと。本業務の内容は以下に記載するとおりであるが、ここに示す業務内容は最低限の要求要件であり、各業務について、受託者の適切かつ確実に行うための工夫を求めることとする。

なお、参考として、令和6年度調査の作業スケジュールを参考3として添付する。

- （1）調査名簿の作成
- （2）調査関係書類の作成・印刷
- （3）事前案内
- （4）調査関係書類の発送
- （5）問い合わせ対応
- （6）調査票受付・画像化・データ入力
- （7）督促
- （8）審査・疑義照会、データ修正
- （9）調査結果名簿・審査済個票等整備
- （10）作業報告書作成等

⁷ 報告者側の PC 環境（企業等のシステム構成等）における情報セキュリティ対策の強化によって、「電子調査票（EXCEL ファイル）」によるオンライン回答ができない事象が増加傾向にある。

【エネルギー消費統計調査実施に当たっての注意事項】

- ・ 調査の実施に当たっては「エネルギー消費統計調査事務局」を設置する。
- ・ 調査の実施に当たり、報告者負担の軽減、調査票の回収率およびオンラインによる回答率の向上に資する提案を行い、その内容について、担当職員の下承を得て実施する。
- ・ 調査に当たっては、調査対象に対し次年度の送付先指定の要望に対応する等、次回以降の調査も協力を得られるよう十分配慮して、調査を実施する。
- ・ 調査実施の各工程において、担当職員から立ち会いの要請があった場合は、それに応じる。
- ・ 調査実施の各工程スケジュールについて、必要に応じて担当職員と調整する。
- ・ 白票や誤記入を極力減らすよう努力し、集計に必要な情報を得る。
- ・ 納入物に記録するソフトウェア等については、事前に担当職員の許可を得る。
- ・ 実施要項に記述のない事項で疑義が発生した場合は、双方で誠意を持って協議の上決定する。
- ・ 本業務を実施するに当たっては、委託契約書に定める事項に加え、統計法に基づく義務（調査票情報等の適正な管理、調査票情報等の利用制限、守秘義務）及び罰則の適用に留意すること。調査票情報の使用、保管、処分等に当たって、紛失や漏えい等が生じないよう、善良なる管理者の注意をもって、調査票情報等の適正な管理を行うこと。適正な管理の具体例は、参考8に示すので、既存の社内規定に照らし不足がある場合は適宜措置を講じること。また、委託業務完了後も、納入物の引き渡しから1年間は、瑕疵が判明した場合に補修を行うこと。
- ・ 調査実施の各工程について、作業方針、作業フロー及び作業体制を明確にすること。
- ・ 作業体制については、作業担当の責任者及び担当者の連絡先を明確にすること。
- ・ 本業務の実施に当たり、実査や審査を実施する者、調査票や個人情報記載された書類等を取り扱う者等に対し、調査内容や守秘義務等の遵守事項について十分理解できる研修を事前に行うこと。研修内容、スケジュールについては、事前に担当職員の了解を得ること。
- ・ 以下の各項目に《 》として記載されている件数、時期等は、令和7年9月30日時点の令和6年度調査実績又は令和7年度調査想定の数値であるが、実査においては想定にこだわらず、実績と同等又はそれ以上の件数について作業を行うこと。

（1）調査名簿の作成（フォーマット：参考4参照、プロセス：参考5参照）（実施時期：10月から翌年3月頃）

- ・ 調査対象母集団名簿等を利用するに当たり、契約後速やかにデータ利用申請書（様式は別途指示）を提出すること。
- ・ 担当職員が提供する調査対象母集団名簿（項目としては、共通事業所コード）に住所正規化情報、ビルテナント情報、本社・支社情報等を付加すること。なお、調査対象母集団名簿は、最新の総務省の「事業所母集団データベース（年次フレーム）」等、約620万件を想定している。
- ・ 上記で作成した名簿から層別抽出作業等を行い、調査対象名簿を作成すること。

※ 送付先がテナント等の場合には回答できる人に調査票を送付する。そのための名寄せを行う。

※ 送付先が、多数の事業所を持つ企業やフランチャイズ展開している場合には、対象先を選定のうえ、本社・本部等に対し調査依頼をする。そのための企業名寄せを行う。具体的作業は以下のとおり。

① 調査対象母集団名簿の住所正規化等（１０月から翌年１月上旬頃）

- ・ 調査票不達の低減等を狙い、調査対象母集団名簿（約６２０万件）に対し、旧住所表記を新住所表記に修正するなどの住所正規化を行う。

《令和６年度調査対象件数：６２０万事業所》

② 自家発電保有事業所名簿の整備（１０月中）

- ・ 担当職員の指定する名簿や、前年度調査結果等に基づき、自家発電保有事業所名簿を整備した上で本年度調査に活用する。

《令和６年度調査対象件数：１８，３００件》

③ 前年度調査の調査票記入者情報メンテナンス（１１月から翌年１月上旬）

- ・ 前年度調査の回答者（記入者）の情報を本年度調査において活用するためのデータメンテナンスとして、調査対象名簿と回収調査票の名簿情報に関する差異チェックを行う。その際、データの採否判断を精緻に行う。

《令和６年度調査対象件数：１０２，０００件》

④ 省エネ敷地コードの設定（整理・設定付与：１１月から翌年２月中旬頃）

- ・ 対象がテナント等の場合には回答できる人に調査票を送付する必要があるため、省エネ法定定期報告実施施設（商業施設やオフィスビル等が主）を対象にビルテナント情報の整理を行う。具体的には、担当職員が提供する過年度調査情報に加えて、受託者が、調査対象母集団名簿のビル名欄記載内容や、Web掲載情報等から最大限の情報収集を行い、その結果を反映する。
- ・ 上記ビル以外の省エネ法定定期報告実施施設においても有効な回答を得られる可能性のあるものに対して、施設一事業所情報の整理を行う。具体的には、担当職員が提供する過年度調査情報に加えて、受託者が、最大限の情報収集を行い、その結果を反映する。

《令和６年度調査対象件数：１４，４００件（省エネ法定定期報告実施施設名簿）

６２０万事業所（調査対象母集団名簿）

付与件数：２，０４０件（１２２，６９６事業所）》

⑤ ビル敷地コードの設定（整理・設定付与：１１月から翌年２月中旬頃）

- ・ 対象がテナント等の場合には回答できる人に調査票を送付する必要があるため、省エネ法定定期報告実施建物以外かつ、建物全体の有効な回答を得られる可能性のあるものに対して、対象のテナントと紐づけるためのビルテナント情報の整理を行う。具体的には、担当職員が提供する過年度調査情報に加えて、受託者が、調査対象母集団名簿のビル名欄記載内容や、Web掲載情報等から最大限の情報収集を行い、その結果を反映する。

《令和６年度調査対象件数：１１，２００件》

- ・原則として、過年度調査時に建物全体の数値を回答した先（特定の条件で抽出）
《令和6年度調査対象件数：705件（12,014事業所）》
- ・過年度調査時に自らのエネルギー消費量を把握していないテナント等より、当調査で回答すべきエネルギー消費量を把握している先として指名されたオーナー・管理者など（情報の充足度など一定条件で抽出）
《令和6年度調査対象件数：4,314件（85,408事業所）》
- ⑥ 庁舎敷地コードの設定（整理・設定付与：11月から翌年2月中旬頃）
 - ・一定のルールの下で庁舎内の事業所の整理を行う。（庁舎－事業所情報の付与）
《令和6年度調査対象件数：3,598件》
 - ・中央省庁、都道府県、市区町村、東京都23区、政令指定都市の区の本庁舎、合同庁舎
《令和6年度調査対象件数：2,578件（22,220事業所）》
- ⑦ 部門別事業所の企業名寄せコードの設定
（整理・設定付与：11月から翌年2月中旬頃）
 - ・一定のルールの下で同一住所にある同一企業の複数部門を一括して回答した民間企業の名寄せ整理を行う。
《令和6年度調査対象件数：876件（2,500部門）》
- ⑧ グループコードの設定
（グループ選定11月頃、設定付与：翌年1月から2月中旬頃）
 - ・1社で多事業所が調査対象となるなど、当調査において回答の収集が重要な企業・団体若しくは企業グループを選定した上で、該当する事業所を名寄せし、体系立てた識別コードを付与する。
《令和6年度調査対象件数：620万事業所（調査対象母集団名簿）
付与件数：民営：594グループ（14,383事業所）
公営：254グループ（4,447事業所）》
- ⑨ 調査対象事業所の抽出
（整備：11月から12月下旬、抽出：翌年1月中旬から3月中旬頃）
 - ・①～⑧の作業により整備した調査対象母集団名簿を母集団として、事業所を抽出単位とした層別抽出を行う。ただし、エネルギー多消費事業所等については全数調査を行う。
〔層別抽出〕
 - ・調査対象母集団名簿より以下の事業所を除く
 - 経済産業省特定業種石油等消費統計調査（以下「石油等消費統計調査」という。）の名簿掲載事業所（石油等消費統計調査において既に消費量を把握しているため、調査対象から除外）
《令和6年度調査対象件数：1,300件》
 - 省エネ法定定期報告実施事業所（全数を調査対象とするため）
《令和6年度調査対象件数：14,400件》
 - 熱供給事業所名簿掲載事業所（全数を調査対象とするため）

《令和6年度調査対象件数：200件》

○自家発電保有事業所名簿掲載事業所（全数を調査対象とするため）

《令和6年度調査対象件数：18,300件》

○特定条件に合致する電力・ガス会社事業所、鉄道業の事業所等（他統計において既に消費量を把握しているため、調査対象から除外）

《令和6年度調査対象件数：146,000件》

○その他担当職員が指定する事業所

《令和6年度調査対象件数：0件》

- ・本調査で使用する業種分類を、「エネルギー消費統計調査における標本設計について」（参考2）に基づき、分類・付与する。
- ・本調査で使用する従業者数区分を、「エネルギー消費統計調査における標本設計について」（参考2）に基づき、分類・付与する。
- ・上記業種分類・従業者数区分により参考1のように層別抽出を行う。なお、無作為層から抽出する際には、経年変化の安定化を図ることを目的に、2分の1は昨年度の調査において標本として2年間継続して調査するものとして抽出した事業所を採用し、その他の2分の1は無作為抽出する。（次年度調査において継続調査対象となる事業所）

[全数調査]

- ・省エネ法定定期報告実施事業所（特定業種の事業所、石油等消費統計調査の名簿掲載事業所を除く）
- ・熱供給事業所名簿掲載事業所
- ・自家発電保有事業所名簿掲載事業所
- ・その他担当職員が指定する事業所

⑩ 重複是正処理の実施（登録11月末、是正12月中旬）

- ・上記⑨で作成した調査対象名簿を事業所母集団データベースに登録した後、総務省統計局から重複是正に係る情報が提供されるため、その情報を基に重複是正用ファイルの作成及び提出を行う。
- ・重複是正対象事業所を除外し、是正結果の報告を行う。
- ・除外された調査対象事業所の補填を行う。

《令和6年度調査対象件数：700件》

⑪ オンライン調査運用環境の整備（翌年2月から3月下旬）

- ・作成した調査対象名簿に基づき、オンライン調査用の調査対象名簿を作成し、オンライン調査システムへ登録を行う等、オンライン調査の運用環境を整備する。なお、情報セキュリティ対策を講じた作業場所並びに光回線等のブロードバンド環境及び固定IPアドレスについては民間事業者で用意することとし、以下の通信環境及びシステム環境が必要となる。
 - 通信環境（例）
光回線等のブロードバンド環境（推奨）
 - パソコンの動作環境（例）

OS : Windows 10 以降、macOS

Web ブラウザ : Microsoft Edge、Safari、Firefox、Google Chrome

PDF 閲覧ソフト : Adobe Reader (必須)

- ・ 業務終了後は、作業ファイルを含む全てのデータ消去報告書(様式は別途指示)を提出すること。

(2) 調査関係書類の作成・印刷(実施時期: 10月から翌年3月頃)

- ・ 本調査の実施に当たって、調査対象事業所に配布する調査関係書類は、基本的に、①送付用封筒、②返信用封筒、③協力依頼状、④調査票、⑤調査票記入要領、⑥前年度のエネルギー消費統計調査の結果概要、⑦オンライン調査システム操作手順書案内リーフレットを予定している。
- ・ 各調査関係書類の印刷部数は、担当職員が提示する調査対象事業所数(標本数)を基数とすること。ただし、再送付を必要とする事業所があることから、その分を見込んでおく。
- ・ 各調査関係書類の作成・印刷に当たっては、調査票の回収率、オンラインによる回答率向上に資する方策を検討し、その内容を踏まえた印刷仕様を作成すること。作成した印刷仕様については、担当職員に提示し、了承を得ること。
- ・ 各調査関係書類は、担当職員が提供する原稿(電子ファイル)を基に版下を作成すること。
- ・ 各調査関係書類には、担当職員が提供する原稿(電子ファイル)を基に、「政府統計の統一ロゴタイプ」を使用基準に従って印刷すること。
- ・ 各調査関係書類について、発送作業終了後、10部をセットにして納品すること。
- ・ 各調査関係書類の基本的な仕様は以下のとおりとする。

① 送付用封筒

- ・ 封筒の表に以下の調査名、実施機関名及び差出人・問合せ窓口、オンライン回答可能な旨を印刷する。

調 査 名 : (調査年度) エネルギー消費統計調査

実施機関名 : 資源エネルギー庁長官官房総務課戦略企画室

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

差出人・問合せ窓口名 : エネルギー消費統計調査事務局

受託者名、受託者所在地

- ・ 印刷原稿は、担当職員が提供する原稿(電子ファイル)を基に、体裁を整える。

② 返信用封筒

- ・ 印刷原稿は、担当職員が提供する原稿(電子ファイル)を基に、封筒の各所にオンライン回答可能な旨を記載し、体裁を整える。なお、返送先は「エネルギー消費統計調査事務局」とし、住所は受託者の住所とするため、事前に郵便事業会社当該地区支社・局の了承を得る。

③ 調査票(原稿作成: 10月~翌年2月上旬、印刷: ~3月中)

- ・ 担当職員が提供する原稿(電子ファイル)を基に、体裁を整える。

- ・ 調査票については、担当職員が提供する原稿（電子ファイル）を基に原稿（案）を作成し、担当職員の了解を得る。
 - ・ 調査票の種類は、第1号調査票（a）：一般票（簡易版）、第1号調査票（b）：一般票、第2号調査票：屋外事業、第3号調査票：公営、第4号調査票：ビル、第5号調査票：省エネ報告対象（ビル）、第6号調査票：省エネ報告対象（一般）、第7号調査票：熱供給業の合計8種類とする。
 - ・ 調査票の送付先、調査対象事業所の事業所名・事業所所在地、法人番号、調査ID、オンライン調査システムのログイン情報（調査対象者IDとパスワード）については、調査対象名簿上の情報を基に、プレプリントする。
 - ・ 印刷は4色刷りとする。
- ④ 調査票記入要領（原稿作成：11月～翌年2月上旬、印刷：～3月中）
- ・ 印刷原稿は、担当職員が提供する原稿（電子ファイル）を基に、体裁を整える。
 - ・ 印刷は2色刷りとする。
- ⑤ オンライン調査システム操作手順書案内リーフレット（資源エネルギー庁ホームページに掲載する「オンライン調査システム操作手順書（PDF形式）」のURLを案内）（原稿作成：11月～翌年2月上旬、印刷：～3月中）
- ・ 印刷原稿は、担当職員が提供する原稿（電子ファイル）を基に、体裁を整える。
 - ・ 印刷は1色刷りとする。
 - ・ 別途、資源エネルギー庁のホームページに掲載する「オンライン調査システム操作手順書」を作成する。（前年度調査実績：A4判、13ページ程度、フルカラー、電子ファイル（PDF形式）で作成し印刷物とはしない）
- ⑥ 協力依頼状（原稿案作成～起案決裁：翌年2月中、印刷：～3月中）
- ・ 協力依頼状は、資源エネルギー庁長官の公文書とする。
 - ・ 協力依頼状に使用する公印は、資源エネルギー庁が貸与する印影を使用して作成する。また、公印の扱いには十分に注意すること。（印影は赤色とする）
 - ・ 調査依頼の効果を高める工夫があれば提案すること。
- ⑦ 前年度のエネルギー消費統計調査の結果概要（原稿：3月上旬、印刷：～3月中）
- ・ 印刷原稿は、担当職員が提供する原稿（電子ファイル、本調査の概要及び業種別・燃料種別のエネルギー消費量の集計結果等を記述）を基に、体裁を整える。
 - ・ 印刷は4色刷りとする。
- ⑧ 電子調査票（Excelファイル）、電子媒体調査票（Excelファイル）（開発・テスト：翌年2月上旬～3月中）
- ・ 電子調査票（Excelファイル⁸）は、「政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）電子調査票ガイドライン」の記載に沿って、設計、開発、単体テスト、結合テスト（バックアップ環境）、総合テスト（本番環境最終テスト）を確実に実施すること。
 - ・ 電子媒体調査票（Excelファイル）は、報告者の調査対象事業所数にあわせ単票形式（1ファイルに1事業所分のみの回答を入力できるExcelファイル形式）、

⁸ HTML形式の提案を排除するものではない。

リスト形式（１ファイルに複数事業所の回答を一覧表（リスト）で入力できる
Excel ファイル形式）を作成すること。

（参考：令和６年度調査 印刷部材一覧表）

	印刷物種別	発注実績数	仕様等
①	送付用封筒	175,000	角2(2色) 表面のみ印刷
②	返信用封筒	175,000	長3(2色) 表面のみ印刷（透け防止加工あり）
③	調査協力依頼状(長官印)	175,000	A4 1枚 表面のみ印刷 2色
④-1	第1号調査票(a)(一般票(簡易版))	41,000	A3 1枚 表裏 4色
④-2	第1号調査票(b)(一般票)	90,000	
④-3	第2号調査票(屋外事業)	17,500	
④-4	第3号調査票(公営)	15,000	
④-5	第4号調査票(ビル)	4,000	
④-6	第5号調査票(省エネ報告対象(ビル))	2,500	
④-7	第6号調査票(省エネ報告対象(一般))	11,300	
④-8	第7号調査票(熱供給業)	250	
⑤-1	調査票記入要領 第1号調査票(a)用	41,000	A4 12ページ 4色 中綴じ
⑤-2	調査票記入要領 第1号調査票(b)用	90,000	
⑤-3	調査票記入要領 第2号調査票用	17,500	
⑤-4	調査票記入要領 第3号調査票用	15,000	
⑤-5	調査票記入要領 第4号調査票用	4,000	
⑤-6	調査票記入要領 第5号調査票用	2,500	
⑤-7	調査票記入要領 第6号調査票用	11,300	
⑤-8	調査票記入要領 第7号調査票用	250	
⑥	前年度のエネルギー消費統計結果概要	0 ⁹	A3 1枚 表裏 4色 2つ折り加工
⑦	オンライン調査システム操作手順書案内リーフレット	175,000	A4 1枚 表面のみ印刷 1色

⁹ 令和6年度調査は公表遅延が発生したため作成せず、令和8年度調査は約175,000枚を予定している。

(3) 事前案内（実施時期：翌年3月から9月頃）

【1 社多事業所対応】

- ・ 1 社（団体）で多事業所が調査対象となるなど、当調査において回答の収集が重要な企業・団体若しくは企業グループの回収率向上のため、事前案内の実施（調査票送付方法・送付先の確認）、希望回答方法への対応（調査票紙・電子ファイル(リスト形式・単票形式)・先方形式）を行うこと。具体的な対応については、事前に、担当職員に提案・提示し、了承を得ること。

《令和6年度調査対象件数

民営540グループ（11,800事業所）：

1 社（団体）当たりの調査対象事業所数（概ね50事業所以上の企業）、前年の調査回答状況等を基に選定する。

公営220グループ（4,300事業所）：

中央省庁、都道府県、都道府県警察及び前年の調査回答状況等を基に選定する。》

【熱供給事業者対応】

- ・ 1 事業所で膨大なエネルギーを消費する事業所であり、当調査において回答の収集が重要となる熱供給事業者の回収率向上のため、きめ細やかな督促及び疑義照会を行うこと。なお、具体的な対応については、事前に、担当職員に提案・提示し、了承を得ること。

《令和6年度調査対象件数：200件》

(4) 調査関係書類の発送（実施時期：翌年4月頃）

- ・ 業務繁忙期や休日避けるなど、調査客体の有効回答を得られやすい時期かつ事務局の作業工程を鑑みて調査票発送時期と回数を設定し、発送すること。
- ・ 調査関係書類の送付日については、事前に担当職員に報告すること。
- ・ 郵便の種類は、通常郵便（信書）で送付すること。

《令和6年度調査対象件数：154,000件》

※例年、4月中旬に1週間程度を目途に、送付先所在地を基準とした地域別に3回程度に分けて発送

- ・ 調査客体の要望に沿った調査票発送、調査関係書類の再発送要望への対応を実施すること。
- ・ 調査対象事業所ごとに送付先情報、送付履歴を記録すること。
- ・ 発送件数表は、作業報告書に添付し、提出すること。
- ・ 再発送分については、提出期限を考慮した上で、締め切り延期案内リーフレットを同封すること。

《令和6年度調査発送件数：4月中旬から8月下旬にかけて2,000件》

- ・ 1 社多事業所対応又は1 社多事業所対応以外でオンライン調査システムを利用できない報告者で、電子ファイルでの回答を希望する事業所については、セキュリティを確保した Excel 形式の電子ファイル調査票を電子メール等の手段により送付すること。その際のメールアドレスは受託者のドメインを使用し、受託者の利用するメールサーバを使用

する。

《令和6年度調査電子ファイル送付対象件数：約11,000件》

(5) 問い合わせ対応（実施時期：翌年4月から9月頃）

- ・調査に対する質問へのスムーズな応答、調査拒否電話に対する調査協力要請・説得を果たすため、受託者により、フリーダイヤル等による当調査専用の問い合わせ窓口を設置すること（フリーダイヤル等使用期間（コールセンター稼働期間）は、4月中旬から9月中旬を想定）。なお、フリーダイヤル等にかかる通話料金は受託者が支払うものとし、資源エネルギー庁への外線転送は想定していない。
- ・担当職員から提供する昨年度までの問い合わせ対応マニュアルをベースに、当該年度の間合せ対応マニュアルを作成し、調査対象事業所からの問い合わせに対応すること。
- ・調査対象事業所からの問い合わせ1件ごとに問い合わせ内容を記録すること。
- ・1週間ごとに、問い合わせ件数表を取りまとめること。
- ・問い合わせ内容及び応答結果は、必要に応じて問い合わせマニュアルに追加すること。
- ・問い合わせマニュアル及び問い合わせ件数表は、作業報告書に添付し、提出すること。
- ・コールセンターで処理できない案件については、エネルギー消費統計調査事務局において、調査責任者が対応すること。オンライン調査システムに関する問い合わせのうち、エネルギー消費統計調査事務局で対応できない問い合わせについては、政府統計共同利用システムのヘルプデスクに連絡し、指示を受けること。

《令和6年度調査問い合わせ件数：14,500件》

※上記の問い合わせ想定件数には、オンライン調査システムに関する問い合わせ分は含まれていない

※調査票発送時期における4月、提出期限・督促時期における6月～7月にかけてピークがある傾向

(6) 調査票受付・画像化・データ入力（実施時期：翌年4月から9月頃）

- ・調査票の受付、回収調査票をPDFファイル化するなどの画像化を行うこと。
- ・調査票の配送・授受の体制及び事故防止のための対応について、事前に、担当職員に提示し了解を得ること。
- ・調査票の受付、調査票の所在管理等は管理システム等により厳格に行うこと。
- ・1週間ごとに、日別提出状況表を取りまとめ、担当職員に報告すること。
- ・提出状況表（総括表）として、産業中分類別・従業者規模別表を作成すること。
- ・提出状況表（調査票・回答方法別）として、調査票・回答方法別を作成すること。
- ・担当職員から中間報告の要請があった場合は、提出状況表（総括表）により中間報告を行うこと。
- ・調査終了後、提出状況表（総括表、調査票・回答方法別）を取りまとめ、作業報告書に添付すること。
- ・契約期間中は、調査票を保管すること。なお、最終納品時には調査票を処理（裁断・溶解処理等）すること。

- ・調査票処理（裁断・溶解処理等）後、調査票の画像データを納品すること。
- ・受付名簿を作成し、調査票の提出状況を逐次管理すること。
- ・受付名簿には、受取拒否、宛先不明、休業・廃業の情報を反映すること。
- ・郵便局からの入荷調査票の通数確認、回収日などの登録を行うこと。
- ・オンライン調査システムやメールでの電子ファイル提出データの受付・整備を行うこと。
- ・オンライン調査システムにより提出があった調査票を担当職員が貸与するオンライン調査システムマニュアルに従い回収すること。
- ・オンライン調査システムで使用するワнтаイムパスワードは、ユーザー登録したメールアドレスに送信される。
- ・オンライン調査システムの利用期間中は、調査客体がいつでも回答できるように、24時間利用可能とすること。
- ・当初設定の調査対象範囲外での回答の登録管理（回収した調査票のエネルギー消費量が、当初設定の調査対象範囲ではなく、他事業所を含んでいる場合、又は他事業所に含まれている場合は、包含関係にある事業所を特定し明確に記録）を行うこと。
- ・回収調査票のローデータ入力を行うこと。（ローデータの入力様式は参考6参照）
- ・データ入力業務を再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない、以下同じ。）する場合は、再委託業者による適正かつ確実な業務の実施を確保し、統計の精度及び統計調査の信頼性を担保するため、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）も踏まえ、以下の取組を講ずること。

① 契約書等への記載

- ・データ入力業務の契約書又は仕様書等において、以下の内容を明記すること。
 - イ) 通常入力（エントリ）と照合入力（ベリファイ）を異なる作業員が実施する等のデータの正確性確保のための方策を講じること
 - ロ) 「プライバシーマークの認定を受けている者」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得している者」を要件とし、調査票情報等の漏えい等が発生しないよう厳格な管理を行うこと
 - ハ) 再委託を受けたデータ入力業務等を他の事業者にさらに委託してはならないこと
- ニ) （データ入力業務に加え、審査業務も再委託する場合）「エネルギー消費統計調査事務局」で実施する場合と同様に、システムやソフトウェアを用いた数値のチェックを行うこと

② 実施体制の確認

- ・再委託先の決定（契約）後、実査開始までの準備期間に再委託業者の事務所に立ち入り、再委託業者の業務実施体制（作業員の人数は十分確保されているか、作業員の管理体制や情報セキュリティ対策は十分か等）の確認を行うこと。

③ 遂行能力の確認

- ・再委託先の決定（契約）後、過去に受注実績のない再委託業者に対しては、実査開始までの準備期間に、試験用の調査票情報等データを入力させ、業務遂行能力

を確認すること。

④入力データの照合

- ・ データ入力業務の開始後、再委託業者から納品された入力データについて、定期的に調査票情報等の原本と入力された数値が一致しているかどうかを抜き取り調査すること。

《令和6年度調査紙媒体調査票回収件数：約64,000件》

《令和6年度調査電子媒体調査票回収件数：約11,000件》

《令和6年度調査政府統計オンライン調査システム利用調査票回収件数：約35,000件》

(7) 督促（実施時期：翌年6月から7月頃）

- ・ 未提出調査票の回収、オンラインによる回答率向上を目的とした督促計画を立案し、担当職員の下承を得ること。
- ・ 督促書面の内容については、事前に、担当職員の下承を得ること。
- ・ 督促業務を円滑に遂行するために、督促対応マニュアルを作成する。督促対応マニュアルについては、事前に担当職員の下承を得ること。
- ・ 原則として、調査票未提出の全ての調査対象事業所に対する督促を行い、目標回収率に到達するように努めること。調査票の提出期限（毎年6月15日）を踏まえ、事業者からの送付にかかる日数を考慮し、督促は毎年5月下旬から開始、毎年8月上旬にかけて実施する。

① 書面による督促

- ・ 調査票提出期限の前と後に合計2回、書面による督促（リマインドを含む）を実施する。

《令和6年度調査件数：リマインドはがき100,000件、
督促はがき22,000件》

② 電話による督促

- ・ 調査票提出期限後に、電話による督促を実施する。

《令和6年度調査件数：52,000件》

- ・ 督促に要する電話番号情報は、担当職員が提供する前年までの記入者情報に加え、担当職員が提供する調査対象母集団名簿から整備すること。
- ・ 毎日の調査票提出の受付情報を基に、調査票提出のあった事業所を督促対象から除外すること。
- ・ 督促の際に、調査対象事業所から質問等があった場合は、督促状況、応答内容を記録すること。
- ・ 督促件数の日報を作成すること。
- ・ 1週間ごとに、日別提出状況表を取りまとめ、担当職員に報告すること。
- ・ 担当職員から中間報告の要請があった場合は、対応すること。
- ・ 調査終了後に、督促件数・結果を取りまとめ、作業報告書に添付し提出すること。
- ・ コールセンターで処理できない案件については、エネルギー消費統計調査事務局におい

て、調査責任者が対応すること。

- ・督促時に相手方が不在の場合、客体側の混乱を避けるため資源エネルギー庁への問い合わせが入らないように工夫すること。

(8) 審査・疑義照会、データ修正（実施時期：翌年4月から9月頃）

- ・担当職員が提供する審査マニュアル（参考7）に基づいて、システムやソフトウェアを利用して、審査処理及び結果の確認を行うこと。
- ・審査マニュアル（参考7）に記載のある審査ロジックは以下のとおりである。なお、その他に有用な審査ロジックがあれば、事前に担当職員に提示し了承を得ること。

① 基本ロジカルチェック

- ・必須事項の記入漏れ
- ・合計と内訳の整合性
- ・設問間の関連確認

② 回答値審査

- ・前年度調査回答との比較
- ・同業種同従業者数規模指標との比較
- ・延べ床面積 1 m²当たり総熱量との比較
- ・総熱量変動率と事業所活動指標変動率との比較
- ・ビル全体回答用調査票における延べ床面積 1 m²当たり総熱量との比較

③ その他審査

- ・自家発電保有事業所リストチェック
- ・エネルギー転換効率適正值との比較
- ・特定業種の専用審査
- ・法人番号不記載、桁数不足、表記揺れ等のチェック
- ・必要に応じて調査対象事業所に確認（照会）を行い、ローデータの修正処理を行うこと。
なお、業務担当者の手作業によりデータ入力を行う場合は、データの入力業務を行った業務担当者とは別の業務担当者が照合作業を行うことにより、データが正確に入力されているかどうかをダブルチェックすることとする。
- ・審査処理内容並びに照会結果表を取りまとめ、作業報告書に添付すること。
《令和6年度調査疑義照会件数：34,000件》

(9) 調査結果名簿・審査済個票等整備（実施時期：翌年5月から9月頃）

- ・本年度調査の結果を受けて調査結果名簿、審査済個票（調査票データ）、メタデータ（二次的利用向け個票データ含む）等の整備を行うこと。
- ・提出された調査票の「調査対象事業所所在地」「事業所名」「法人番号」等に訂正や「備考欄」に記載がある場合は、調査票の訂正情報を基に、受付名簿を訂正すること。
- ・受付簿訂正に際し、法人格の表記揺れ（株式会社、(株)、(株)など）、半角カタカナ、半角ハイフン等の全角化、所在地情報の表記揺れ（新旧住所混在）の正規化、分割（都道府県、市区郡名、区町村名、所在地、ビル名など）等のデータクレンジングを行うこ

と。

- ・調査票情報の円滑な二次的利用確保に向け調査票データ、メタデータ（以下、二次メタ）等について、「調査票情報の円滑な二次的利用の確保に向けた調査票データ等の整備方針」（令和6年2月26日統計企画会議申合せ・統計基盤デジタル化推進会議申合せ）、「二次メタ作成手順書¹⁰」に基づき作成し、「二次メタ簡易チェックツール¹¹」で内容チェックや作成支援を受けた上で整備を実施すること。具体的な作業内容等については、先行事例（令和6年度調査分）を参考に、担当職員と調整の上で決定すること。
- ・調査終了後、受付名簿の受付情報、訂正情報及び督促結果（受取拒否、宛先不明、休業・廃業、社名変更・合併、敷地名寄せ、エネルギー把握者情報）を基に、情報を追加・訂正して、調査対象母集団名簿（確定名簿）、調査対象名簿（確定名簿）、調査結果名簿（調査履歴登録用）¹²を作成し、毎年9月30日までに納品すること。
- ・調査票データ（無効票を含むローデータ及び審査・修正済データ）を毎年8月30日までに中間納品し、メタデータ（二次的利用向け個票データ含む）と併せて毎年9月30日までに最終納品すること。

（10）作業報告書作成等（実施時期：翌年8月から9月頃）

- ・本調査の作業報告書等の電子ファイルを作成し、納品すること。報告書は、各年次調査の実施状況報告等を含む内容とすること。具体的内容については、担当職員と調整する。
- ・エネルギー管理指定工場名簿に基づき対象を選定する第5号及び第6号調査票については、報告者の負担軽減を目的として、「省エネルギー法 定期報告・中期計画書（特定事業者等）記入要領」、「様式第9：定期報告書」及び「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS（イーグス）」¹³等の内容を調査し、当該調査票への転記が可能か検討すること。また、当該事業所（概ね50事業所程度）に対してヒアリングを実施し、意見・要望を取りまとめること。
- ・毎年9月30日までに最終納品すること。

※令和6年度調査結果に関しては、以下のURLを参照のこと。

なお、令和7年度調査は現在実施中であるため調査票等の調査関係用品のみの掲載となっている。

https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec001

※委託業務の内容に係る参考資料（再掲を含む）

参考1 調査票号数別条件表

参考1a 調査票様式（令和6年度調査用）

参考2 エネルギー消費統計調査における標本設計について

参考3 作業スケジュール（令和6年度調査用）

¹⁰ 独立行政法人統計センター作成

¹¹ 独立行政法人統計センター作成

¹² 事業所母集団DBに記録されている事業所・企業に対する調査履歴登録を行うための名簿。

¹³ 省エネ法・温対法・フロン法の同時報告、及び、温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を可能とする新システム <https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/>

- 参考4 調査名簿フォーマット（令和6年度調査用）
参考5 調査データ整備スケジュール（令和6年度調査用）
参考6 調査票データファイルレイアウト例
参考7 エネルギー消費統計調査審査マニュアル
参考8 調査票情報等の適正な管理のために講じるべき措置の例

2. 情報セキュリティに関する事項

（1）情報管理体制

- ① 本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、担当課室に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）を契約前に提出し、担当課室の同意を得る。また、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載する。なお、資源エネルギー庁との契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を情報取扱者とししない。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として本事業で収集、整理、作成等した一切の情報が、担当課室が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいしないことを保証する履行体制を有する。担当課室が個別に承認した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいしないことを保証する履行体制を有する。

- ② 本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしない。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。
③ 上記①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得る。

（2）履行完了後の情報の取扱い

国から提供を受けた資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従う。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管する。

（3）その他セキュリティ管理に関する注意事項

- ・本事業における再委託先等も含め、セキュリティ管理体制を明確にすること。
- ・業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。
- ・本調査では、企業経営に関する重要な情報を含む調査となっていることから、調査対象名簿、調査票及び電子データ（リストに印刷したものを含む。）の取扱いについては、情報の漏洩等が発生しないよう、細心の注意を払う必要がある。そのため、受託先におい

ては、プライバシーマーク、ISO認可等を取得していることが重要であり、直接的な業務あるいはシステム面等を再委託する場合には、これらの再委託先についても取得が望ましい。

なお、受託先においては、セキュリティマニュアルを作成し、調査情報の運用管理（再委託先等における運用管理の監督を含む。）を行う。また、作成したセキュリティマニュアル（既に作成してあるものを含む。）は、担当職員に契約日から1か月以内に提出するとともに、最終納品物に含めること。

- ・上記を適正に管理するに当たっては、参考8に適正な管理の例を示すので、参照のうえ適宜措置を講じること。

3. 提供物及び提供予定時期

本委託事業に必要な以下の各種名簿情報等の提供物及びその提供予定時期は以下のとおりである。

- ・年次フレーム（最新版）（提供予定時期：10月中旬）
- ・エネルギー管理指定工場名簿（提供予定時期：10月中旬）
- ・熱供給事業者名簿（提供予定時期：10月中旬）
- ・石油等消費動態統計調査名簿（提供予定時期：10月中旬）
- ・オンライン調査システムで使用する電子調査票（Excel ファイル）（提供予定時期：10月中旬 但し、担当職員が別途指示する軽微な調査年度等の表記修正を含む場合がある）
- ・オンライン調査システムマニュアル（提供予定時期：10月中旬）
- ・二次メタ作成手順書、二次メタ簡易チェックツール（提供予定時期：10月中旬）
- ・前年度調査結果（提供予定時期：10月上旬）
- ・各調査関係書類の原稿（提供予定時期：10月上旬）
- ・審査マニュアル（提供予定時期：10月上旬）
- ・重複是正結果（調査対象抽出後、事業所母集団データベースに「調査対象名簿」として登録し、総務省にて重複是正処理を実施した結果）（提供予定時期：1月下旬）
- ・調査設計数（提供予定時期：1月中旬）
- ・集計時異常値事業所データ（提供予定時期：3月下旬）
- ・印影（挨拶状への印刷用）（提供予定時期：3月上旬）
- ・集計時使用単価（提供予定時期：3月上旬）
- ・集計時燃料種別標準発熱量（提供予定時期：3月上旬）

4. 納入物件（納品時期）

調査報告書の電子媒体一式を資源エネルギー庁長官官房総務課戦略企画室（別館3階344号室）に納品すること。内容は以下のとおりである。なお、調査票の原本は、受託者において処理（裁断・溶解処理等）すること。

- ・調査対象母集団名簿（確定名簿）（CD-R）
- ・調査対象名簿（確定名簿）（CD-R）

- ・調査結果名簿（調査履歴登録用）（CD-R）
- ・調査票データ（無効票を含むローデータ及び審査・修正済データ）（CD-R）
- ・メタデータ（二次的利用向け個票データ含む）（CD-R）
- ・作業報告書（オリジナル形式電子ファイル及びPDFファイル）（CD-R）
- ・調査票の画像データ（外付けHDD）
- ・エネルギー消費統計調査過年度蓄積名簿（CD-R）
- ・調査年度調査事業所ID-調査前年度調査事業所IDコンバータ（CD-R）
- ・セキュリティマニュアル（CD-R）

5. 業務の引継ぎ

（1）現行の事業者からの引継ぎ

資源エネルギー庁は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者及び民間事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった民間事業者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。特に調査名簿の作成業務については、本調査の基となる部分であり、Ⅲ. 1.（1）調査名簿作成での住所正規化情報、ビルテナント情報、本社・支社情報等を付加する作業や層別抽出作業等を行うため、引き継いだ業務マニュアルや作業工程表を熟読し、不明な点は事前に確認するなど、業務内容の理解に努めること。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、本業務を受注した民間事業者に発生した費用は、当該事業者が負担することとし、それ以外の費用は現行の事業者の負担となる。

（2）期間満了の際の引継ぎ

資源エネルギー庁は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、民間事業者及び次回の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、本業務を受注した民間事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。特に調査名簿の作成業務については、業務マニュアルや作業工程表を整備し、次回の事業者に引継ぎを行うこと。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、本業務を受注した民間事業者に発生した費用は、当該事業者が負担することとし、それ以外の費用は、次回事業者の負担となる。

（3）マニュアル類等の著作物

本業務に関し作成されたマニュアル類等の著作物（以下「本件著作物」という。）の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、全て資源エネルギー庁に帰属し、許可無く、他に複製・公表・貸与・使用してはならない。また、本件著作物について、作成した民間事業者は資源エネルギー庁に対し著作人格権を行使しない。

6. 入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

本業務を実施するに当たって、確保されるべき質として求められるものは、以下のとおりである。なお、資源エネルギー庁は、調査の質の確保のため、実査中は、1週間ごとに提出される問い合わせ状況及び日々の提出状況等の報告書を確認する。

① スケジュールの順守

本業務の実施に当たり、資源エネルギー庁と調整の上、スケジュールに沿って確実に業務を遂行すること。工程に異常が生じる可能性がある場合は、速やかに報告すること。

② 各種業務マニュアル（特に問い合わせ対応マニュアル及び督促マニュアル）に基づく適切な対応

調査対象事業者からの照会や調査票への疑義照会については、業務マニュアルに沿ってきめ細やかな対応をすること。また、照会によって知り得た情報はマニュアルに反映し、調査対象事業者にはスピード感と節度を持って、真摯に対応すること。

なお、照会等を受けて業務の質の確保や回収率の改善に向けた対応が必要な場合は、速やかに改善策の作成を行い、資源エネルギー庁の承認を得た上で実施すること。

③ 目標回収率等

令和5年度及び令和6年度の実績値を基に、提出期日までの調査票回収率は45%以上、最終的な回収率は65%以上を毎年度の目標とする。また、最終年度におけるオンライン回答率¹⁴50%超を目指し、オンライン回答率の向上にも努めること。

7. 業務の改善提案等

民間事業者は、次の①又は②の場合、速やかに業務の改善策（資源エネルギー庁への提案を含む。）を作成及び提出し、資源エネルギー庁の承認を得た上で改善策を実施するものとする。

① 民間事業者が過去の業務の実施結果等を踏まえ、業務の質の確保、向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合

② 資源エネルギー庁が、Ⅲ. 4. 納入物件（納品時期）に示す物品の確認又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合

8. 契約金額の支払いについて

資源エネルギー庁は、民間事業者による各調査年度業務終了後、民間事業者からの報告等により、適正な実施がなされたことを確認し、契約書記載の条件により、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払う。

なお、適正な業務がなされていない場合には、資源エネルギー庁は民間事業者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払は行わない。

¹⁴ 回収数に占めるオンラインによる回収数の割合

9. 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により民間事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、①から③に該当する場合には資源エネルギー庁が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

- ① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- ② 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）
- ③ 上記①及び②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

IV. エネルギー消費統計調査の事業（契約）期間

事業（契約）期間は、委託契約締結日から令和11年9月30日までとする。

V. 民間競争入札に参加する者に必要な資格

- 1. 法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- 2. 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 3. 予決令第71条の規定に該当しないものであること。
- 4. 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 5. 入札説明会に参加した者又は入札説明会資料を入手した者であること（調査関係書類、報告書等の詳細資料の閲覧は可能）。

※閲覧場所等

資源エネルギー庁長官官房総務課戦略企画室（別館3階344号室）の担当職員へ事前連絡した後、担当職員の指示に従い閲覧すること。

なお、閲覧に際しては誓約書を提出すること。（様式「機密情報閲覧に関する誓約書」）

- 6. 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和38年6月26日付け38会第391号）により、「令和07・08・09年度経済産業省競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- 7. 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。（納税証明書（直近のもの）を提出させる）
- 8. 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。（社会保険料納入確認書等（直近のもの）を提出させる）
- 9. 本実施要項に記載する事項のとおり業務を実施・完了することができることを証明した者

であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約(以下「本契約」という。)を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。(様式「履行証明書」)

10. X III. 9. 法に基づく民間委託統計調査に関する委員会の構成員である外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある民間事業者でないこと。

VI. 民間競争入札に参加する者の募集

1. 民間競争入札に係るスケジュール(予定)

- | | |
|----------------------|-----------|
| (1) 入札公告 | 令和8年6月下旬頃 |
| (2) 入札説明会 | 令和8年7月上旬頃 |
| (3) 入札説明終了後の質問期限 | 令和8年7月下旬頃 |
| (4) 入札書類提出期限 | 令和8年8月中旬頃 |
| (5) 入札書類の評価 | 令和8年8月下旬頃 |
| (6) 開札、落札予定者の決定 | 令和8年8月下旬頃 |
| (7) 暴力団排除情報該当性に関する照会 | 令和8年9月上旬頃 |
| (8) 業務の引継ぎ | 事業者決定後 |
| (9) 契約の締結 | 令和8年10月1日 |

なお、調査関係書類、報告書等の詳細資料については、(2)～(3)の期間まで閲覧可能

2. 入札実施手続

(1) 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、資源エネルギー庁において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に資源エネルギー庁に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び資源エネルギー庁からの回答は原則として入札説明会に参加した全ての者に公開することとする。

ただし、民間事業者は、質問内容及び回答が周知されることが自身の権利や競争上の地位等を害する恐れがあると判断する場合には、質問を行う際に非開示を希望することができる。資源エネルギー庁は、質問者の意向を聴取した上で、民間事業者の権利や競争上の地位等を害する恐れがあると判断した場合には、質問内容及び回答を周知・開示しない。

(2) 提出書類

民間競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、入札金額を記載した書類、委任状(代理人に委任したことを証明する書類。ただし、代理人による入札を行う場合に限る。)、競争参加資格審査結果通知書の写し、各種証明書(納税証明書、社会保険料納入確認書等、履行証明書)、提案書及び別紙1「評価項目一覧」の「提案書ページ番号」欄に必要事項を記載したものを提出することとする。

なお、上記の入札金額は、役務契約にかかる総価の110分の100に相当する金額

を記載することとする。また、法第10条各号（第11号を除く。）に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定についての審査に必要な書類を添付することとする。

(3) 提案書の内容

入札参加者が提出する提案書には、Ⅶ. で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

- ① 事業実施の基本方針、業務内容等
- ② 事業実施方法
- ③ 事業実施計画
- ④ 類似事業の経験、専門知識、資格等
- ⑤ 組織としての事業実施能力
- ⑥ 事業実施体制
- ⑦ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標
- ⑧ 賃上げの実施表明
- ⑨ 事業に関する知見・知識・専門性等

なお、上記について資源エネルギー庁が民間事業者の創意工夫による設定を求めている事項以外についても、民間事業者が創意工夫できる事項については企画書に記載する。

Ⅶ. 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定方法

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、「評価項目一覧表」（別紙1）のとおり。

なお、評価は、資源エネルギー庁内に設置する評価委員会において行う。

1. 提案書等評価の手続

(1) 一次評価

ア 評価項目一覧の遵守確認事項のうち「遵守確認」欄に全て「○」が記入されている（遵守確認事項の設定がない場合は省略）。

イ 評価項目一覧の提案要求事項のうち評価区分が必須の「提案書ページ番号」欄に提案書のページ番号が記入されている。

ウ 評価項目一覧の添付資料のうち提案の要否が必須の「提案書ページ番号」欄に提案書のページ番号が記入されている。

(2) 二次評価

(1) 一次評価に合格した提案書等に対し、下記「3. 技術点の評価方法」に基づき採点を行う。この際、評価項目一覧の提案要求事項のうち評価区分が必須とされた項目の得点（基礎点）が一項目でも0点となった場合、その入札者を不合格とする。

複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（加点部分の点数）の平均（小数第3位切捨て）を加点とし、基礎点と合計したものを技術点とする。

2. 落札方式及び総合評価点の計算

(1) 落札方式

次の要件を共に満たしている者のうち、(2) 総合評価点の計算によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格の範囲内であること。

イ 評価項目一覧の提案要求事項に記載される要件のうち必須とされた項目を、全て満たす提案書等を提出していること。

(2) 総合評価点の計算

$\text{総合評価点} = \text{技術点 (200点)} + \text{価格点 (100点)}$
--

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分 × (1 － 入札価格 ÷ 予定価格)

※技術点と価格点の点数配分については2：1とする。

3. 技術点の評価方法

(1) 技術点の得点配分

技術点は基礎点と加点の二種類に分かれており、それぞれの得点配分は評価項目一覧の提案要求事項のうち「得点配分」欄に記載のとおり。

(2) 基礎点評価 (17点)

基礎点は、提案要求事項のうち評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には提案要求事項の要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる（基礎点を評価する際の観点は、評価項目一覧の提案要求事項のうち「評価の観点」欄を参照のこと。）。

(3) 加点評価 (183点)

加点は、特定の提案要求事項について設定されており、評価項目一覧の提案要求事項のうち「評価の観点」欄の記載に沿って評価を行う。

なお、過去に不正行為を行った事業者からの提案については、1年間は「過去に同様の事業を実施したことがあるか」といった過去の事業実績を評価する項目及び「優れた管理体制となっているか」といった組織の管理体制を評価する項目について、それぞれの評価項目に配点されている点数は加点評価を行わない。

(4) 減点評価

減点は、賃上げの実施表明にかかる提案要求事項について設定されており、評価項目一覧の提案要求事項のうち「評価の観点」欄の記載に沿って評価を行う。

具体的には、過去にいずれかの省庁について入札時に賃上げの実施表明を行ったにも関わらず賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合（財務省から当省宛に減点対象企業、減点対象期間などの通知を受理した場合）には減点評価を行う。

4. その他

- (1) 必須項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格での入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、「2. (2) 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い1者を落札者として決定することができる。
- (3) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない資源エネルギー庁の職員にくじを引かせ落札者を決定する。
- (4) 資源エネルギー庁は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

5. 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

資源エネルギー庁は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告によると本業務の実施の準備に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない事情がある場合には、入札対象事業を自ら実施すること等ができる。この場合において、資源エネルギー庁はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。

VIII. エネルギー消費統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示

1. 開示情報

エネルギー消費統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、別紙2のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法等

2. 資料の閲覧

前項「(5) 従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、調査関係書類、報告書等について、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能と

する。また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、資源エネルギー庁は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

なお、閲覧可能な期間は入札説明終了後の質問期限までとする。

IX. 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項

資源エネルギー庁は、調査客体から調査票の受理等に使用するためのオンライン調査システムへのアクセス権を民間事業者に付与する。

なお、本業務実施のための政府統計共同利用システム使用に係る費用については、無償（ただし、通信費用、電気料等は利用者負担）とする。

X. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、資源エネルギー庁に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項

1. 報告について

民間事業者は、次の（１）から（５）までについて、資源エネルギー庁に報告するとともに、必要に応じて資源エネルギー庁から求められた場合にも同様に報告することとする。また、資源エネルギー庁は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

- （１）各工程の作業方針
- （２）調査票提出状況
- （３）電話督促状況
- （４）疑義照会状況
- （５）問い合わせ・苦情対応状況

2. 調査について

資源エネルギー庁は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記１．の報告や次の（１）から（３）までによるモニタリングの結果等により必要があると認めるときは、法第２６条第１項に基づき、民間事業者に対し、必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする資源エネルギー庁の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第２６条第１項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

（１）民間事業者（事務局）への訪問（適宜）

資源エネルギー庁から民間事業者（事務局）を訪問し、業務担当者の照会対応状況、業務の進捗状況などを把握する。

(2) 調査票の不正記入等の確認 (適宜)

民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入等の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査客体に資源エネルギー庁から不正行為の有無を確認する。

(3) 前年の実施状況との比較 (週 1 回)

回収状況について、前年実績値と比較することで進捗状況を確認する。

3. 指示について

資源エネルギー庁は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記 2. の調査結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができる。

なお、民間事業者は、改善策の作成に当たり、資源エネルギー庁に対して助言、協力を求めることができる。

4. 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して、資源エネルギー庁が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

5. 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

(1) 業務の開始及び中止

① 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

② 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、資源エネルギー庁の承認を受けなければならない。

(2) 公正な取扱い

① 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を合理的な理由なく区別してはならない。

② 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

(3) 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務（再委託先等との契約締結行為は除く。）において、金品等を受け取ることを又は与えることをしてはならない。

(4) 宣伝行為の禁止

① 民間事業者及び本業務に従事する者は、「資源エネルギー庁」や「エネルギー消費統計

調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務がエネルギー消費統計調査の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。

② 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

(5) 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

(6) 記録・帳簿書類

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。

(7) 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(8) 権利義務の帰属

本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

(9) 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、資源エネルギー庁の承認を受けなければならない。

(10) 再委託

① 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

② 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

③ 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で資源エネルギー庁の承認を受けなければならない。

④ 民間事業者は、上記②又は③により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

⑤ 再委託先は、上記の秘密の保持、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、事業の同時実施の禁止及び権利義務の帰属等については民間事業者と同様の義務を負うものとする。

⑥ 再委託先の事業者の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

⑦ 民間事業者は、本業務の実施に当たり、再委託先の事業者に再々委託をさせてはならない。

(11) 契約内容の変更

民間事業者及び資源エネルギー庁は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを

得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

(12) 契約の解除等

資源エネルギー庁は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができることとする。

- ① 法第22条第1項第1号イからチまで又は同項第2号に該当するとき。
- ② 暴力団員を、業務を統括する者又は従業者としていることが明らかになったとき。
- ③ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。
- ④ 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。
- ⑤ 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。
- ⑥ 上記の定めるもののほか、民間事業者が本契約の規定に違反したとき。

(13) 契約解除時の取扱い

資源エネルギー庁は、(12)により契約を解除したときは民間事業者に対して委託金その他これまでに履行した委託業務の対価及び費用を支払う義務を負わないこととする。

(14) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と資源エネルギー庁とが協議するものとする。

XI. 民間事業者が本業務を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合における、損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任等

1. 本契約を履行するに当たり、民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

(1) 民間事業者に対する求償

資源エネルギー庁が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、資源エネルギー庁は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について資源エネルギー庁の責めに帰すべき理由が存する場合は、資源エネルギー庁が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 資源エネルギー庁に対する求償

民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について資源エネルギー庁の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は資源エネルギー庁に対し、当該第三者に支払っ

た損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

2. 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって資源エネルギー庁に損害を与えたときは、民間事業者は、資源エネルギー庁に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。
3. 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、本契約に定める業務を履行できないときは、遅延賠償金として遅延日数1日につき契約金額の1000分の1に相当する金額を資源エネルギー庁の指定する期間内に納付しなければならない。また、X. 5. (12)の規定により、資源エネルギー庁が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を資源エネルギー庁に納付しなければならない。

X II. 法第7条第8項に規定する評価に関する事項

1. 実施状況に関する調査の時期

資源エネルギー庁は、総務大臣が事業の実施状況の評価（令和10年12月頃を予定）を行うに当たり必要な情報を得るため、エネルギー消費統計調査の実施状況について、令和10年9月30日時点における状況（令和8、9年度調査）を調査するものとする。

2. 調査の実施方法

資源エネルギー庁は、従来の実績と民間事業者の実績を比較することができるように、民間事業者の実施状況を調査する。回収率や照会件数を実績値と比較することで、数値的な質の維持向上が達成されたかを定量的に評価する。また、必要に応じ調査客体への聞き取りなどにより、照会への回答内容を調べることで、業務が適切に実施されたかを定性的に確認する。あわせて、経費削減が達成されたか確認する。

3. 調査項目

- (1) 回収率
- (2) 調査客体への対応状況（問い合わせ苦情対応（件数・内容）、疑義照会（件数・内容））
- (3) 実施経費（実際に本業務に要した経費）

4. 意見聴取等

資源エネルギー庁は必要に応じ、民間事業者及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

5. 実施状況等の提出

資源エネルギー庁は、本業務の実施状況等について、上記1. の評価を行うため、報告様

式に従い令和10年10月頃を目途に総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。

なお、資源エネルギー庁は、本業務の実施状況を提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

XⅢ. その他実施に関した必要な事項

1. 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受け、同院から直接又は資源エネルギー庁を通じて、資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。

2. 統計法その他の関係法令の遵守

統計法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令を遵守するものとする。特に統計法第41条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

統計法の遵守に反する行為が発覚した場合、資源エネルギー庁は民間事業者に対し、統計法の罰則規定を適用するものとする。

3. 法第25条第2項の規定により、本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

4. 法第54条の規定により、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

5. 次の（１）及び（２）のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。

（１）X. 1. による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はX. 2. による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（２）正当な理由なく、X. 3. による指示に違反した者

6. 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、上記5. の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記5. の刑が科される。

7. 実施状況等の監理委員会への報告

資源エネルギー庁は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、

業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。また、法第45条に基づき監理委員会から求められた場合は、事業の実施状況等について監理委員会へ報告又は資料の提出を行うこととする。

8. 資源エネルギー庁の監督体制

- (1) 本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- (2) 本業務の実施状況に係る監督は、X. により行うこととする。

9. 法に基づく民間委託統計調査に関する委員会

資源エネルギー庁は、落札者決定のための評価、本業務の実施状況の評価等を行うに当たり、専門技術的知見を得るために、構成員に外部有識者を含む委員会を開催することとする。

別記 情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

【情報セキュリティ関連事項の確保体制及び遵守状況の報告】

- 1) 受注者（委託契約の場合には、受託者。以下同じ。）は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下 2)～17)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、経済産業省（以下「当省」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況（「情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書」（別紙））を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受注者が協議し不十分であると認めた場合、受注者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること

【情報セキュリティ関連規程等の遵守】

- 2) 受注者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成 18・03・22 シ第 1 号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成 18・03・24 シ第 1 号）」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 7 年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること
- 3) 受注者は、当省又は内閣官房国家サイバー統括室が必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

【情報セキュリティを確保するための体制】

- 4) 受注者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。

なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。

- 5) 受注者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、1)から 17)までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

【情報の取扱い】

- 6) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 7) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 8) 受注者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。
- 9) 受注者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

【情報セキュリティに係る対策、教育、侵害時の対処】

- 10) 受注者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。
- 11) 受注者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

【クラウドサービス】

- 12) 受注者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、2)に掲げる規程等で定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。
- 13) 受注者は、本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)」の ISMAP

クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから調達することを原則とすること。

- 14) 受注者は、前 2 項におけるクラウドサービスの利用の際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容できることを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供し、その利用状況を管理すること。

【セキュアな情報システム（外部公開ウェブサイトを含む）の構築・運用・閉鎖】

- 15) 受注者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。
- ① 各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。
 - ② 情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。
 - ③ 不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。また、以下を含む対策を行うこと。
 - (a) 不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成すること。
 - (b) 不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義ファイルが常に最新の状態となるように構成すること。
 - (c) 不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこと。
 - (d) 不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたスキャンを実施するように構成すること。
 - (e) EDR ソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置（エンドポイント）の活動を監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の導入を検討すること。
 - ④ 情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。
 - ⑤ サポート期限が切れた、又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。

- ⑥ 受注者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。
- ⑦ ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。
- ⑧ 外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策を実施すること。
- ・サービス開始前及び、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
 - ・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。
- なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書をを用いること。
- ⑨ 電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）、DKIM（DomainKeys Identified Mail）、DMARC（Domain-based Message Authentication, Reporting & Conformance）によるなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS(SSL)化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。
- ⑩ ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合は、ドメインに関する情報が正確であることの定期的な確認、当省が指定する期日にドメインの抹消、DNSやCDN情報の削除、運用環境の削除を行える事業者を選定すること。また、運用を閉鎖する場合は、終了告知を一定期間行うこと。一定期間の終了告知を終えた後は、ドメインの抹消、DNSやCDN情報の削除、ドメインへのリンクの削除、SNSを利用していた場合はアカウント削除等、なりすましの防止策を漏れなく講ずること。
- なお、本事項は、「実施」の場合はその実施内容、「未実施」又は「該当なし」の場合はその理由等を必ず報告すること。

【アプリケーション・コンテンツの情報セキュリティ対策】

- 16) 受注者は、アプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。
- ① 提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。
- (a) アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。
 - (b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

- (c) 提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。
- ② 提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。
- ③ 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。
- ④ 電子証明書を付した署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を付した署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を付して署名を施すこと。
- ⑤ 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないように、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- ⑥ 当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。ただし、必要があつて当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。
- 17) 受注者は、外部に公開するウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時にはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。あわせて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があつた場合は、それに従うこと。

令和 年 月 日

資源エネルギー庁〇〇〇課長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書

情報セキュリティに関する事項１）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．契約件名等

契約締結日	
契約件名	

２．報告事項

項目	確認事項	実施状況
情報セキュリティに関する事項 ２）	本業務全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和７年度版）、「経済産業省情報セキュリティ管理規程」（平成１８・０３・２２シ第１号）及び「経済産業省情報セキュリティ対策基準」（平成１８・０３・２４シ第１号）（以下「規程等」と総称する。）に基づく、情報セキュリティ対策を講じる。	
情報セキュリティに関する事項 ３）	経済産業省又は内閣官房国家サイバー統括室が必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行う。	
情報セキュリティに関する事項 ４）	本業務に従事する者を限定する。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示する。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示する。	
情報セキュリティに関する事項 ５）	本業務の一部を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して情報セキュリティに関する事項１）から１７）までの規定に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じる。	
情報セキュリティに関する事項 ６）	本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、経済産業省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に経済産業省の担当職員（以下「担当職員」という。）の許可を得る。 なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製しない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。	
情報セキュリティに関する事項 ７）	本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく経済産業省外で複製しない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。	

情報セキュリティに関する事項 8)	本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去する。その際、担当職員の確認を必ず受ける。	
情報セキュリティに関する事項 9)	契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た経済産業省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。 なお、経済産業省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供する。	
情報セキュリティに関する事項 10)	本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施する。	
情報セキュリティに関する事項 11)	本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示する。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従う。	
情報セキュリティに関する事項 12)	本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、「情報セキュリティに関する事項2）」に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守する。	
情報セキュリティに関する事項 13)	本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」の ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから調達することを原則とすること。	
情報セキュリティに関する事項 14)	情報セキュリティに関する事項12)及び13)におけるクラウドサービスの利用の際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容出来ることを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供し、その利用状況を管理すること。	
情報セキュリティに関する事項 15)	情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施する。 (1) 各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。 (2) 情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。 (3) 不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。また、以下を含む対策を行うこと。 ①不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成すること。 ②不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義ファイルが常に最新の状態となるように構成すること。 ③不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこと。 ④不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたスキャンを実施するように構成すること。 ⑤EDR ソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置（エンドポイント）の活動を監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の導入を検討すること。 (4) 情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。 (5) サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合に	

	は脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。 (6) 受注者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。 (7) ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。 (8) 外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策を実施すること。 ・サービス開始前及び運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。 ・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。 ・必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。 (9) 電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）、DKIM（DomainKeys Identified Mail）、DMARC（Domain-based Message Authentication, Reporting & Conformance）によるなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS（SSL）化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。 (10) ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合は、ドメインに関する情報が正確であることの定期的な確認、当省が指定する期日にドメインの抹消、DNSやCDN情報の削除、運用環境の削除を行える事業者を選定すること。また、運用を閉鎖する場合は、終了告知を一定期間行うこと。一定期間の終了告知を終えた後は、ドメインの抹消、DNSやCDN情報の削除、ドメインへのリンクの削除、SNSを利用していた場合はアカウント削除等、なりすましの防止策を漏れなく講ずること。 なお、本事項は、「実施」の場合はその実施内容、「未実施」又は「該当なし」の場合はその理由等を必ず報告すること。	
情報セキュリティに関する事項 16)	アプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行う。 (1) 提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。 ①アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。 ②アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。 ③提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。 (2) 提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。 (3) 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。 (4) 電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。 (5) 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。 (6) 当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があつて当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセ	

	スが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。	
情報セキュリティに関する事項 17)	外部公開ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に従う。また、ウェブアプリケーションの構築又は改修時にはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施する。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出する。 なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合には、その指示に従う。	

記載要領

1. 「実施状況」は、情報セキュリティに関する事項2）から17）までに規定した事項について、情報セキュリティに関する事項1）に基づき提出した確認書類で示された遵守の方法の実施状況をチェックするものであり、「実施」、「未実施」又は「該当なし」のいずれか一つを記載すること。「未実施」又は「該当なし」と記載した項目については、別葉にて理由も報告すること。
2. 上記に記載のない項目を追加することは妨げないが、事前に経済産業省と相談すること。
（この報告書の提出時期：定期的（契約期間における半期を目処（複数年の契約においては年1回以上））。）

別添 提案書雛形

0. はじめに

【記述内容】

- ① 提案の主旨（背景、前提、方針、目的、提案のポイント等）について、自由に記述する。
- ② 本項目の記述は任意とするため、直接評価点が付与されることはない。

1. 実施計画

【記述内容】

本業務をどのような手順で進め、どのくらいの期間を要するのか、そのスケジュールについて、作業項目ごとに可能な限り詳細に記述する。

【評価の観点】

- ① 基本的な実施計画＜基礎点評価＞
 - ・ 実施計画（スケジュール）は、資源エネルギー庁の示す要件が満たされているか。
- ② 正確性・確実性＜加点評価＞
 - ・ 本業務について、正確にかつ、確実に実施するための工夫が示されているか。

【記述例】

◆ スケジュール及びその手順

作業項目	令和8年10月	…	令和11年9月
		…	
		…	
※ 提案書目次に記載する作業項目を最低でも満たし、可能な限り詳細に記載する。			

- ・ 本業務の実施計画について、業務をどのような手順で進め、どのくらいの期間を要するのか、作業手順や作業スケジュールを中心に具体的に記述する。また、提案したスケジュールが適切に実行できる根拠、工夫、経験等があれば、具体的・客観的に記述する。
 - ・ 再委託がある場合は、再委託先の業務処理能力（投入人員数や1人当たりの業務処理量等）が分かるよう、その情報について可能な限り記載する。
- ◆ 特に調査票の回収率やエラー率が想定より高まったこと等により作業量が増加する業務において、作業量の増加がスケジュールの遅延や業務の停滞を招かないようにするための手段・各種対策等がある場合は、具体的・客観的に記述する。

2. 実施体制

2.1. 実施体制・役割分担

【記述内容】

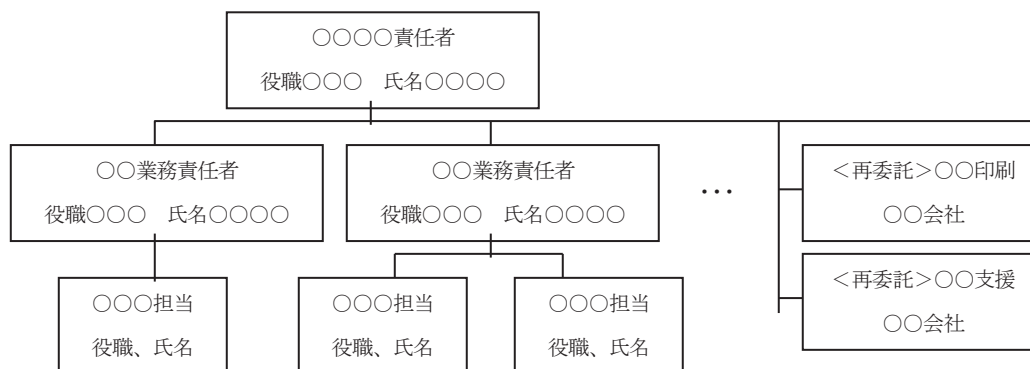
- ① 本業務全体の実施体制や役割分担について、実施体制上の役割分担や責任体制、担当者数が分かるように記述する。また、再委託がある場合は、その内容や範囲を明確にし、実施体制図の中に組み込む。
- ② 本業務を遅滞なくかつ的確に遂行するために必要な人員が確保されているか、投入人員数や1人当たりの業務処理量等、その情報について可能な限り記載する。また、再委託をする場合にも、再委託先の業務処理能力が分かる情報を記載する。
- ③ 実施体制については、個々の業務（再委託業務を含む）の責任者及び担当者等も分かるようにし、責任者については役職、所属及び氏名を記述する。
- ④ 本業務の管理者や責任者等が、統計調査業務に関する経験・知見等を有している場合は、具体的・客観的に記述する。
- ⑤ 業務の遂行が困難になった場合の人員補助体制について、組織としてのバックアップ体制が分かるように具体的に記述する。また、バックアップを有効に機能させるための体制や工夫があれば、具体的に記述する。
- ⑥ 資源エネルギー庁からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているならば、具体的・客観的に記述する。

【評価の観点】

- ① 基本的な組織体制＜基礎点評価＞
 - ・ 要員数、体制、役割分担が明確にされているか。
 - ・ 本業務を遅滞なく的確に遂行するために必要な人員が確保されているか。
 - ・ 再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。
- ② 統計調査の知識＜加点評価＞
 - ・ 統計調査に精通した責任者であるか。
- ③ 強固な体制構築と柔軟性＜加点評価＞
 - ・ 本業務に当たっての人員補助など、バックアップ体制が確保されているか。
 - ・ 資源エネルギー庁からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。

【記述例】

◆ 業務の実施体制（応札者の内部実施体制及び再委託の範囲）



※ 特に実施体制については、現場担当者の明記だけではなく、連絡調整に当たる者、業務の進行管理を行う者、業務スタッフのマネジメントを行う者等も明記す

るとともに、その役割分担についても記述すること。また、投入人員数や業務処理量等も可能な範囲で記載すること。

◆ 役割分担等（再委託先を含む）

- ・ 各チームや担当の主な役割
- ・ 各チームの実施責任者及び担当者の氏名・所属・役職、業務の主従関係、統計調査業務の経験・知見

※ 本業務の実施期間において、本業務が「主要業務」となるか又は「従属業務（本業務以外の業務も含め、当該期間内において他に主要業務を持っている場合）」となるかの“主従関係”についても業務従事予定者ごとに可能な範囲で記述する。

◆ 組織としてのバックアップ体制

◆ 資源エネルギー庁からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制

2.2. 組織及び本業務従事予定者の経験・能力、資格

【記述内容】

- ① 過去に組織（会社等）として、約1万レコード（企業）以上の統計データの処理実績及び類似調査の受託実績がある場合は、その業務名（テーマ名）、発注者、実施時期、調査規模又はデータ処理規模、実施概要等を具体的に記述する。
- ② 本業務従事予定者が、過去に本業務と同様な類似調査業務の実施経験があるなど、業務遂行上有効な経験や資格がある場合は、その従事予定者の氏名とともに、有効と考える具体的な経験・資格について記述する。
- ③ 組織または業務従事予定者が、本業務を実施する上で必要な専門知識やノウハウ等を有している場合は、その内容を具体的に・客観的に記述する。
- ④ 組織における製品の品質管理への取り組みとして、ISO9001やISO20252の認証又はこれらと同等の認証を取得していれば記述する。

【評価の観点】

- ① 組織能力＜基礎点評価＞
 - ・ 約1万レコード（企業）以上の統計データの処理実績を有するか。
- ② 実務実績＜加点評価＞
 - ・ 組織として調査内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。
 - ・ 類似調査事業（標本設計・調査事業）の受託実績があるか。
 - ・ 本業務従事予定者に、調査業種・内容に関する専門知識・ノウハウ、資格（社会調査士、統計調査士など）等があるか。
- ③ 組織能力（製品の質）＜加点評価＞
 - ・ ISO9001やISO20252の認証又はこれらと同等の認証を取得しているか。

【記述例】

◆ 組織としての専門知識等の蓄積及び類似調査等の受託実績

組織として蓄積している専門知識やノウハウ等の内容を具体的に記述するとともに、受託実績について以下の項目等を含めて記述すること。

- ・ 業務名（テーマ名）

- ・ 発注者（実名が記述できない場合は、必ずしも実名を記述する必要はない。その場合、例えば「研究所A」、「中央省庁B」といった形式で記述する。）
- ・ 実施時期
- ・ 調査規模（調査対象数等）又はデータ処理規模（調査項目数×調査対象数）
- ・ 実施概要 等
- ◆ 本業務従事予定者の経験・能力、資格
 - ・ 従事予定者の類似調査業務の実績等、有効な経験や能力、資格について、上記「組織としての類似調査等の受託実績」を参考に具体的に記述する。
 - ・ 経験とは、①アンケート・市場調査業務での審査・照会の実務経験、②財務・経理の実務経験、③テレマーケティング業務の実務経験などを想定している。
- ◆ ISO9001 や ISO20252 の認証取得
 - ・ ISO9001 や ISO20252 の認証又はこれらと同等の認証を取得している場合は、登録番号、取得組織名など取得情報が明らかとなるよう具体的に記述する。

2.3. 本業務遂行のための経営基盤・管理体制、設備・環境

【記述内容】

- ① 組織（会社等）として、本業務を円滑に遂行するための経営基盤や管理体制、実施設備や環境等について、具体的に記述する。

【評価の観点】

- ① 経営基盤と基本的な設備環境＜基礎点評価＞
 - ・ 経営基盤が確認できる、直近の経営・財務の状態が示されているか。
 - ・ 本業務を実施する場所、設備環境（電話、FAX、インターネット等）について十分な実施環境が用意されているか。
- ② 管理能力＜加点評価＞
 - ・ 電話回数（督促、疑義照会）、平均応答時間の測定等の機能を有するか。また、それらを報告できるか。

【記述例】

- ◆ 経営基盤
 - ・ 経営基盤、財務状態を示す内容について具体的に記述する。
- ◆ 本業務を実施する場所、設備環境等
 - ・ 本業務の実施場所、ここで用いる電話、FAX、インターネット等の設備環境（台数、回線数等）について、具体的に記述する。
- ◆ 電話回数（督促、疑義照会）、平均応答時間等の測定機能
 - ・ 督促や疑義照会等に使用する電話のコール数や応答時間等について、測定可能である設備を使用する場合は、その内容について具体的に記述する。

2.4. 本業務従事予定者の研修

【記述内容】

- ① 業務を円滑にかつ適切に遂行するため、本業務従事予定者に対する研修について、そ

の内容、実施時期、研修時間など具体的に記述する。

【評価の観点】

① 研修のプログラム＜基礎点評価＞

- ・ 研修のプログラムの概要が必要な内容を含んでいるか（守秘義務やエネルギー消費統計調査が理解される内容となっているか）。

② 研修計画＜加点評価＞

- ・ 研修の計画に工夫がみられるか。（方法、研修時間など）
- ・ エネルギー消費統計調査（調査項目）の特徴や特性が理解される工夫があるか。

【記述例】

◆ 研修プログラムの概要

- ・ 研修名、内容、実施時期、研修時間等について具体的に記述する。

◆ 研修計画

- ・ 研修の方法やエネルギー消費統計調査の特徴・特性が理解される工夫などがあれば、具体的に記述する。

2.5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

【記述内容】

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律等に基づく認定等を取得していれば記述する。

【評価の観点】

① ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組＜加点評価＞

- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）

1段階目（※1）4点

2段階目（※1）6点

3段階目 8点

プラチナえるぼし 10点

行動計画（※2）2点

※1 労働時間の働き方に係る基準を満たすこと。

※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

- ・ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）

行動計画（令和7年4月1日以後の基準）2点

くるみん（平成29年3月31日までの基準）（※3）4点

トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）5点

くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（※4）6点

トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準）7点、

くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（※5）7点

くるみん（令和7年4月1日以後の基準）8点

プラチナくるみん10点

※3　くるみん認定（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による平成29年3月31日までの認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）

※4　くるみん認定（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による平成29年4月1日～令和4年3月31日までの認定基準により認定）

※5　くるみん認定（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による令和4年4月1日からの認定基準により認定）

- ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
ユースエール認定8点

【記述例】

- ◆ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律の認定の取得
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律の認定を取得している場合は、認定の種別、登録証番号、取得組織名など取得情報が明らかとなるよう具体的に記述する。

2.6. 賃上げの実施表明

【記述内容】

- ① 組織（会社等）として、「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を一定率以上増加させる旨を従業員に表明しているなど具体的に記述する。
（大企業においては3％。中小企業等においては1．5％とし、給与総額とする。）

【評価の観点】

- ① 賃上げの促進＜加点点評価＞

以下に該当する場合、10点。

- ・ 令和7年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を一定率以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- ・ 令和7年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を一定率以上増加させる旨を従業員に表明していること。

【記述例】

- ◆ 賃上げの概要
- ・ 賃上げの内容について具体的に記述する（表明書の様式は別途指示する）。

3. 個別業務の実施方法

【提案要求事項（提案書目次）】

- 3.1. セキュリティ対策
- 3.2. データ管理・確認等
- 3.3. 調査名簿の作成
- 3.4. 調査関係書類の作成・印刷
- 3.5. 事前案内
- 3.6. 調査関係書類の発送
- 3.7. 問い合わせ対応
- 3.8. 調査票受付・画像化・データ入力
- 3.9. 督促
- 3.10. 審査・疑義照会、データ修正
- 3.11. 調査結果名簿・審査済個票等整備
- 3.12. 作業報告書作成等

【記述内容】

- ① 本業務の目的に沿ってどのように実施するか、上記 3.1.～3.12.の各提案要求事項（提案書目次）に従って、実施する業務内容、方法、体制、計画等について具体的に記述する。
- ② 提案に際しては、1）正確で、確実な実施を約束する計画と体制、2）回収率・データ精度の向上、3）作業の効率化・迅速化、4）強固なセキュリティ管理体制の構築等の観点から行うとともに、仕様書の各業務項目（Ⅲ. 1. エネルギー消費統計調査に係る委託業務の内容の「(1) セキュリティ対策」～「(14) 各種報告書の作成」）に示した内容を満たすよう具体的に記述する。
- ③ 上記 3.1.～3.12.の各提案要求事項（提案書目次）の業務の質を高める効果的・効率的な工夫があれば、具体的に記述する。
- ④ 資源エネルギー庁が要求する提案事項（仕様書）と異なる有効な提案や、仕様を変更することによって一層有効性が高まる提案があれば、具体的に記述する。

【評価の観点】

3.1. セキュリティ対策

① 基本的なセキュリティ＜基礎点評価＞

- ・ 資源エネルギー庁の示す情報セキュリティ管理体制の要件が満たされているか。
- ・ 使用するPC等の情報機器に情報漏えい防止対策が講じられているか。

② 万全なセキュリティ＜加点評価＞

- ・ 効果的かつ実現可能な対策が具体的に示されているか。
- ・ プライバシーマーク、ISMS／ISO27001 やオフィスセキュリティマークの認証又はこれらと同等の認証を取得しているか。

3.2. データ管理・確認等

① 基本的手法＜基礎点評価＞

- ・ データ管理・確認が具体的に示されているか。
 - ・ 業務実施に必要な人員は妥当であり、かつ業務責任者が明確に示されているか。
- ② データ管理・確認の質<加点評価>
- ・ データ管理・確認の作業フローは示されているか。
 - ・ 目的の達成に向け妥当なスケジュールとなっているか。

3.3. 調査名簿の作成

- ① 基本的手法<基礎点評価>
- ・ 調査対象名簿の作成手順等が具体的に示されているか。
 - ・ 業務実施に必要な人員は妥当であり、かつ業務責任者が明確に示されているか。
- ② 調査対象名簿作成業務の質<加点評価>
- ・ 調査対象名簿を作成するための作業フローが示されているか。
 - ・ 他の統計調査との企業特定や重複是正対応（サンプル入替え方法）に工夫が示されているか。
 - ・ クリーニング作業に工夫が示されているか。
 - ・ 調査対象名簿の作成方法に効果的な工夫が示されているか。
 - ・ 目的の達成に向け妥当なスケジュールとなっているか。

3.4. 調査関係書類の作成・印刷

- ① 基本的手法<基礎点評価>
- ・ 調査関係書類の作成・印刷、ホームページ掲載用コンテンツ作成、電子調査票（Excel ファイル）・電子媒体調査票（Excel ファイル）開発等実施方法が具体的に示されているか。
 - ・ 業務実施に必要な人員は妥当であり、かつ業務責任者が明確に示されているか。
- ② 調査関係書類作成・印刷業務の質<加点評価>
- ・ 調査票の提出率、オンラインによる回答率を高める効果的な工夫が示されているか。
 - ・ 電子調査票（Excel ファイル）、電子媒体調査票（Excel ファイル）の開発に効果的な工夫が示されているか。
 - ・ 目的の達成に向け妥当なスケジュールとなっているか。

3.5. 事前案内

- ① 基本的手法<基礎点評価>
- ・ 1 社多事業所や熱供給事業者に対する事前案内の実施、希望回答方法への対応方法が具体的に示されているか。
 - ・ 業務実施に必要な人員は妥当であり、かつ業務責任者が明確に示されているか。
- ② 事前案内業務の質<加点評価>
- ・ 事前案内や希望回答方法への対応に、当調査において回答の収集が重要な企業・団体若しくは企業グループや熱供給事業者の回収率を高めるための工夫が示されているか。
 - ・ 目的の達成に向け妥当なスケジュールとなっているか。

3.6. 調査関係書類の発送

① 基本的手法＜基礎点評価＞

- ・ 調査関係書類の発送の手順等実施方法が具体的に示されているか。
- ・ 業務実施に必要な人員は妥当であり、かつ業務責任者が明確に示されているか。

② 調査関係書類発送業務の質＜加点評価＞

- ・ 調査票の提出率を高める効果的な工夫が示されているか。
- ・ 目的の達成に向け妥当なスケジュールとなっているか。

3.7. 問い合わせ対応

① 基本的手法＜基礎点評価＞

- ・ 調査全般にわたる問い合わせや苦情の対応手順が具体的に示されているか。
- ・ 業務実施に必要な人員は妥当であり、かつ業務責任者が明確に示されているか。

② 問い合わせ対応業務の質＜加点評価＞

- ・ 問い合わせ対応マニュアルを作成する際の観点が示されているか。
- ・ 迅速かつ適切な対応を行うための工夫が示されているか。
- ・ 目的の達成に向け妥当なスケジュールとなっているか。

3.8. 調査票受付・画像化・データ入力

① 基本的手法＜基礎点評価＞

- ・ 調査票受付・画像化・データ入力等の手順等実施方法が具体的に示されているか。
- ・ 業務実施に必要な人員は妥当であり、かつ業務責任者が明確に示されているか。

② 調査票受付・画像化・データ入力業務の質＜加点評価＞

- ・ 調査票受付・画像化・データ入力を正確に、かつ効率的に行うために効果的な工夫が示されているか。
- ・ 目的の達成に向け妥当なスケジュールとなっているか。

3.9. 督促

① 基本的手法＜基礎点評価＞

- ・ 時期・回数など、督促の実施方法が具体的に示されているか。
- ・ 業務実施に必要な人員は妥当であり、かつ業務責任者が明確に示されているか。

② 督促業務の質＜加点評価＞

- ・ 督促方法（手法、スケジュール等）に、回収率を高めるための工夫が示されているか。
- ・ 目的の達成に向け妥当なスケジュールとなっているか。

3.10. 審査・疑義照会、データ修正

① 基本的手法＜基礎点評価＞

- ・ 調査票の審査・疑義照会、データ修正業務（個票審査・機械審査）の手順等実施方法が具体的に示されているか。
- ・ 業務実施に必要な人員は妥当であり、かつ業務責任者が明確に示されているか。

② 審査・疑義照会、データ修正業務の質＜加点評価＞

- ・ 審査マニュアルを確認・改善する際の観点が示されているか。
- ・ 個票データに関する疑義照会・データ修正の作業を正確に、かつ効率的で迅速に行うための工夫が示されているか。

- ・ 目的の達成に向け妥当なスケジュールとなっているか。

3.11. 調査結果名簿・審査済個票等整備

① 基本的手法＜基礎点評価＞

- ・ 調査結果名簿・審査済個票等整備の作成手順等が具体的に示されているか。
- ・ 業務実施に必要な人員は妥当であり、かつ業務責任者が明確に示されているか。

② 調査結果名簿・審査済個票等整備業務の質＜加点評価＞

- ・ 確定名簿を作成するための作業フローが示されているか。
- ・ 他の統計調査との企業特定や重複是正に工夫が示されているか。
- ・ 法人格、所在地情報、法人番号の表記揺れ等のデータクレンジング作業に工夫が示されているか。
- ・ 確定名簿の作成方法に効果的な工夫が示されているか。
- ・ 目的の達成に向け妥当なスケジュールとなっているか。

3.12. 作業報告書作成等

① 基本的手法＜基礎点評価＞

- ・ 作業報告書の作成方法が具体的に示されているか。
- ・ 業務実施に必要な人員は妥当であり、かつ業務責任者が明確に示されているか。

② 作業報告書作成等業務の質＜加点評価＞

- ・ 作業報告書の作成を行うための効果的な工夫が示されているか。
- ・ 報告者の負担軽減策検討に向け、「省エネルギー法 定期報告・中期計画書（特定事業者等）記入要領」や「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS（イーグス）」等の内容について事前調査し、実現可能性や当該事業所に対するヒアリング事項が検討されているか。
- ・ 目的の達成に向け妥当なスケジュールとなっているか。

【記述例】

3. 個別業務の実施方法

3.1. セキュリティ対策

◆ セキュリティ対策の内容とその方法

- ・ 情報セキュリティの管理内容とその体制・方法等について具体的に記述するとともに、組織としての情報セキュリティへの取り組み等についても記述する。
- ・ 特に使用するPC等の情報機器に対する情報漏えい防止対策等について、具体的に記述する。

◆ プライバシーマーク、ISMS、オフィスセキュリティマーク等の認証取得

- ・ プライバシーマーク、ISMS/ISO27001 やオフィスセキュリティマークの認証又はこれらと同等の認証を取得している場合は、登録証番号、取得組織名など取得情報が明らかとなるよう具体的に記述する。

3.2. ～略～

3.3. 調査対象名簿の作成

(1) 業務の実施方法（項目名は適宜設定すること。以下同じ。）

- ◆ 調査対象名簿の作成業務を行うための内容、方法等について具体的に記述する。
なお、実施方法については作業手順も含め、具体的に記述する。

(2) 業務の実施体制

- ◆ 本業務の実施体制や役割分担について、担当者数や責任体制が分かるように記述する。また、再委託がある場合は、その範囲を明確にし、実施体制の中に組み込んだ記述とする。
- ◆ 特に実施体制については、現場担当者の明記だけではなく、連絡調整に当たる者、業務の進行管理を行う者、業務スタッフのマネジメントを行う者等、その役割分担についても可能な範囲で記述する。

(3) その他特筆すべきこと

- ◆ その他、調査票の提出を高めるための工夫や、調査準備業務を効率的に行うための工夫など、業務の質を高める効果的な工夫があれば記述する。

※「3.4. 調査対象名簿の作成・印刷」～「3.12. 作業報告書作成等」まで、業務項目ごとに同様の形式で記述すること。

4. 添付資料（内訳項目の番号は添付資料の数に応じて適宜付けること）

【記述内容】

- ① 提案内容の詳細を説明するための補足資料や、本業務を受託した場合の成果イメージ及び事例等、自由に記述する。
- ② 本項目の記述は任意とするため、直接評価点が付与されることはない。

(様式)

機密情報閲覧に関する誓約書

令和 年 月 日

資源エネルギー庁長官官房総務課戦略企画室長 殿

【住 所】

【商号又は名称（法人名）】

【代表者役職氏名 〃】

令和8年〇月〇日付けで公告のありました「令和8年度～令和10年度エネルギー消費統計に係る調査実施等事業（エネルギー消費統計調査）（国庫債務負担行為に係るもの）」の調査関係書類等の資料閲覧に関しましては、秘密の保護について特に取扱いを厳重にし、下記の事項について遵守します。

記

閲覧した資料の全部又は一部を以下に記載の閲覧者以外の者に対し漏えいすることは一切しない。

<閲覧者>（以下に閲覧者の氏名、所属及び連絡先を御記入ください。）

(様式)

履行証明書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

【住所】

【商号又は名称（法人名）】

【代表者役職氏名】

令和8年〇月〇日付けで公告のありました「令和8年度～令和10年度エネルギー消費統計に係る調査実施等事業（エネルギー消費統計調査）（国庫債務負担行為に係るもの）」の一般競争入札において、落札者となった場合、入札説明書他に示された内容について、下記のとおり、完了期限までに確実に実施・完了することを証明します。

記

1. 弊社は、令和8年度～令和10年度エネルギー消費統計に係る調査実施等事業（エネルギー消費統計調査）（国庫債務負担行為に係るもの）に関する民間競争入札実施要項を十分に理解した上で応札しており、貴庁と綿密な調整を行いながら、事業を確実に実施・完了できます。

(※ あくまでも記入例です。)

2. その他

以上

※ 内容については、入札参加者にて記載してください。

誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、入札に参加するに当たり、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第10条第4号及び第6号から第9号までの暴力団排除条項に該当しないこと。
2. 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
3. 法第10条各号（第11号を除く。）の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総務課長 殿

（郵便番号 ）

入札参加事業者 住所

電話番号

商号又は名称

氏名

（法人にあつては、代表者氏名）

（ 法定代理人

氏名

）

令和8年度～令和10年度エネルギー消費統計に係る調査実施等事業（エネルギー消費統計調査）（国庫債務負担行為に係るもの）

評価項目一覧

令和8年〇月

資源エネルギー庁長官官房総務課戦略企画室

評価項目一覧 - 遵守確認事項 -			
大項目	中項目	内容説明	遵守確認
0 遵守確認事項			
0.1.	応札者の要件	・経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領(昭和38年6月26日付け38会第391号)により、令和07・08・09年度経済産業省競争参加資格(全省戸統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされており、格付けを確認できる書類の提出ができる者。 → ※本資料提出時に格付けを確認できる書類(写し)を併せて添付すること。 ・本事業の実施に関し、統計法(平成19年法律第53号)、個人情報保護の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の関連法令を遵守すること。特に統計法第41条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、そのための必要な措置を講ずること。 ・本業務に関して、資源エネルギー庁が開示した情報等(公知の事実を除く。)及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。また、民間事業者(その者が法人である場合)若しくはその役員)若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た情報等を漏えい又は盗用してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。 ・本業務の適正かつ確実な実施を確保するために、資源エネルギー庁が必要と認める時は、改善策の作成・提出を求める等、必要な措置をとるよう指示することができることを承知すること。 ・契約期間終了後も納入物の引き渡しから1年間は、瑕疵が判明した場合に補修を行うこと。	
0.2.	契約条件	・資源エネルギー庁から提示された委託契約書に合意すること。 ・契約形態は「委託契約」とすること。 ・事業の実施期間は契約締結日から令和11年9月30日までとし、令和11年9月30日までに本事業に係るすべての業務(精算業務を除く。)を終了すること。	

評価項目一覧 - 提案要求事項 -				評価の観点				減点	提案書 ページ番号
提案書の目次		評価 区分	得点配分	基礎点		加点			
提案要求事項		合 計 点	基 礎 点	加 点	減 点				
1. 実施計画									
1.1 実施計画	必須	5	1	4	-	・実施計画（スケジュール）は、資源エネルギー庁の示す要件が満たされているか。			
2. 実施体制									
2.1 実施体制・役割分担	必須	25	1	24	-	・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 ・本業務を遂行なく的確に遂行するために必要な人員が確保されているか。 ・再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。 ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託を行っていないか。 ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。 ※グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることを選定理由とする再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）は認めない。 ・以下の資料が提出されているか。 ①情報取扱者以外の者が情報に接したり、職務上提供を要求してはならない旨を定める社内規則 ②情報漏えいが発生した際の処分の処分に関する社内規則 ③親会社等の契約先に対して指導・監督等を行う者の一覧と資本・契約関係図 ④契約先と指導・監督等を行う者との関係を規定する契約書の書面すべての写し ⑤事業者のシステム上のアクセス制限等の説明資料			
						うち 9			
						うち 15			
2.2 組織及び本業務従事予定者の経験・能力、資格	必須	25	1	うち 4 うち 20	-	・ISO9001やISO20252の認証又はこれらと同等の認証を取得しているか。 ・組織として調査内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・類似調査事業（基本設計・調査事業）の受託実績があるか。 ・本業務従事予定者に、調査業種・内容に関する専門知識・ノウハウ、資格（社会調査士、統計調査士など）等があるか。 ・電話回収（郵便、証書照会）、平均応答時間の測定等の機能を有するか。また、それらを報告できるか。			
2.3 本業務遂行のための経営基盤・管理体制、設備・環境	必須	20	1	19		・研修の計画に工夫がみられるか。（方法、研修時間など） ・エネルギー消費統計調査（調査項目）の特徴や特性が理解される工夫があるか。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぽ認定） 企業・ブチナスる（ぽし認定企業） ○1段階目4点 ○2段階目6点 ○3段階目8点 ○ブチナスるぽし10点 ○行動計画2点			
2.4 本業務従事予定者の研修	必須	10	1	9	-	・研修の計画に工夫がみられるか。（方法、研修時間など） ・エネルギー消費統計調査（調査項目）の特徴や特性が理解される工夫があるか。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぽ認定） 企業・ブチナスる（ぽし認定企業） ○1段階目4点 ○2段階目6点 ○3段階目8点 ○ブチナスるぽし10点 ○行動計画2点			
2.5 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律等に基づく認定等の状況） ※複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加算。	任意	10	-	10	-	・次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみ認定企業・トライイくるみ認定・ソフチナくるみ認定企業） ○行動計画（令和7年4月1日以後の基準）2点 ○くるみ（平成29年3月31日までの基準）4点 ○トライイくるみ（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）5点 ○くるみ（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）6点 ○トライイくるみ（令和7年4月1日以降の基準）7点 ○くるみ（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）7点 ○くるみ（令和7年4月1日以降の基準）8点 ○ブチナスるみん 10点 ・青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ○ユースエール認定 8点			

提案書の目次	評価区分	得点配分			評価の観点	減点	提案書 ページ番号
		合 計	基 礎 点	加 点			
提案要求事項					加 点	減 点	
2.6 賃上げの実施表明（注）	任意	10	-	10	以下のとおりに入力者が満たすこと。 ①入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」が「大企業：3%・中小企業：1.5%」以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ②暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」が「大企業：3%・中小企業：1.5%」以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※中小企業等においては、「給与総額とする。」 ※中小企業等とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。 ※詳細については資料番号16「従業員への賃金引き上げ計画の表明書」（別紙2）の参考資料を参照すること。	・過去にいずれかの荷戸について入札時に賃上げの実施表明を行ったにも関わらず賃上げ建策に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合（※） ※財務省から当省例に減点対象企業、減点対象期間などの通知を受理するため、通知された内容に合致する際に当該加減点割合より大きな割合を減点	
3. 個別業務の実施方法							
3.1 セキュリティ対策	必須	5	1	4	・効果的かつ実現可能な対策が具体的に示されているか。 ・プライバシーマーク、ISMS/ISO27001やオプティセキリティマークの認証又はこれらと同等の認証を取得しているか。		
3.2 データ管理・確認等	必須	5	1	4	・データ管理・確認の作業フローは示されているか。 ・目的の達成に向け適切なスケジュールとなっているか。		
3.3 調査名簿の作成	必須	10	1	9	・調査対象名簿を作成するための作業フローが示されているか。 ・他の統計調査との企業特定や重複修正対応（サンプル入替え方法）に工夫が示されているか。 ・クリーニング作業に工夫が示されているか。 ・調査対象名簿の作成方法に効果的な工夫が示されているか。 ・目的の達成に向け適切なスケジュールとなっているか。		
3.4 調査関係書類の作成・印刷	必須	10	1	9	・調査票の提出率、オンラインによる回答率を高める効果的な工夫が示されているか。 ・電子調査票（EXCELファイル）、電子媒体調査票（EXCELファイル）の開示に効果的な工夫が示されているか。 ・電子媒体調査票（EXCELファイル）、電子媒体調査票（EXCELファイル）の開示に効果的な工夫が示されているか。 ・目的の達成に向け適切なスケジュールとなっているか。		
3.5 事前案内	必須	5	1	4	・事前案内や希望回答方法への対応に、当調査において回答の取集が重要な企業・団体若しくは企業グループや熱供給事業者の回収率を高めるための工夫が示されているか。 ・目的の達成に向け適切なスケジュールとなっているか。		
3.6 調査関係書類の発送	必須	5	1	4	・調査票の提出率を高める効果的な工夫が示されているか。 ・目的の達成に向け適切なスケジュールとなっているか。		
3.7 問い合わせ対応	必須	10	1	9	・問い合わせ対応マニュアルを作成する際の観点が表示されているか。 ・迅速かつ適切な対応を行うための工夫が示されているか。 ・目的の達成に向け適切なスケジュールとなっているか。		
3.8 調査票受付・画像化・データ入力	必須	5	1	4	・調査票受付・画像化・データ入力力を正確に、かつ効果的に行うために効果的な工夫が示されているか。 ・目的の達成に向け適切なスケジュールとなっているか。		
3.9 督促	必須	10	1	9	・督促方法（手法、スケジュール等）に、回収率を高めるための工夫が示されているか。 ・目的の達成に向け適切なスケジュールとなっているか。		
3.10 審査・疑義照会、データ修正	必須	10	1	9	・審査マニュアルを確認・改善する際の観点が表示されているか。 ・審査データに関する疑義照会・データ修正の作業を正確に、かつ効果的に迅速に行うための工夫が示されているか。 ・目的の達成に向け適切なスケジュールとなっているか。		
3.11 調査結果名簿・審査済仙票等整備	必須	10	1	9	・確定名簿を作成するための作業フローが示されているか。 ・他の統計調査との企業特定や重複修正に工夫が示されているか。 ・法人格、所在地情報、法人番号の表記揺れ等のデータクレンジング作業に工夫が示されているか。 ・確定名簿の作成方法に効果的な工夫が示されているか。 ・目的の達成に向け適切なスケジュールとなっているか。		
3.12 作業報告書作成等	必須	10	1	9	・作業報告書の作成を行うための効果的な工夫が示されているか。 ・報告者の負担軽減策検討に向け「省エネルギー法 定期報告・中期計画（特定事業者等）記入要領」や「省エネ法・通対法・プロシ法電子報告システム（EESG（イークス））」等の内容について事前調査し、実現可能性や当該事業所に対するトレーニング事項が検討されているか。 ・目的の達成に向け適切なスケジュールとなっているか。		
	合計	200	17	183			

提案書の目次		評価区分	得点配分			評価の観点			提案書 ページ番号
提案要求事項			合計	基礎点	加減点	基礎点	加減点	減点	

評価項目一覧 - 提案要求事項 - の補足説明

(注)

値上げ実績の確認に当たっては、当該事業者により表明された内容を踏まえて、事業年度等終了後に作成される「法人事業概況説明書」等の提出をもって行います。そのため、確認のため必要な書類は速やかに提出してください。
なお、「法人事業概況説明書」については事業者等の事業年度終了後 2ヶ月以内、「給与所得の源泉徴収票の法定調書合計表」においては毎年 1 月31日までで作成されることがありますので、原則として同じ期間内に提出してください。所定の書類をそれぞれの期限内に提出しない場合は、「値上げが未実行な者」と同様の措置を行うこととします。

評価項目 確認方法

- (イ) 事業年度により値上げを表明した場合
値上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額と比較し、表明書で示した率を満たしているか
- (ロ) 隔年により値上げを表明した場合
「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較し、表明書で示した率を満たしているか
なお、落札者が値上げ実施表明による加点を受けていない企業である場合には実績確認は行わないこととします。

- ※ 1 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、（イ）の場合は「法人事業概況説明書」の「合計額」と、（ロ）の場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「支払金額」とします。
- ※ 2 上記以外の置換等にて値上げ実績について確認を要する場合は、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の値上げ実績を確認することからできる書類と認められた書類等（第三者評価の事実を証明する書類等：（例）公認会計士等の事務所の署名がある書類）の提出をもって上記書類に代えることとします。
- ※ 3 事業期間中に当該事業者より表明した内容を実行できない旨が、何らかの形で意思表示された場合、値上げ実績の確認は行わないこととします。

評価項目一覧 - 添付資料 -				
提案書の目次		資料内容	提案の要否	提案書 ページ番号
大項目	中項目			
4	添付資料	小項目		
	4.1.	事業実施に係る工数	必須	
	4.2.	事業実施方法	任意	
		・事業実施に必要な工数の明細（工数の明細のみを記載すること（金額は記載不要）） ・ISO9001やISO20252の認証取得を証明できる資料 ・本調達履行のための体制図 ・各業務従事者の略歴（氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等）（注） ・情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名・住所・生年月日・所属部署・役職等がわかる「情報取扱者名簿」（別紙様式）を契約時に提出できることを確認すること。 ・総額に対する再委託費率が50%を超える理由書（別添）※該当する場合のみ	必須	
	4.3.	実施体制及び担当者略歴	必須	
	4.4.	組織としての実績	任意	
	4.5.	中小企業等であることの証明	必須	

評価項目一覧 - 添付資料 -の補足説明（（注）の項目）
 業務遂行能力の基礎情報として必要のため、氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍については必ず明記してください。

再委託費率が50%を超える理由書

1. 入札件名

令和8年度～令和10年度エネルギー消費統計に係る調査実施等事業（エネルギー消費統計調査）（国庫債務負担行為に係るもの）

2. 本事業における再委託を有する事業類型

※入札公告7. 見積書及び契約書等（3）再委託理由書に記載のある事業類型「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」のいずれかを選択してください。

※また、入札公告にて特段の定めがない場合は、「－」を選択してください。

3. 本事業における主要な業務（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理）の内容

※「2. 本事業における再委託を有する事業類型」に対して、提案内容が合致する理由も含めてご記入ください。

「－」を選択した場合は、事業類型に合致する理由の記載は不要です。

<記載例>

本事業における主要な業務は、……であり、その他関連業務として……を実施する上で、事業類型（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）が示すように、（落札者）と委託、外注先の業務体系が（事業類型Ⅰ～Ⅲの内容）のような関係となる。

4. 再委託費率

※再委託（契約書上の再委託：第7条1項（消費税込み））÷総額（消費税込み）×100により算出した率。

%

5. 再委託先（再々委託先及びそれ以下の委託先を含む）の業務の内容等

再委託名	精算の有無	比率	再委託先の選定方法又は理由※	業務の内容及び範囲
【例】(株)○○（応札者）		70.0%		2. 記載の内容のとおり
【例】●●（株） [再委託先]	無	－	相見積もり	……等の各種データ収集・提供
【例】○○（株） [再委託先]	有	40.0%	一者選定 理由：○○（株）については、……を実施出来る唯一の事業者であるため等。	コールセンター業務
【例】△△（株） [再々委託先]	無	60.0%	○○	……
【例】□□（株） [再々委託先]	無	－	○○	……
【例】▲▲（株） [再々々委託先]	無	－	○○	……

※グループ企業(委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。)との取引であることのみを選定理由とすることは認められません。

※契約金額の記入は不要です。

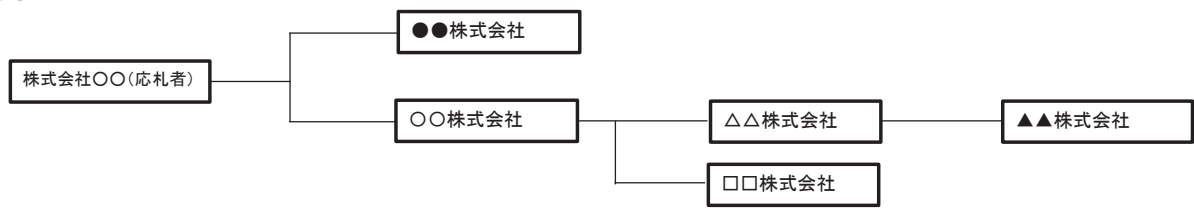
※再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先を含めた情報を記載すること。

※比率は、各委託先（各事業者）の再委託の割合を記載すること。

※一者選定の場合は、当該事業者でなければ事業を実施出来ない理由を記載すること。

6. 履行体制図

【例】



7. 再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）が必要である理由及び選定理由

<記載例>

○○調査事業の性格上、……の要素が、事業実施の上では必要不可欠であり、再委託・外注をせざるを得ない。その上、以下のような事業者へそれぞれ必要な内容の再委託・外注をする。また、（2. 記載の内容のとおり）については、同社で実施することで事業における主要な業務は、再委託・外注していない。

●●（株）：……分野における各種データ収集・分析については、●●（株）の有する……を活用して実施することが必要不可欠であるため、●●（株）に再委託する。

○○（株）：

△△（株）：

■（株）：

※本理由書は開示請求があった場合は、原則開示となる文書であることを前提に記入すること。不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、該当部分を（別紙）として本紙の様式に沿って分けて作成すること。

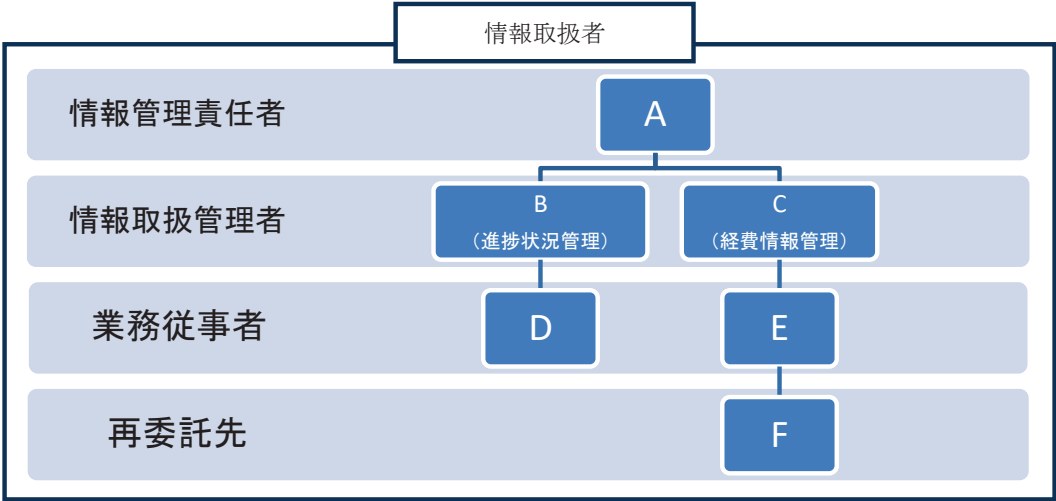
情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号及び国籍 (※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

- (※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。
- (※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等を記載。

②情報管理体制図



- 【情報管理体制図に記載すべき事項】
- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
 - ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。
 - ・経済産業省との契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を記載してはならない。

従来の実施状況に関する情報の開示

1. 従来の実施に要した経費

(単位：千円)

調査対象年次			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
委託費等	委託費定額部分※		121,952	127,712	174,165	174,165
			281,543	281,293	281,660	281,660
	成果報酬等		-	-	-	-
	旅費その他		-	-	-	-
計 (a)			403,495	409,005	455,825	455,825

※「委託費定額部分」

上段（10月～翌年3月）：主に調査名簿の作成、調査関係書類の作成・印刷、事前案内、受付・疑義照会等システムの構築、問い合わせ対応に係るマニュアル作成や要員の教育等の調査準備等

下段（翌年4月～9月）：調査関係書類の発送、問合せ対応、調査票受付・画像化・データ入力、督促、審査・疑義照会、データ修正、調査結果名簿・審査済個票等整備、作業報告書の作成等

(注記事項)

①業務の実施期間は、10月から翌年9月までの1年間。

②本事業は、「エネルギー消費統計調査」に関する実施業務を、一般競争入札（総合評価落札方式）により、一括して民間事業者に委託している。

（令和8年10月から令和11年9月末までの3年間を契約期間として、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を実施予定。）

・資源エネルギー庁の委託費には、調査に係る人件費、事業費（調査関係書類の作成・印刷・発送から回収、督促、審査、疑義照会、データ入力等に加え、情報収集、消耗品費、電話代、通信費）等すべての調査実施業務の経費が含まれる。

・令和5～7年度調査（令和5年10月～令和8年9月）の委託費は1,367,474千円（税込み）。

③委託契約経費の増減は、入札額の変動による。

2. 従来の実施に要した人員

調査対象年次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(資源エネルギー庁)				
常勤職員	—	—	—	—
非常勤職員	—	—	—	—

- (業務従事者に求められる知識・経験等)
- 統計業務、企業会計（財務諸表、決算数値を読めること）、情報処理(パソコン操作)についての知識、調査対象企業、業界についての予備知識が必要。
 - エネルギー消費統計調査に関する業務を熟知し、審査業務、照会対応業務及び督促業務ができること。
 - 調査票の記入指導、調査票の審査にあたり、簿記の知識等の知識。

- (業務の繁閑の状況とその対応)
- 以下の時期・業務が繁忙期にあたる。
- 10月～翌年3月にかけて、主に調査名簿の作成、調査関係書類の作成・印刷、事前案内、受付・疑義照会等システムの構築、問い合わせ対応に係るマニュアル作成や要員の教育等の調査準備等
 - 翌年4月～8月には、調査関係書類の発送、問合せ対応、調査票受付・画像化・データ入力、督促、審査・疑義照会、データ修正等
 - 翌年9月までに回収した調査票情報の管理、調査結果名簿・審査済個票等整備、作業報告書の作成等

- (特記事項)
- 民間事業者の実施体制（令和5、6年度調査実績）

(単位：人日)				
調査対象年次	令和5年度調査	正社員	その他スタッフ	外注先等
①調査名簿の作成	1,073.0	310.3	762.7	
②調査関係書類の作成・印刷	159.2	109.2	50.0	※1
③事前案内	118.6	34.0	84.6	
④調査関係書類の発送	26.1	26.1		※2
⑤問い合わせ対応	2,418.1	318.7	2,099.4	※3、※7
⑥調査票受付・画像化・データ入力	698.8	318.8	380.0	※4、※7
⑦督促	160.0	105.0	55.0	※5
⑧審査・疑義照会、データ修正	2,611.1	223.9	2,387.2	※6、※7
⑨調査結果名簿・審査済個票等整備	494.6	134.6	360.0	※1
⑩作業報告書作成等	34.0	34.0		
⑪セキュリティ管理に関する注意事項	3.6	3.6		※3、※7
合計	7,797.1	1,618.2	6,178.9	

(単位：人日)				
調査対象年次	令和6年度調査	正社員	その他スタッフ	外注先等
①調査名簿の作成	1,758.6	311.3	1,447.3	
②調査関係書類の作成・印刷	127.3	79.3	48.0	※1
③事前案内	95.2	15.2	80.0	
④調査関係書類の発送	29.0	29.0		※2
⑤問い合わせ対応	2,258.0	265.6	1,992.4	※3、※7
⑥調査票受付・画像化・データ入力	1,019.1	290.1	729.0	※4、※7
⑦督促	177.7	117.7	60.0	※5
⑧審査・疑義照会、データ修正	4,239.9	287.4	3,952.5	※6、※7
⑨調査結果名簿・審査済個票等整備	725.8	156.3	569.5	※1
⑩作業報告書作成等	16.0	16.0		
⑪セキュリティ管理に関する注意事項	3.8	3.8		※3、※7
合計	10,450.4	1,571.7	8,878.7	

- ※１：オンライン調査用の電子調査票の開発、調査協力依頼および調査関係書類の作成・印刷（版下作成含む）業務を実施（外注先の体制は非掲載）
- ※２：調査協力依頼および調査関係書類の封入、封緘、発送業務を実施（外注先の体制は非掲載）
- ※３：調査客体からの問合せ（入電）対応業務を実施（外注先の体制は非掲載）
- ※４：調査票のデータ入力、画像化は外注¹により実施（外注先の体制は非掲載）
- ※５：督促状の作成、督促電話の架電、問い合わせ対応は外注により実施（外注先の体制は非掲載）
- ※６：調査客体への疑義照会業務を実施（外注先の体制は非掲載）
- ※７：各業務で使用するシステムの開発は外注により実施

○問い合わせ対応状況について

（単位：件）

調査対象年次	計	拒否・クレーム	再発送依頼	回答内容修正依頼
令和３年度	17,827	662	1,496	200
令和４年度	12,037	868	754	280
令和５年度	17,502	549	763	281
令和６年度	14,511	702	1,924	317

※計には呼損数も含む。

<参考>

- ・拒否：「回答の義務がない調査は提出しない」、「多忙なため提出できない」等
- ・その他：「なぜ調査対象となるのか」、「個人経営でエネルギー使用量は多くないが提出するのか」、「疑義照会の折返し入電」等

○再委託を行っている業務について（令和５、６年度調査実績）

- ①調査関係用品等の印刷・発送
- ②進捗管理システム・疑義照会システムの構築
- ③督促コールセンター業務
- ④調査票のデータ入力、画像化²
- ⑤リマインド・督促はがきの印刷・発送
- ⑥サーバ運用・保守
- ⑦調査票等溶解処理

¹ 画像化は令和５年度調査まで外注、令和６年度調査以降は内製。

² 画像化は令和５年度調査まで外注、令和６年度調査以降は内製。

3. 従来の実施に要した施設及び設備

【令和6年度民間事業者】

- 設備：電話2回線（90チャンネル）・100台、パソコン200台、専用FAX1台、コピー1台、スキャナー1台、複合機1台、専用サーバ及びネットワークを設置、書庫（調査関係書類等）、机・いす
- オンラインシステム機材：専用サーバに「進捗管理システム」「疑義照会システム」をインストール。各クライアントPCからWEBブラウザでアクセスして利用
- 施設：民間事業者の事務室（約671㎡）。施錠可能な独立した部屋（防犯・防災システム設置済み）、入退室管理システムにより、原票やデータへのアクセス者を制限・特定

（注記事項）

- 事業を実施する際に必要となる施設及び設備は、民間事業者において準備する必要がある
- オンライン調査システムについては、総務省統計局の「政府統計のオンライン調査総合窓口³」を使用し、また、その費用は無償である。ただし、オンライン調査票については民間事業者において開発・改修する。

4. 従来の実施における目的の達成の程度

調査対象年次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標・提出期日回収率（％）	-	-	45%以上	45%以上
目標・最終回収率（％）	72%以上	72%以上	72%以上	72%以上
調査対象数	170,092	169,578	167,904	172,799
提出期日回収数	約7.7万	71,683	83,143	78,439
提出期日回収率（％）	48.4	42.1	49.5	45.4
最終回収数	117,340	107,206	108,477	110,169
最終回収率（％）	69.0	63.2	64.6	63.8
（有効回答数）	88,038	87,441	80,265	80,390

（注記事項）

①回収率の算定根拠

回収率は、以下により算出したものである。

令和5年度調査実績

調査対象数：167,904 対象 回収企業数：108,477 対象（回収率 64.6%）
有効回答数：80,265 対象

令和6年度調査実績

調査対象数：172,799 対象 回収企業数：110,169 対象（回収率 63.8%）
有効回答数：80,390 対象

※回収企業数とは、調査票が提出されたもの及び電話等により回答を受けたものの総数であり、調査した結果、調査対象外（資本金、業種対象外等）であったものも含む。

³ 政府の統計調査にインターネットを使ってオンラインで回答できるように開発した汎用システム。 <https://www.e-survey.go.jp/>

5. 従来の実施方法等

従来の実施方法（業務フロー図等）

- ・別紙 3 調査の流れ図 のとおり

（事業の目的を達成する観点から重視している事項）

- 民間事業者からの照会対応及び督促状況に関する報告などを基に打合せや電話・電子メール等により情報交換や意見交換を行い、調査の実施における具体的な問題点等を把握し、改善を図ることにより、より良い統計になるように努めている。
- 「一般統計調査」のため報告義務がないことから提出拒否企業への対応が重要になってくるため、調査客体からのクレーム・疑義照会に対しては、調査の必要性・重要性を理解してもらうとともに、調査事項の記入内容についての質問等については、迅速、丁寧、正確に回答している。
- 誤記入を防ぐため、オンライン調査システムによる回答を推奨している。
- 督促業務（ハガキ・電話）については、督促を行うことにより、調査票の回収率が増加するので、適切に遂行する。なお、電話督促においては、調査客体に対して、誠意を持って対応する。

（参考）

令和 5 年度調査実績：6 月 15 日（調査票提出期限）時点では 49.5%の回収率。最終回収率は 64.6%。
令和 6 年度調査実績：6 月 15 日（調査票提出期限）時点では 45.4%の回収率。最終回収率は 63.8%。
なお、算出は、第 1 号調査票(a)～第 7 号調査票までの合算による。

（注記事項）

①督促

文書の種類	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	送付日	件数	送付日	件数	送付日	件数	送付日	件数
調査協力依頼	4 月 15 日	170,092	4 月 14 日	169,578	4 月 12 日	167,426	4 月 18 日	166,724
リマインド はがき	5 月 7 日	34,821	5 月 30 日	52,763	5 月 31 日	50,000	6 月 6 日	97,313
	5 月 31 日	32,488	6 月 5 日	53,510	6 月 5 日	49,294		
	6 月 3 日	34,730						
督促はがき	6 月 28 日	20,395	6 月 28 日	14,703	6 月 28 日	13,269	7 月 4 日	14,884

B) 電話による督促（調査用品類到着確認も含む。）

電話督促	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	架電期間	件数	架電期間	件数	架電期間	件数	架電期間	件数
1 回目	6 月 22 日	38,363	6 月 22 日	45,581	6 月 21 日	51,217	6 月 27 日	45,521
	7 月 26 日		7 月 25 日		7 月 23 日		7 月 29 日	
2 回目※	7 月 19 日	826	7 月 26 日	6,842	7 月 24 日	5,210	7 月 30 日	7,123
	7 月 26 日		8 月 4 日		8 月 5 日		8 月 18 日	

※問い合わせや 1 回目電話督促時に返送承諾を頂けたが未回収の客体を対象

（ア）提出期限（6／15）時点の回収数、回収率

- 令和 3 年度調査：約 7.7 万件（48.4%）
- 令和 4 年度調査：71,683 件（42.1%）
- 令和 5 年度調査：83,143 件（49.5%）
- 令和 6 年度調査：78,439 件（45.4%）

(イ) 電話による督促の実施（架電期間）

- ・ 6 月中～7 月上旬に未提出企業に対し電話督促を実施
- ・ 上記で提出を約束していたが未提出企業に対し電話督促を実施

②オンライン提出

オンラインによる調査票提出は令和 2 年調査から開始。

A) 業務実施状況

- ・ オンライン利用対象数、オンライン回答率
- 令和 3 年度調査：18,932 対象（16.1%）
- 令和 4 年度調査：21,657 対象（20.2%）
- 令和 5 年度調査：34,639 対象（31.9%）
- 令和 6 年度調査：46,567 対象（42.3%）

B) オンライン業務対応状況

- ・ 対応期間
- 令和 3 年度調査：2022/4/14～9/8
- 令和 4 年度調査：2023/4/17～9/25
- 令和 5 年度調査：2024/4/15～9/23
- 令和 6 年度調査：2025/4/21～9/26
- ・ 対応時間：9：00～18：00（平日のみ）
- ・ 対応場所：エネルギー消費統計調査事務局内

③疑義照会

電話による疑義照会の数

調査票	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	疑義 照会数	データ 修正数	疑義 照会数	データ 修正数	疑義 照会数	データ 修正数	疑義 照会数	データ 修正数
	※5/12～9/2		※5/12 ～9/2		※5/13 ～9/27		※6/2 ～9/26	
第 1 号 (a)	3,480	2,877	6,637	6,168	4,016	3,414	3,608	3,155
第 1 号 (b)	16,969	16,122	19,038	18,720	18,066	16,563	16,659	16,156
第 2 号	2,313	1,910	3,348	3,110	2,892	2,355	2,051	1,771
第 3 号	4,511	4,456	4,235	4,224	3,830	3,694	3,580	3,557
第 4 号	1,092	1,049	810	767	1,073	883	1,410	1,377
第 5 号	703	668	425	399	575	460	809	799
第 6 号	4,974	4,733	3,420	3,396	3,848	3366	2,928	2,819
第 7 号	44	44	182	181	30	29	73	73

④調査対象名簿の整備

事業所母集団データベース（総務省）から標本設計に基づく業種別の対象抽出を行い、母集団名簿（約 620 万件）のクリーニング（重複是正の処理等）、他統計調査（石油等消費動態統計（約 1.3 千件））名簿との重複是正し、全数調査する省エネ定期報告実施事業所（約 1.5 万件）、熱供給事業所名簿掲載事業所（約 200 件）、自家発電保有事業所名簿掲載事業所（約 1.8 万件）、その他担当職員が指定する事業所で調査対象名簿を作成する。

A) 他統計調査（石油等消費動態統計）名簿との重複是正

- ・ 重複是正：令和 6 年度調査対象数：1,325 件

B) 省エネ定期報告実施事業所、熱供給事業所名簿掲載事業所、自家発電保有事業所名簿掲載事業所、その他担当職員が指定する事業所

- ・省エネ定期報告実施事業所対象数：14,558 件
- ・熱供給事業所名簿掲載事業所対象数：185 件
- ・自家発電保有事業所名簿掲載事業所対象数：20,000 件
- ・担当職員が指定する事業所対象数：0 件

C) 標本設計による調査対象名簿への抽出

- ・標本抽出数：令和 6 年度調査対象数：172,799 件

⑤ 調査関係用品の印刷

A) 調査協力依頼状

- ・調査協力依頼状は、調査対象事業所への最初の接点となることから、「御協力のお願い」は資源エネルギー庁長官の公印を押した公文書で送付している。

B) 調査関係書類（調査票／結果概要／調査票の記入要領／調査のお願いについて／送付用・返信用封筒／オンライン調査利用の手引）

- ・全ての調査対象企業にインターネットによる調査票提出が利用できるよう調査票に調査対象者 ID 及び確認コードを記載するとともに、関係用品と操作マニュアル「オンライン調査利用の手引」を同封し、オンライン提出の促進を図っている。

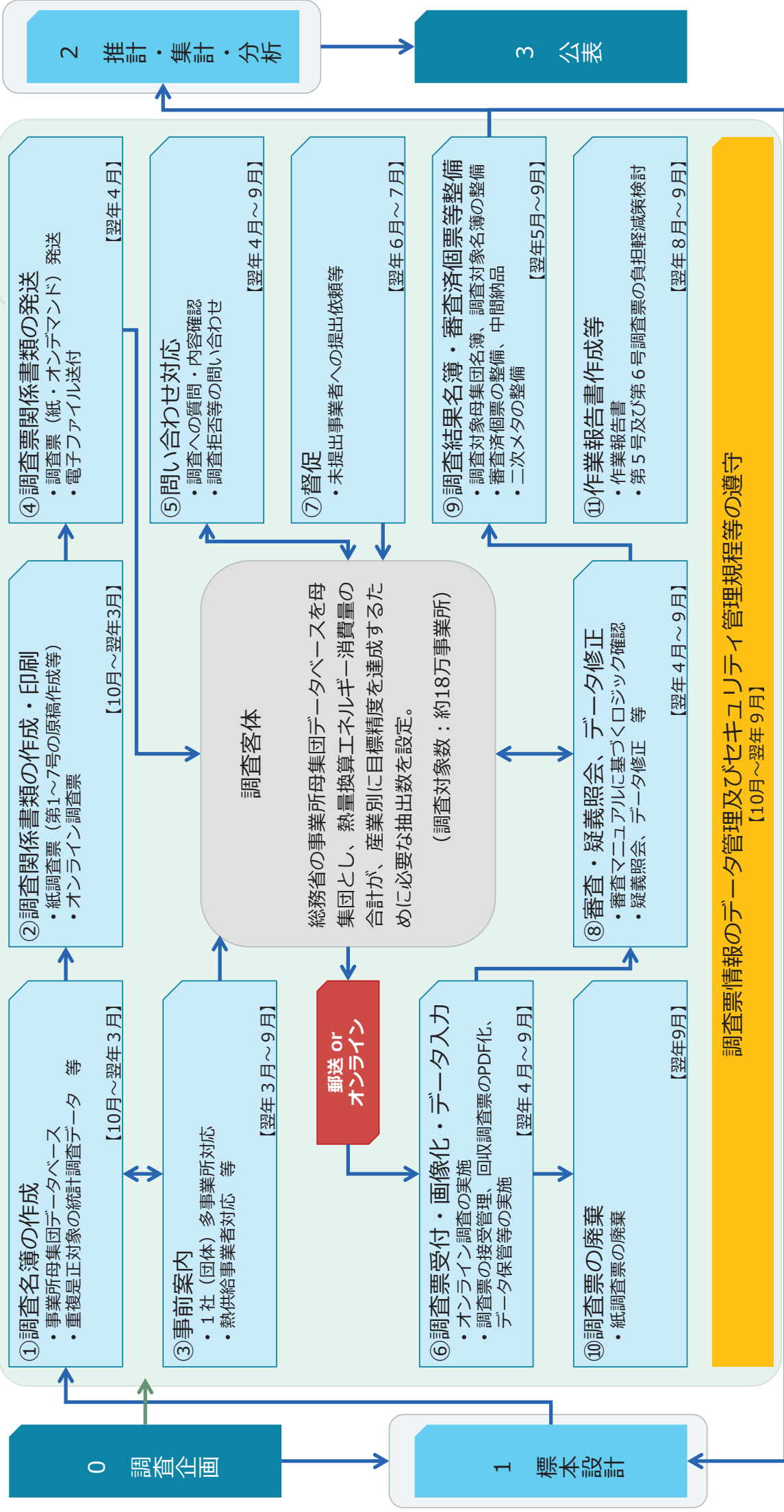
C) 督促状

- ・調査票提出締切日直前までに提出が得られない調査対象に対して調査協力を促す督促状を送付し、調査票提出の理解に努めている。

調査の流れ図：エネルギー消費統計調査の実施方法

別紙 3

対象事業範囲



調査票号数別条件表

(参考1)

条 件	該当せず					該当
	熱を発生かつ販売 ※1					
	民営・公道の別	民営		公営		
		ビル・施設全体 ※2	該当せず	該当	該当せず	
	エネルギー管理指定工場 ※3	該当せず	該当	該当せず	該当	↓

日本標準産業分類大分類	従業員数										従業員数
	1～3名	4～9名	10～19名	20～29名	30～49名	50～99名	100～199名	200～299名	300名～		
A 農業、林業	第2号調査票										
B 漁業											
C 鉱業、採石業、砂利採取業											
D 建設業											
E 製造業											
F 電気・ガス・熱供給・水道業											
G 情報通信業	第1号調査票(a)										
H 運輸業、郵便業											
I 卸売業、小売業											
J 金融業、保険業											
K 不動産業、物品賃貸業											
L 学術研究、専門・技術サービス業											
M 宿泊業、飲食サービス業	第1号調査票(a)										
N 生活関連サービス業、娯楽業											
O 教育、学習支援業											
P 医療、福祉											
Q 複合サービス業											
R サービス業(他に分類されないもの)											
S 公務(他に分類されるものを除く)	第1号調査票(b)										
	第3号調査票										第7号調査票

無作為抽出層(ただし、自家発電設備名簿に登録されている事業所および昨年度ローテーション・サンプリングにより抽出された事業所については全数調査とする)

全数調査

※1 熱供給事業者名簿、エネルギー管理指定名簿及び前年度調査結果から、熱を発生かつ販売していると回答した事業所（主として日本標準産業分類の中分類35熱供給業）

※2 ビル・施設全体のエネルギー消費量について把握しているビルオーナー等名簿に登録されているビルオーナー等事業所(ビルオーナー等テナント)が抽出された場合、そのビル・施設全体を調査対象とし、ビルオーナー等を報告者とするもの

※3 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく第一種及び第二種エネルギー管理指定工場



政府統計

秘

提出期限

令和7年6月15日

調査ID

政府統計コード

BT5P

調査対象者ID

パスワード

令和6年度 エネルギー消費統計調査
調査票 第1号(a)経済産業省
資源エネルギー庁

●この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査です。

●報告された調査票は、統計目的以外には使用されず、報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。事実をありのままに記入してください。

A1. 送付先

送付先

A2. 記入者

「記入者氏名」および「電話番号(内線番号)」は調査の
お問い合わせ時に使用いたしますので記入してください。

「送付先」欄と同一の場合は チェックしてください		左の欄にチェックした場合は記入不要です
所在地	☐	〒 都 道 府 県 (番地・建物名等)
企業名 事業所名	☐	
部署名	☐	
役職名	☐	
記入者 氏名	☐	
電話番号		(内線)

A3. 調査対象事業所

下欄の赤枠内に印字している所在地・名称の事業所が、この調査の『調査対象事業所』です

・以後の設問に対しては『調査対象事業所』について記入してください

・詳細は左ページ(調査票4ページ)の『調査対象と回答数値について』を参照してください

・下欄の赤枠内に『調査対象事業所』として印字している内容に誤りや変更があった場合は、修正してください

例 千代田区
中央区※修正した場合のみ、以下の
修正理由からあてはまるもの
にチェックしてください

調査対象事業所	所在地	事業所名	法人番号(13桁の番号を記入してください)	所在地の 修正理由	事業所名の 修正理由
					☐ 移転(西暦20□□年 月) ☐ 表記誤りの訂正 ☐ その他→備考欄に記入

A4. エネルギー消費量の記入について

調査票4ページ『調査対象と回答数値について』に則ってエネルギー消費量
(電力・燃料など)を記入できますか。いずれかにチェックしてください※エネルギー消費量を把握している方が同一企業・団体である場合、「いいえ」とせず
担当部門等にご照会いただき、エネルギー消費量の記入にご協力ください☐ はい 2ページ B1 ~ B4へ☐ いいえ 3ページ B5へ

備考欄

事務局 記入欄	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

- 調査対象期間は、原則として令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の1年間です
- 居住用のエネルギー消費量は、回答に含まないでください。居住用と事業用のエネルギー消費量を区別していない場合でも、消費割合を考慮し、事業用の数値を算出、記入してください
- 消費しているが消費数量・金額共に把握していない場合は、回答欄に「不明」と記入してください。消費していない燃料等については、回答欄には何も記入しないでください

原則として、エネルギー消費量は数量（kWh、m³等）かつ整数（小数点以下四捨五入）で記入してください

数量で把握していない場合は、金額で記入してください
金額で記入する場合は、消費税込みまたは消費税抜きをいずれかにチェックのうえ、記入してください

B1. 購入電力

購入した電力のうち、共同受電等による「調査対象事業所」以外への販売・払出量は除いてください

記入する値は、「kWh（キロワット・アワー）」または金額で記入してください
（「kV（キロボルト）」や「kV（キロボルト）」の値は記入しないでください）

購入電力（買電）量	単位 (○で囲む)	消費量計 (または金額計)
	kWh ・ 円	
契約会社 (番号を○で囲む、複数選択可)	1. 北海道電力 2. 東北電力 3. 東京電力エナジーパートナー (旧東京電力) 4. 中部電力ミライズ (旧中部電力) 5. 北陸電力 6. 関西電力 7. 中国電力 9. 九州電力 10. 沖縄電力 11. 不明 12. その他→具体的に ()	
契約種別 (記号を○で囲む、複数選択可)	A. 定額電灯 B. 従量電灯 C. 臨時電灯 D. 業務用電力 E. 低圧電力 F. 高圧電力 G. 特別高圧 H. 臨時電力 I. 各種の選択約款 J. 不明 K. その他→具体的に ()	

B2. 燃料消費

燃料消費量のうち、車両用燃料については、以下の「車両用燃料について」を参照のうえ、記入してください

都市ガス	単位 (○で囲む)	消費量計 (または金額計)
LPガス (LPG、プロパンガス)	m ³ ・ 円	
灯油	ℓ ・ 円	
A重油	ℓ ・ 円	
ガソリン	ℓ ・ 円	
軽油	ℓ ・ 円	
(燃料名記入)	(単位記入)	
上記以外の燃料		

車両用燃料について

燃料消費量には、車両用(下記①～④)に消費した燃料を含めて記入してください
主に一般道路を走行する自家用(社用)、事業用(タクシー、トラック、バス等)の消費量は含めないでください。

記入が必要な車両用燃料

①工場・倉庫・空港等の構内のみで使用する車両用
②小型特殊車両
(フォークリフト、農耕用ハンドトラクター等)
③大型特殊車両(ブルドーザー等)
④一般の輸送に従事しない特殊用途車両
(救急車、霊柩車、運送作業車、教習車等)

☐ 上記①～④以外の車両用燃料を含めて記入した場合はチェックしてください

B3. 自家発電

① 自家発電設備を所有または管理していますか
いすれかにチェックしてください (常用・非常用は問いません)

☐ はい ☐ いいえ → B4へ

② 設備を選択してください
(○で囲む、複数選択可)

1. ボイラ発電 (火力発電) 2. コージェネレーション 3. 排熱を利用しないディーゼル・ガスタービン等発電
4. 太陽光発電 5. 風力発電 6. 小水力発電
7. その他の発電 →具体的に ()

所有または管理している 自家発電設備のみ、稼働状況を選択し、 発電量を記入してください	稼働状況 (○で囲む) 1. 常用 (稼働あり) 2. 常用 (定期稼働のみ、または1年に一度も稼働なし) 3. 非常用 (稼働あり) 4. 非常用 (定期稼働のみ、または1年に一度も稼働なし)	単位	発電量計
ボイラ発電 (火力発電)、コージェネレーション 排熱を利用しないディーゼル・ガスタービン等発電	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	kWh	うち、「調査対象事業所」 以外への販売・払出量
太陽光発電、風力発電、小水力発電	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	kWh	
その他の発電	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	kWh	

B4. 回答の範囲

①～⑥まですべて記入してください

① [B1. 購入電力]～[B3. 自家発電]で記入した値等には、「調査対象事業所」以外**の事業所**を含めていますか
いすれかにチェックしてください

☐ はい ☐ いいえ

② 「調査対象事業所」またはB4①で記入した事業所には、商品・製品・試作品の製造部門または研究部門がありますか
いすれかにチェックしてください

☐ はい ☐ いいえ

③ 「調査対象事業所」またはB4①で記入した事業所には、電気自動車向け充電設備がありますか
いすれかにチェックしてください (普通充電用・急速充電用は問いません)

☐ はい ☐ いいえ

④ 従業員数
※パート、アルバイト等は、「1日8時間換算」従業員数

人

⑤ 延べ床面積
※小数点以下は四捨五入してください

m²

⑥ 売上高
営業収入

百万円

以上で記入終了です。ご協力ありがとうございます

B5. (A4で「いいえ」と回答した場合のみ)「調査対象事業所」以外でエネルギー消費量を把握している方

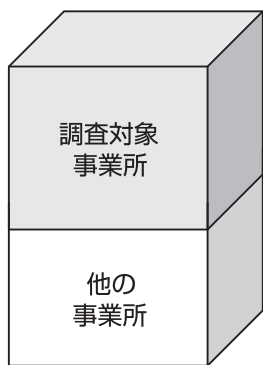
「調査対象事業所」とのご関係
※あてはまる番号を○で囲んでください

1. ビルオーナー 2. 建物の管理会社
3. その他→具体的に ()

企業名	都 道 府 県	市 区 町 村	設置名
所在地	〒		TEL
(番地・建物名等)			

調査対象と回答数値について

原則 1ページ「A3.調査対象事業所」について回答してください(企業単位の調査ではありません)

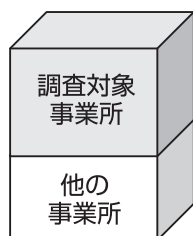


調査対象事業所のエネルギー消費量(電力・燃料など)を回答してください
原則として令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)1年間の値を回答してください

例外

調査対象事業所と他の事業所のエネルギー消費量を区別していない場合

◆延べ床面積または従業者数等の比率で按分した値を回答してください



床面積
600m²
400m²

電力消費量が
100000kWh
の場合

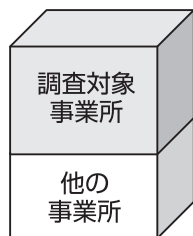
×

$$\frac{600\text{m}^2}{600\text{m}^2 + 400\text{m}^2}$$

= 60000kWh

回答数値

◆延べ床面積または従業者数等の比率で按分した値を回答できない場合は、
調査対象事業所と他の事業所の合計の値を回答してください



電力消費量が

100000kWh

の場合

回答数値

「B4.回答の範囲」の①で「はい」にチェックし、
他の事業所の企業名、事業所名、所在地を記入

調査票3ページ

B4. 回答の範囲 ①～⑧まですべて記入してください

① 「B1.購入電力」～「B3.自家発電」で記入した数等には、「調査対象事業所」以外の事業所を含めていますか ☒ はい ☐ いいえ

②～⑧についてご回答ください

回答に含めた「調査対象事業所」以外の事業所名等を下欄に記入してください

企業名	事業所名	所在地 または 回答に含む事業所の調査ID
(例) 株式会社〇〇	△△営業所	東京都千代田区豊町10-11-12 〇〇ビル〇〇階
他の事業所の企業名、事業所名、所在地を記入		

エネルギー消費量について

エネルギー消費量は、原則として数量(kWh、m³等)かつ整数(小数点以下四捨五入)で記入してください

【例】
「B1.購入電力」の場合

・契約会社からの「電気ご使用量のお知らせ」や「請求書」※に、
単位kWhで記載されている「ご使用量」や「使用電力量」※を
記入してください

※契約会社により名称が異なります

・調査対象期間は、令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)です

・複数の種別で契約されている場合は、「ご使用量」のすべての
合計を記入してください

電気ご使用量のお知らせ 令和6年4月

電気ご使用量のお知らせ 令和6年5月

電気ご使用量のお知らせ :

電気ご使用量のお知らせ 令和7年3月

ご請求額	56,789 円	契約種別	従量電灯
(当月)ご使用量	1,234 kWh		

問い合わせ先: エネルギー消費統計調査事務局
電 話: 0120-716-637(フリーダイヤル)
受付時間: 月～金曜日(祝日除く) 9:00～18:00



秘

提出期限	令和7年6月15日
調査ID	

政府統計コード	BT5P
調査対象者ID	
パスワード	

令和6年度 エネルギー消費統計調査 調査票 第1号(b)

経済産業省
資源エネルギー庁

- この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査です。
- 報告された調査票は、統計目的以外には使用されず、報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。事実をありのままに記入してください。

A1. 送付先

送付先

A2. 記入者

「送付先」欄と同一の場合はチェックしてください		左の欄にチェックした場合は記入不要です	
所在地	☐	〒	都道府県
	「送付先」と同一		(番地・建物名等)
企業名 事業所名	☐		
	「送付先」と同一		
部署名	☐		
	「送付先」と同一		
役職名	☐		
	「送付先」と同一		
記入者 氏名	☐		
	「送付先」と同一		
電話番号		-	(内線)

A3. 調査対象事業所

下欄の赤枠内に印字している所在地・名称の事業所が、この調査の『調査対象事業所』です

- ・以後の設問に対しては『調査対象事業所』について記入してください
- ・詳細は左ページ(調査票4ページ)の『調査対象と回答数値について』を参照してください
- ・下欄の赤枠内に『調査対象事業所』として印字している内容に誤りや変更があった場合は、修正してください

例 千代田区
中央区

※修正した場合のみ、以下の
修正理由からあてはまるもの
にチェックしてください

調査対象事業所	所在地		所在地の 修正理由	☐ 移転(西暦20□□年 月)
	事業所名			☐ 表記誤りの訂正
	法人番号(13桁の番号を記入してください)		事業所名の 修正理由	☐ その他→備考欄に記入
			☐ 変更	
			☐ 表記誤りの訂正	
			☐ その他→備考欄に記入	

A4. エネルギー消費量の記入について

調査票4ページ『調査対象と回答数値について』に則ってエネルギー消費量(電力・燃料・熱など)を記入できますか。いずれかにチェックしてください

※エネルギー消費量を把握している方が同一企業・団体である場合、「いいえ」とせず
担当部門等にご照会いただき、エネルギー消費量の記入にご協力ください

☐ はい 2ページ B1 ~ B5へ

☐ いいえ 3ページ B6へ

備考欄

事務局 記入欄	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

- ・調査対象期間は、原則として令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の1年間です
- ・消費している何かも記入しないでください
- ・消費しているが消費数量を、全部共に「把握していない」場合は、回答欄に「不明」と記入してください。消費していない燃料等については、回答欄には何も記入しないでください
- ・原則として、エネルギー消費量は数量（kg、m³等）から変換（小数点以下四捨五入）で記入してください

数量を把握していない場合は、金額で記入してください
金額で記入する場合は、消費税込みまたは消費税抜きのいずれかにチェックのうえ、記入してください

消費税込	消費税抜
☐	☐

B1. 購入電力

B1.購入電力 購入した電力のうち、共同受電等による「調査対象事業所」以外への販売・払出量は除いてください

[illegible]

B2. 燃料消費

燃費消費量のうち、車面用

単位 (○で囲む)		消費量計 (または金額計)				
都市ガス	m ³ ・円					
LPガス (LPG、プロパンガス)	ト・m ³ ・円					
灯油	ℓ・円					
A重油	ℓ・円					
ガソリン	ℓ・円					
軽油	ℓ・円					
(燃料名記入)						
土曜・日曜・祭日						
その他						

車両用燃料について

燃料消費量には、車両田(右記①～④)に

主に一般道路を走行する自家用(社用)、事業用(タクシー、トラック、バス等)の消費量は含まないでください。

左記①～④以外の車種用燃料は、を含めて記入した場合はチェックしてください

☐

①工場・倉庫・空港等の構内のみで使用する車両用
②型式特殊車用(フォークリフト、農林用バントラクター等)
③式変時特殊車用(ブローワー等)
④一般の輸送に従事しない特殊用途車用(救急車、霊柩車、道路作業車、教習車等)

B3. 自家発電

- ① 自家発電設備を所有または管理していますか
いずれかにチェックしてください（常用・非常用は問いません）

② 所有または管理している自家発電設備のみ、 ② 稼働状況を記入し、発電量を記入してください	稼働状況 (○で囲む) 1. 常用 (稼働あり) 2. 非常用 (定期点検のみ、または1年に一度も稼働なし) 3. 非常用 (稼働あり) 4. 非常用 (定期点検のみ、または1年に一度も稼働なし)	単位	発電量計
ボイラ発電 (火力発電)	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	kWh	
コージェネレーション	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	kWh	
燃焼を利用しないディーゼル、ガスタービン等発電	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	kWh	
太陽光発電	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	kWh	
風力発電	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	kWh	
小水力発電	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	kWh	
その他の発電→具体的に()	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	kWh	うち、「調査対象事業所以外への販売、払出量」

B4. 熱源

熱供給事業者等から**熱源を購入・受入**していますか。または、以下の設備で**熱源を自ら発生・回収**していますか？いずれかにチェックしてください

- ・発電用ボイラ(汽力発電)、コージェネレーション、生産工程用ボイラ (B2、燃料消費費)で燃料消費量の記入が必要です)

・排熱回収ボイラ
<記入不要>
・発電や生熱工程に用いないボイラ（給湯・暖房・厨房・殺菌用等の蒸気・温水を発生するのみのボイラ）
・ヒートポンプ方式

単位 (○で記入)	④購入・受入量 (または金額)	⑤自ら発生・回収量	⑥調査対象事業所「内」での消費量 ⑥温水・冷水発生用及び 自家発電用以外	⑦調査対象事業所「以外」への販売・引出量 (または金額)
蒸気	GJ・t・円			
温水	GJ・t・円			
冷水 ※冷水は対象外	GJ・t・円			
その他	GJ・t・円			

熱源について、下欄に記入してください

B5へ

具体的

例) 熱煤油、清潤器工場の排熱

()

蒸気、温水・冷水等の発生量を記載していない場合はチェックしてください

☐

B5. 回答の範囲 ①～⑥まですべて記入してください

- ① 「B1. 購入電力」～「B4. 熱源」で記入した値等には、『調査対象事業所』以外の事業所を含めていますか
いずれかにチェックしてください

②～⑥についてご回答ください

回答に含めた「調査対象事業所」以外の事業所名等を下欄に記入してください

企業名

事業所名

所在地 または 回答に含む事業所の調査ID

(例) 株式会社〇〇	△△営業所	東京都千代田区豊が関10-11-12 〇〇ビル△階

- ② 「調査対象事業所」またはB5①で記入した事業所には、商品・製品・試作品の製造部門または研究部門がありますか。いずれかにチェックしてください

③ 「調査対象事業所」またはB5①で記入した事業所には、**電気自動車向け充電設備**がありますか
いすか/にチェックしてください（普通研究用電/急速充電用は問いません）

↑

☐	はい	☐	いいえ
--------------------------	----	--------------------------	-----

- 従業員数
- <令和7年3月末時点の値>

④ ※パート、アルバイト等は、「1日8時間換算」従業員数

- 延べ床面積

※小数点以下は四捨五入してください

②

m^2

いずれかにチェックしてください
 戸建住宅のみには戸建専用印を

- ⑥ 売上高

王三

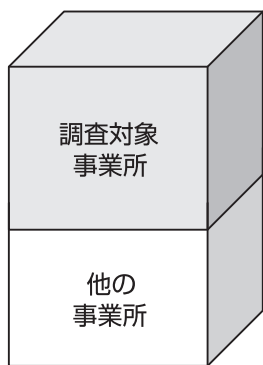
以上で記入終了です。ご協力ありがとうございました

B6. (A4で「いいえ」と回答した場合のみ)「調査対象事業所」以外でエネルギー消費量を把握している方

『調査対象事業所』とのご関係 ※あてはまる番号を○で囲んでください		1.ビルオーナー 2.建物の管理会社 3.その他（具体的に（ ））	
企業名		部署名	
所在地	〒 都 道 府 県	市 区 町 村	
(番地・建物名等)		TEL	—

調査対象と回答数値について

原則 1ページ「A3.調査対象事業所」について回答してください(企業単位の調査ではありません)

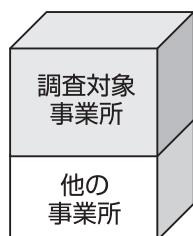


調査対象事業所のエネルギー消費量(電力・燃料・熱など)を回答してください
原則として令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)1年間の値を回答してください

例外

調査対象事業所と他の事業所のエネルギー消費量を区別していない場合

◆延べ床面積または従業者数等の比率で按分した値を回答してください



床面積
600m²
400m²

電力消費量が
100000kWh
の場合

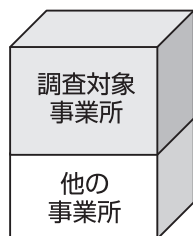
×

$$\frac{600\text{m}^2}{600\text{m}^2 + 400\text{m}^2}$$

= 60000kWh

回答数値

◆延べ床面積または従業者数等の比率で按分した値を回答できない場合は、
調査対象事業所と他の事業所の合計の値を回答してください



電力消費量が

100000kWh

の場合

回答数値

「B5.回答の範囲」の①で「はい」にチェックし、
他の事業所の企業名、事業所名、所在地を記入

調査票3ページ

B5. 回答の範囲 ①～④まですべて記入してください

① 「B1.購入電力」～「B4.熱源」で記入した他等には、「調査対象事業所」以外の事業所を含めていますか
はい ☒ いいえ ☐

②～④について
回答に含めた「調査対象事業所」以外の事業所等を下欄に記入してください
回答に含む事業所の異動ID

企業名	事業所名	所在地 または 回答に含む事業所の異動ID
(例) 株式会社〇〇	△△営業所	東京都千代田区豊が丘10-11-12 〇〇ビル2階
他の事業所の企業名、事業所名、所在地を記入		

エネルギー消費量について

エネルギー消費量は、原則として数量(kWh、m³等)かつ整数(小数点以下四捨五入)で記入してください

【例】
「B1.購入電力」の場合

・契約会社からの「電気ご使用量のお知らせ」や「請求書」※に、
単位kWhで記載されている「ご使用量」や「使用電力量」※を
記入してください

※契約会社により名称が異なります

・調査対象期間は、令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)です

・複数の種別で契約されている場合は、「ご使用量」のすべての
合計を記入してください

電気ご使用量のお知らせ 令和6年4月

電気ご使用量のお知らせ 令和6年5月

電気ご使用量のお知らせ

電気ご使用量のお知らせ 令和7年3月

ご請求額	56,789 円	契約種別 従量電灯
(当月)ご使用量	1,234 kWh	

問い合わせ先: エネルギー消費統計調査事務局
電 話: 0120-716-637(フリーダイヤル)
受付時間: 月～金曜日(祝日除く) 9:00～18:00



秘

提出期限	令和7年6月15日
調査ID	

政府統計コード	BT5P
調査対象者ID	
パスワード	

令和6年度 エネルギー消費統計調査 調査票 第2号

経済産業省
資源エネルギー庁

- この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査です。
- 報告された調査票は、統計目的以外には使用されず、報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。事実をありのままに記入してください。

A1. 送付先

送付先

A2. 記入者

「送付先」欄と同一の場合はチェックしてください		左の欄にチェックした場合は記入不要です	
所在地	☐	〒	都道府県
	「送付先」と同一		(番地・建物名等)
企業名 事業所名	☐		
	「送付先」と同一		
部署名	☐		
	「送付先」と同一		
役職名	☐		
	「送付先」と同一		
記入者 氏名	☐		
	「送付先」と同一		
電話番号			(内線)

A3. 調査対象事業所

下欄の赤枠内に印字している所在地・名称の事業所が、この調査の『調査対象事業所』です

- ・以後の設問に対しては『調査対象事業所』について記入してください
- ・詳細は左ページ(調査票4ページ)の『調査対象と回答数値について』を参照してください
- ・下欄の赤枠内に『調査対象事業所』として印字している内容に誤りや変更があった場合は、修正してください

例 千代田区
中央区

※修正した場合のみ、以下の
修正理由からあてはまるもの
にチェックしてください

調査対象事業所	所在地	事業所名	法人番号(13桁の番号を記入してください)	所在地の 修正理由	事業所名の 修正理由
					☐ 移転(西暦20□□年 月) ☐ 表記誤りの訂正 ☐ その他→備考欄に記入

A4. エネルギー消費量の記入について

調査票4ページ『調査対象と回答数値について』に則ってエネルギー消費量(電力・燃料など)を記入できますか。いずれかにチェックしてください

- ※エネルギー消費量を把握している方が同一企業・団体である場合、「いいえ」とせず担当部門等にご照会いただき、エネルギー消費量の記入にご協力ください
- ※「いいえ」と回答した場合でも、屋外の作業・操業現場におけるエネルギー消費量を把握している場合は、2ページB1～B3に記入し、以下の備考欄に「屋外・現場分のみ」と記入してください

☐ はい 2ページ B1～B4へ

☒ いいえ 3ページ B5へ

備考欄

事務局 記入欄	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

注意事項

- 調査対象期間は、原則として令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の1年間です
- 消費しているが消費数量・金額共に把握していない場合は、回答欄に「不明」と記入してください。消費していない燃料等については、回答欄には何も記入しないでください
- 原則として、エネルギー消費量は数量（kWh、m³等）かつ整数（小数点以下四捨五入）で記入してください

数量で把握していない場合は、金額で記入してください

金額で記入する場合は、消費税込みまたは消費税抜きいずれかにチェックのうえ、記入してください

☐ 消費税込み

☐ 消費税抜

- 「調査対象事業所」が同居・使用する建物以外に、「調査対象事業所」が管理する屋外の作業・操業現場におけるエネルギー消費がある場合（建設・操業現場、車両・船舶・設備等）は、それらを含めて記入してください

B1. 購入電力

購入した電力のうち、共同受電等による「調査対象事業所」以外への販売・払出量は除いてください

記入する値は、「kWh（キロワットアワー）」または金額で記入してください
（「kW（キロワット）」や「kV（キロボルト）」の値は記入しないでください）

単位 (○で囲む)	消費量計 (または金額計)
kWh ・ 円	

契約会社 (番号を○で囲む、複数選択可)	1. 北海道電力 2. 東北電力 3. 東京電力エナジーパートナー（旧東京電力） 4. 中部電力ミライズ（旧中部電力） 5. 北陸電力 6. 関西電力 7. 中国電力 8. 四国電力 9. 九州電力 10. 沖縄電力 11. 不明 12. その他→具体的に（ ）
-------------------------	---

契約補別 (記号を○で囲む、複数選択可)	A. 定額電灯 B. 従量電灯 C. 臨時電灯 D. 業務用電力 E. 低圧電力 F. 高圧電力 G. 特別高圧 H. 臨時電力 I. 各種の選択約款 J. 不明 K. その他→具体的に（ ）
-------------------------	---

B2. 燃料消費

燃料消費量のうち、車両用燃料については、以下の「車両用燃料について」を参照のうえ、記入してください

単位 (○で囲む)	消費量計 (または金額計)
m ³ ・ 円	
ℓ ・ m ³ ・ 円	
ℓ ・ 円	
ℓ ・ 円	
ℓ ・ 円	
ℓ ・ 円	
(単位記入)	
上記以外の燃料	

車両用燃料について

燃料消費量には、車両用(下記①～④)に消費した燃料を含めて記入してください
主に一般道路を走行する自家用(社用)、事業用(タクシー、トラック、バス等)の消費量は含めないでください。

記入が必要な車両用燃料
①工場・倉庫・空港等の構内のみで使用する車両用 ②小型特殊車両 (フォークリフト、農耕用ハンドトラクター等) ③大型特殊車両(ブルドーザー等) ④一般の輸送に従事しない特種用途車両 (クレーン車、高所作業車、道路作業車等)

☐ 上記①～④以外の車両用燃料を含めて記入した場合はチェックしてください

B3. 自家発電

① 自家発電設備を所有または管理していますか
いすれかにチェックしてください（常用・非常用は問いません）

② 所有または管理している自家発電設備を選択してください
(○で囲む、複数選択可)

- 1. ボイラ発電(火力発電) 2. コージェネレーション 3. 排熱を利用しないディーゼル・ガスタービン等発電
- 4. 太陽光発電 5. 風力発電 6. 小水力発電
- 7. その他の発電→具体的に（ ）

稼働状況(○で囲む) 1. 常用(稼働あり) 2. 常用(定期稼働のみ、または1年に一度も稼働なし) 3. 非常用(稼働あり) 4. 非常用(定期稼働のみ、または1年に一度も稼働なし)	単位	発電量計	うち、「調査対象事業所」以外への販売・払出量
所有または管理している自家発電設備のみ、稼働状況を選択し、発電量を記入してください			
ボイラ発電(火力発電)、コージェネレーション 排熱を利用しないディーゼル・ガスタービン等発電	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	kWh	
太陽光発電、風力発電、小水力発電	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	kWh	
その他の発電	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	kWh	

B4. 回答の範囲

①～⑦まですべて記入してください

① 「B1. 購入電力」～「B3. 自家発電」で記入した値等には、「調査対象事業所」以外の事業所を含めていますか
いすれかにチェックしてください

回答に含めた「調査対象事業所」以外の事業所名等を下欄に記入してください

企業名	事業所名	所在地	または 調査に含む事業所の調査ID
(例) 株式会社○○	△△営業所	東京都千代田区霞が関10-11-12	○○ビル△階

② 「調査対象事業所」またはB4①で記入した事業所が管理している屋外の作業現場や無人の施設等でのエネルギー消費はありますか。いすれかにチェックしてください

(②の設問で「いいえ」を選択した場合は③も「いいえ」を選択してください)

③ 「B1. 購入電力」～「B3. 自家発電」で記入した値等には、「調査対象事業所」またはB4①で記入した事業所が管理している屋外の作業現場や無人の施設等でのエネルギー消費量を含めていますか
いすれかにチェックしてください

④ 「調査対象事業所」またはB4①で記入した事業所には、電気自動車向け充電設備がありますか
いすれかにチェックしてください（普通充電用・急速充電用は問いません）

⑤ 従業員数

<令和7年3月末時点の値> 人

⑥ 延べ床面積

<令和7年3月末時点の値> m²

⑦ 売上高

<令和6年度の値> 百万円

以上で記入終了です。ご協力ありがとうございます

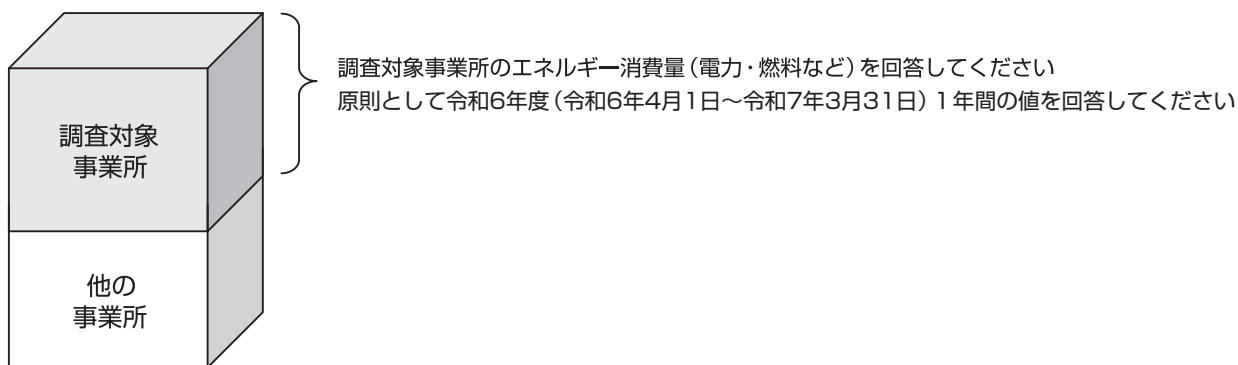
B5. (A4で「いいえ」と回答した場合のみ)「調査対象事業所」以外でエネルギー消費量を把握している方

「調査対象事業所」との関係 1. ビルオーナー 2. 建物の管理会社
※あてはまる番号を○で囲んでください 3. その他→具体的に（ ）

企業名	〒 都 道 府 県 市 区 町 村	部署名
所在地	(番地・建物名等)	TEL

調査対象と回答数値について

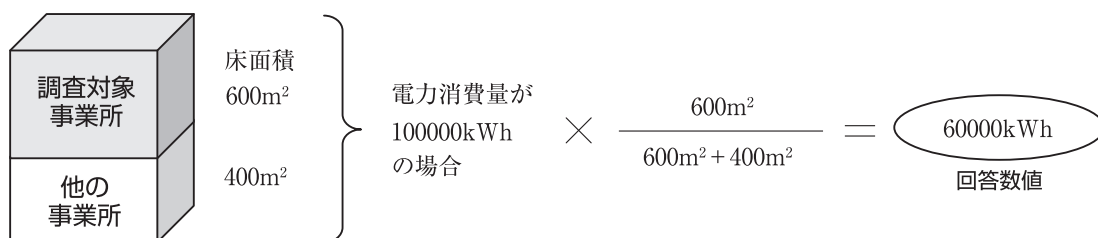
原則 1ページ「A3.調査対象事業所」について回答してください(企業単位の調査ではありません)



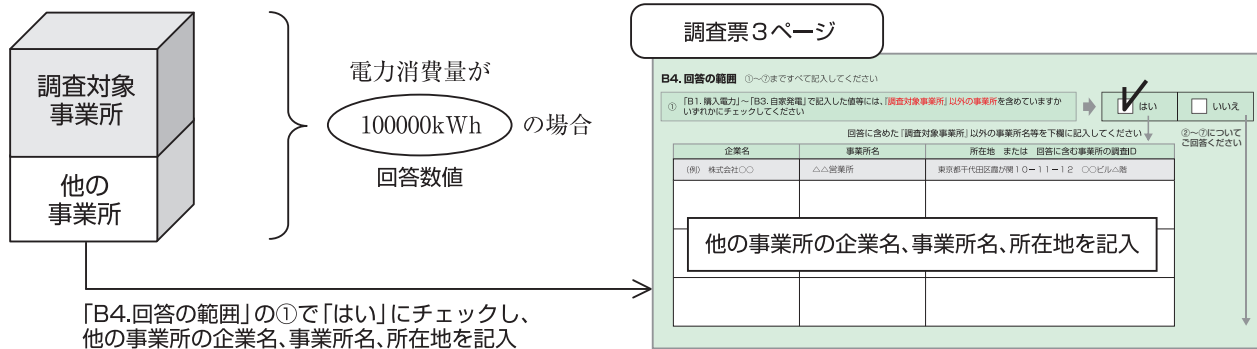
例外

調査対象事業所と他の事業所のエネルギー消費量を区別していない場合

◆延べ床面積または従業者数等の比率で按分した値を回答してください



◆延べ床面積または従業者数等の比率で按分した値を回答できない場合は、調査対象事業所と他の事業所の合計の値を回答してください



エネルギー消費量について

エネルギー消費量は、原則として数量(kWh、m³等)かつ整数(小数点以下四捨五入)で記入してください

【例】
「B1.購入電力」の場合

・契約会社からの「電気ご使用量のお知らせ」や「請求書」※に、**単位kWh**で記載されている「ご使用量」や「使用電力量」※を記入してください

※契約会社により名称が異なります

・調査対象期間は、令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)です

・複数の種別で契約されている場合は、「ご使用量」のすべての合計を記入してください

電気ご使用量のお知らせ 令和6年4月

電気ご使用量のお知らせ 令和6年5月

電気ご使用量のお知らせ

電気ご使用量のお知らせ 令和7年3月

ご請求額	56,789 円	契約種別	従量電灯
(当月)ご使用量	1,234 kWh		

問い合わせ先: エネルギー消費統計調査事務局
電 話: 0120-716-637(フリーダイヤル)
受 付 時 間: 月～金曜日(祝日除く) 9:00～18:00



提出期限	令和7年6月15日
調査ID	

政府統計コード	BT5P
調査対象者ID	
パスワード	

令和6年度 エネルギー消費統計調査 調査票 第3号

経済産業省
資源エネルギー庁

- この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査です。
- 報告された調査票は、統計目的以外には使用されず、報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。事実をありのままに記入してください。

A1. 送付先

送付先

A2. 記入者

「送付先」欄と同一の場合はチェックしてください		左の欄にチェックした場合は記入不要です	
所在地	☐	〒	都道府県
	「送付先」と同一		(番地・建物名等)
機関名 事業所名	☐		
	「送付先」と同一		
部署名	☐		
	「送付先」と同一		
役職名	☐		
	「送付先」と同一		
記入者 氏名	☐		
	「送付先」と同一		
電話番号		-	(内線)

A3. 調査対象事業所

下欄の赤枠内に印字している所在地・名称の事業所が、この調査の『調査対象事業所』です

- ・以後の設問に対しては『調査対象事業所』について記入してください
- ・詳細は左ページ(調査票4ページ)の『調査対象と回答数値について』を参照してください
- ・下欄の赤枠内に『調査対象事業所』として印字している内容に誤りや変更があった場合は、修正してください

例 千代田区
中央区

※修正した場合のみ、以下の修正理由からあてはまるものにチェックしてください

調査対象事業所	所在地		所在地の修正理由	☐ 移転(西暦20□□年 月)
	事業所名			☐ 表記誤りの訂正
	法人番号(13桁の番号を記入してください)		事業所名の修正理由	☐ 変更
			☐ 表記誤りの訂正	
			☐ その他→備考欄に記入	

A4. エネルギー消費量の記入について

調査票4ページ「調査対象と回答数値について」に則ってエネルギー消費量(電力・燃料・熱など)を記入できますか。いずれかにチェックしてください

※エネルギー消費量を把握している方が同一機関・団体である場合、「いいえ」とせず担当部門等にご照会いただき、エネルギー消費量の記入にご協力ください

※「いいえ」と回答した場合でも、屋外の作業・操業現場におけるエネルギー消費量を把握している場合は、2ページB1～B4に記入し、以下の備考欄に「屋外・現場分のみ」と記入してください

☐ はい 2ページ B1～B5へ

☐ いいえ 3ページ B6へ

備考欄

事務局 記入欄	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

- ・調査対象期間は、原則として令和6年度（令和7年3月31日）の1年間です。
- ・消費している消費数量、金額共に把握していない場合は、回答欄に「不明」と記入してください。消費していない燃料等については、回答欄に「何も記入しない」でください。
- ・原則として、エネルギー消費量は「数量」（kWh、m³等）かつ「価格」（小数点以下四捨五入）で記入してください。

数量を把握していない場合は、金額で記入してください
金額で記入する場合は、消費税込みまたは消費税抜きのいずれかにチェックのうえ、記入してください

☐	消費税込
☐	消費税抜

- ・調査対象事業者から入居、使用（建設）の建物以外に、調査対象事業者が管理する「配外作業、操業現場」におけるエネルギー消費がある場合（建設・操業現場、車両・船舶・設備等）は、それらをまとめて記入してください。
- 省エネ（エネルギー）の使用の合理化及び劣化エネルギーへの低減等に関する法律に基づき定期報告との違い
記入内容が「建設・現場等」の調査対象事業者が管理する建物（敷地、施設、設備等）で使用するエネルギー、熱供給会社から供給される熱については「配外作業・現場等」の調査対象事業者より、建設組、記入要領に記入方法を提示していただきます。

B1.購入電力

B1.購入電力 購入した電力のうち、共同受電等による「調査対象事業所」以外への販売・払出量は除いてください

購入電力(買電)量	単位 (○で読む) 千kWh・千円	消費量計 (または金額計)	記入する値は、「千kWh(1000キロワットアワー)」または金額で記入してください(kW(キロワット))や[kV(キロボルト)]の値は記入しないください	契約会社	契約会社・契約種別(番号、記号を○で読む、複数選択可)
			契約会社	契約種別	
				1. 北海道電力 2. 東北電力 3. 東京電力エナジーパートナー(旧東京電力) 4. 中部電力ミライズ(旧中部電力) 5. 北陸電力 6. 関西電力 7. 中国電力 8. 四国電力 9. 九州電力 10. 沖縄電力 11. 不明 12. その他一具体的に()	A. 定額電灯 B. 従量電灯 C. 臨時電灯 D. 業務用電灯 E. 低圧電力 F. 高圧電力 G. 特別高圧 H. 臨時電灯 I. 各種の選択的款 J. 不明 K. その他一具体的に()

B2. 燃料消費

燃料消費量のうち、車両用燃料については、以下の「車両用燃料について」を参照のうえ、記入してください

B2.燃料消費

燃料消費量のうち、車両用燃料については、以下の「車両用燃料」を参照
のうえ、記入してください

単位

(○で囲む)

都市ガス

LPガス
(LPG、プロパンガス)

灯油

A重油

ガソリン

軽油

m³・円

トン・m³・円

ℓ・円

ℓ・円

ℓ・円

ℓ・円

(単位記入)

消費量計

(または金額計)

以下の場合、設備の「」にチェックしてください
また、設備で消費している燃料を「消費量計」の「」として記入してください
※ 発電に用いないボイラ（給湯・暖房・殺菌用等の蒸気・温水を主とするボイラ）は含みません
※ ヒートポンプ方式は含みません

発電用ボイラ
(汽力発電)

コジェネレーション

熱源を利用しないディーゼル・ガスタービン発電設備

車両用燃料について

燃料消費量には、車両用(右記①～④)に消費した燃料を含めて記入してください

- ① 工場・倉庫・空港等の構内のみで使用する車両用
- ② 小型特殊車用(フォークリフト、農耕用バントトラクター等)
- ③ 大型特殊車用(ブルドーザー等)
- ④ 一般の輸送に従事しない特種用途車用
(消防車、パトカー、救急車、雪隠車、道路作業車等)

左記①～④以外の車両用燃料
を含めて記入した場合は
チェックしてください

B3. 自家発電

- 自家発電設備を所有または管理していますか
いずれかにチェックしてください（常用・非常用は問いません）

はい ☐ いいえ ☐ B4へ

所有または管理している自家発電設備のみ ② 稼働状況を選択し、発電量を記入してください	ボイラ発電（火力発電）	稼働状況（○で囲む） 1. 常用（稼働あり） 2. 常用（定期点検のみ、または1年に一度も稼働なし） 3. 非常用（稼働あり） 4. 非常用（定期点検のみ、または1年に一度も稼働なし）	単位	うち、「調査対象事業所 以外への販売・払出」 発電量計
	コージェネレーション	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	千kW/h	
	排熱を利用しないディーゼル・ガスタービン等発電	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	千kW/h	
	太陽光発電	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	千kW/h	
	風力発電	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	千kW/h	
小水力発電	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	千kW/h	千kW/h	
その他の発電→具体的に（ ）				

B4. 熱源

熱供給事業者等から**熱源を購入・受入**していますか。または、以下の設備で**熱源を自ら発生・回収**していますか
いずれかにチェックしてください

- ・発電用ボイラ(汽力発電)、コジェネレーション(「B2. 燃料消費」で燃料消費量の記入が必要です)

熱供給事業者等から**熱源を購入・受入**していますか。または、以下の設備で**熱源を自ら発生・回収**していますか
いすげにチェックしてください

・発電用ボイラ（火力発電）、コージェネレーション（**B2**、**燃料消費費**で燃料消費費の記入が必要です）
・自然熱回収ボイラ
・蓄熱装置

→はい
→いいえ

熱源について、下欄に記入してください

B5へ

給湯・厨房・暖房・設備用等の蒸気、温水を発生するもののボイラ
・空炉に用いないボイラ（給湯・厨房・暖房・設備用等の蒸気、温水を発生するもののボイラ）
・ヒートポンプ方式

単位 (〇で囲む)	④購入・受入量 (または金額)	⑤自ら発生・回収量	「調査対象事業所」内での消費量		⑥調査対象事業所 以外への販売・払出量 (または金額)
			⑦温水・冷水発生及び 自家発電用以外	⑧温水・冷水発生用 自家発電電用	
蒸気 GJ・t _y ・円					
温水 GJ・t _y ・円					
冷水 GJ・t _y ・円 冷水発生対象除外					
その他 GJ・t _y ・円					

具体的に

具体的に
()
例：熱媒油、清掃工場での排熱

()

B5. 回答の範囲

- ① 「B1. 購入電力」～「B4. 熱源」で記入した値等には、「調査対象事業所」以外の事業所を含めていますか
いざねかにチェックしてください

① 「B1. 購入電力」～「B4. 熱源」で記入した値等には、「調査対象事業所」以外の事業所を含めていますか
いすれかにチェックしてください

☐ はい ☐ いいえ

②～⑥についてご回答ください

機関名・企業名	事業所名	所在地	または 回答を含む事業所の調査ID
(例) ○○省	△△局□□出張所	東京都千代田区豊が岡 0-1-12	○○ビル△階

- ②「調査対象事業所」またはB5①で記入した事業所が管理している屋外の作業現場や無人の施設等でのエネルギー消費はありませんか。いずれかにチェックしてください

はい ☐ いいえ ☐

- ②の設問で「いいえ」を選択した場合は③も「いいえ」を選択してください。）
- ③ 「B1.購入電力」～「B4.熱源」で記入した値等には、「調査対象事業所」またはB5①で記入した事業所が管理している屋外の作業現場や無人の施設等でのエネルギー消費量を含めていますか

はい	いいえ
----	-----

- ④ 「調査対象事業所」またはB5①で記入した事業所には、**電気自動車向け充電設備**がありますか
いすれかにチェックしてください（普通充電用・急速充電用は問いません）

はい ☐ いいえ ☐

- ⑤ 従業員数

—

- 延べ床面積
-
- ＜令和7年3月末時点の値＞

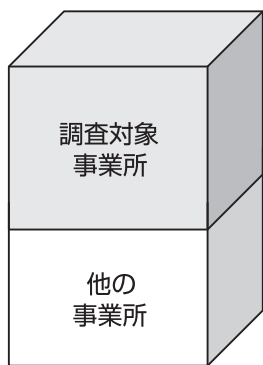
以上で記入終了です。ご協力ありがとうございました

B6. (A4で「いいえ」と回答した場合のみ)「調査対象事業所」以外でエネルギー消費量を把握している方

『調査対象事業所』とのご関係		1.ビルオーナー 2.建物の管理会社 ※あてはまる番号を○で囲んでください 3.その他→具体的に（ ）
機関名 企業名		部署名
〒	都 道 府 県	市 区 町 村
所在地	TEL	
	—	

調査対象と回答数値について

原則 1ページ「A3.調査対象事業所」について回答してください（機関・団体単位の調査ではありません）

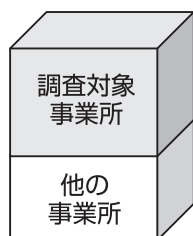


調査対象事業所のエネルギー消費量（電力・燃料・熱など）を回答してください
原則として令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）1年間の値を回答してください

例外

調査対象事業所と他の事業所のエネルギー消費量を区別していない場合

◆延べ床面積または従業者数等の比率で按分した値を回答してください



床面積
600m²
400m²

電力消費量が
100千kWh
の場合

×

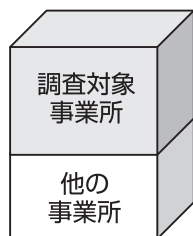
$$\frac{600\text{m}^2}{600\text{m}^2 + 400\text{m}^2}$$

=

60千kWh

回答数値

◆延べ床面積または従業者数等の比率で按分した値を回答できない場合は、
調査対象事業所と他の事業所の合計の値を回答してください



電力消費量が

100千kWh

の場合

回答数値

「B5. 回答の範囲」の①で「はい」にチェックし、
他の事業所の機関名・企業名、事業所名、所在地を記入

調査票3ページ

B5. 回答の範囲 ①～④まですべて記入してください

① 「B1. 購入電力」～「B4. 熱源」で記入した値等には、「調査対象事業所」以外の事業所を含めていますか

はい ☒ いいえ ☐

②～④についてご回答ください

機関名・企業名	事業所名	所在地 または 回答に含む事業所の識別ID
(例) ○○商	△△精工工場	東京都千代田区豊町10-11-12 ○○ビル4階
他の事業所の機関名・企業名、事業所名、所在地を記入		

エネルギー消費量について

エネルギー消費量は、原則として数量（千kWh、m³等）かつ整数（小数点以下四捨五入）で記入してください

【例】
「B1. 購入電力」の場合

・契約会社からの「電気ご使用量のお知らせ」や「請求書」※に、
単位kWhで記載されている「ご使用量」や「使用電力量」※を
千kWhに換算して記入してください

※契約会社により名称が異なります

・調査対象期間は、令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）です

・複数の種別で契約されている場合は、「ご使用量」のすべての
合計を記入してください

電気ご使用量のお知らせ 令和6年4月

電気ご使用量のお知らせ 令和6年5月

電気ご使用量のお知らせ

電気ご使用量のお知らせ 令和7年3月

ご請求額	56,789 円	契約種別	従量電灯
(当月)ご使用量	1,234 kWh		

問い合わせ先：エネルギー消費統計調査事務局
電 話：0120-716-637（フリーダイヤル）
受付時間：月～金曜日（祝日除く）9:00～18:00



政府統計



提出期限	令和7年6月15日
調査ID	

政府統計コード	BT5P
調査対象者ID	
パスワード	

令和6年度 エネルギー消費統計調査 調査票 第4号

経済産業省
資源エネルギー庁

- この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査です。
- 報告された調査票は、統計目的以外には使用されず、報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。事実をありのままに記入してください。

A1. 送付先

送付先

A2. 記入者

「送付先」欄と同一の場合はチェックしてください		左の欄にチェックした場合は記入不要です	
所在地	☐ 「送付先」と同一	〒	都道府県 (番地・建物名等)
企業名 事業所名	☐ 「送付先」と同一		
部署名	☐ 「送付先」と同一		
役職名	☐ 「送付先」と同一		
記入者 氏名	☐ 「送付先」と同一		
電話番号		-	- (内線)

A3. 調査対象

下欄の赤枠内に印字している所在地・名称のビルまたは施設が、この調査の『調査対象』です

- ・以後の設問に対しては『調査対象』について記入してください
詳細は左ページ(調査票4ページ)の『調査対象と回答数値について』を参照してください
- ・下欄の赤枠内に『調査対象』として印字している内容に誤りや変更があった場合は、修正してください

例 千代田区
中央区

※修正した場合のみ、以下の
修正理由からあてはまるもの
にチェックしてください

調査対象	所在地	所在地の 修正理由
	企業名 「ビル名 施設名」	名称の 修正理由

☐ 移転 (西暦 20□□年 月)
☐ 表記誤りの訂正
☐ その他→備考欄に記入

☐ 変更
☐ 表記誤りの訂正
☐ その他→備考欄に記入

法人番号(13桁の番号を記入してください)

備考欄

事務局 記入欄	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

- ・調査対象期間は、原則として令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の1年間です
- ・消費しているが消費数量を把握していない場合は、回答欄に「不明」と記入してください。消費していない燃料等については、回答欄には何も記入しないでください
- ・エネルギー消費量は数量（kWh、m³等）かつ整数（小数点以下四捨五入）で記入してください
- ・ビル、施設以外の屋外等（建設・操業現場）で使用したエネルギーも含めて記入してください

C1. 回答に含めるビル・施設

回答に含めるビル・施設		回答に含めるビル・施設		回答に含めるビル・施設	
回答に含めるビル・施設	範囲	〒	回答に含めるビル・施設	所在地	使用形態
(例①) ビル・施設の範囲が一棟全体の場合) 〇〇ビル本館	全体	100-8901	東京都千代田区豊か国 10-11-12		1
(例②) ビル・施設の範囲が棟の一部の場合) 〇〇ビル別館	1～5階/11階建	100-8901	東京都千代田区豊か国 10-11-12		1

ビル・施設の使用形態の選択肢

回答に含めるビル・施設の使用形態を下記の選択肢からもっとも近いものを選び、番号を記入してください

1. 事務所系（主に事務所）

2. 商業系（主に飲食店・店舗等）

3. 住居系（主に賃貸・分譲マンション）

4. 文教施設（学校、図書館、博物館等）

5. 医療・福祉施設（病院、診療所、福祉施設等）

6. 宿泊施設（ホテル、旅館等）

7. 上記以外の形態→具体的に（ ）

C2. 延べ床面積

回答に含めるビル・施設		回答に含めるビル・施設		回答に含めるビル・施設	
回答に含めるビル・施設	範囲	延べ床面積	単位	合計	テナント使用分
			m ²		

C3. 購入電力

回答に含めるビル・施設		回答に含めるビル・施設		回答に含めるビル・施設	
回答に含めるビル・施設	範囲	購入電力	単位	合計	テナント使用分
			kWh		

C4. 燃料消費

回答に含めるビル・施設		回答に含めるビル・施設		回答に含めるビル・施設	
回答に含めるビル・施設	範囲	燃料消費	単位	合計	テナント使用分

C5. 自家発電

① 自家発電設備を所有または管理していますか
いすれかにチェックしてください（常用・非常用は問いません）

☐ はい

☐ いいえ → C6へ

② 所有または管理している自家発電設備のみ、稼働状況を選択し、発電量を記入してください

稼働状況 (○で囲む)	単位	発電量計	回答に含めるビル・施設での消費量	回答に含めるビル・施設への脱炭素・排出量
ポイラ発電（火力発電）	kWh	1・2・3・4	テナント使用分	回答に含めないビル・施設への脱炭素・排出量
コジェネレーション	kWh	1・2・3・4		
排熱を利用しないディーゼル・ガスタービン発電	kWh	1・2・3・4		
太陽光発電	kWh	1・2・3・4		
風力発電	kWh	1・2・3・4		
小水力発電	kWh	1・2・3・4		
その他の発電→具体的に（ ）	kWh	1・2・3・4		

- 1. 常用（稼働あり）
- 2. 常用（定期点検のみ、または1年に一度も稼働なし）
- 3. 非常用（稼働あり）
- 4. 非常用（定期点検のみ、または1年に一度も稼働なし）

C6. 熱源

熱供給事業者等から熱源を購入・受入していますか、または、以下の設備で熱源を自ら発生・回収していますか
いすれかにチェックしてください
・排熱回収ボイラ（火力発電）、コジェネレーション（C4. 燃料消費で燃料消費量の記入が必要です）
・発電機（火力発電）
・熱源に用いないボイラ（給湯・暖房・厨房・製氷機等のボイラ）
・ヒートポンプ方式

☐ はい

☐ いいえ

熱源について、下欄に記入してください

単位 (○で囲む)		回答に含めるビル・施設での消費量		回答に含めるビル・施設での消費量	
単位		④購入・受入量	⑤自発生・回収量	⑥温水・冷水発生及び自家発電用以外の内訳	⑦回答に含めないビル・施設への販売・排出量
蒸気	GJ・t			⑧温水・冷水発生用	
温水	GJ・t			⑨温水・冷水発生用	
冷水	GJ・t				
その他	GJ・t				
具体的に（ ） 例：熱媒油、清掃工場の排熱					
蒸気・温水・冷水等の発生量を把握していない場合は チェックしてください					

C7. 回答の範囲

「C1. 回答に含めるビル・施設」～「C6. 熱源」で回答した範囲について記入してください

☐ はい

☐ いいえ

① 「調査対象」が管理している屋外の作業現場や無人の施設等でのエネルギー消費はありますか
いすれかにチェックしてください

☐ はい

☐ いいえ

② 「C1. 回答に含めるビル・施設」～「C6. 熱源」で記入した値等には、「調査対象」が管理している屋外の作業現場や無人の施設等でのエネルギー消費量を含めていすれかにチェックしてください

☐ はい

☐ いいえ

③ 「調査対象」が所有または管理している電気自動車向け充電設備がありますか
いすれかにチェックしてください
（普通充電用・急速充電用は問いません）

☐ はい

☐ いいえ

以上で記入終了です
ご協力ありがとうございます

調査対象と回答数値について

「A3. 調査対象」が以下の場合の記入方法

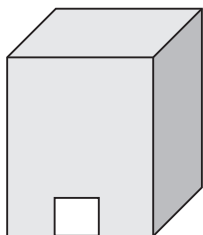
調査対象	所在地	123-4567 東京都千代田区霞が関10丁目11-12	所在地の 修正理由 止理	☐ 移転 (西暦 20 年 月) ☐ 表記誤りの訂正
	企業名 「ビル名 施設名」	XYZ株式会社 「霞が関10丁目ビル」		
	法人番号 (13桁の番号を記入してください)			

「C2.延べ床面積」～「C6.熱源」で
自ら使用分に該当する企業・団体です。

「」内が調査対象とするビル・施設です。

・「C1. 回答に含めるビル・施設」

原則 「霞が関10丁目ビル」全体のエネルギー消費量について記入してください



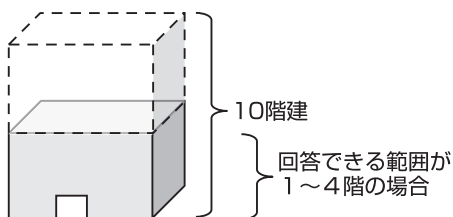
「霞が関10丁目ビル」

C1. 回答に含めるビル・施設 回答に含めるビル・施設をすべて記入してください

回答に含めるビル・施設の名	範囲	〒	回答に含めるビル・施設の所在地	使用形態
(例①)ビル・施設の範囲が一律全体的場合)〇〇ビル 本館	全体	100-8901	東京都千代田区霞が関10-11-12	1
(例②)ビル・施設の範囲が棟の一部の場合)〇〇ビル 別館	1～5階/11階建	100-8901	東京都千代田区霞が関10-11-12	1
霞が関10丁目ビル	全体	123-4567	東京都千代田区霞が関10丁目11-12	1

例外

◆「霞が関10丁目ビル」全体のエネルギー消費量を回答できない場合は、回答できる範囲を記入してください



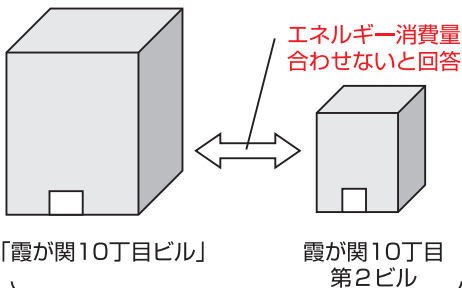
「霞が関10丁目ビル」

C1. 回答に含めるビル・施設 回答に含めるビル・施設をすべて記入してください

回答に含めるビル・施設の名	範囲	〒	回答に含めるビル・施設の所在地	使用形態
(例①)ビル・施設の範囲が一律全体的場合)〇〇ビル 本館	全体	100-8901	東京都千代田区霞が関10-11-12	1
(例②)ビル・施設の範囲が棟の一部の場合)〇〇ビル 別館	1～5階/11階建	100-8901	東京都千代田区霞が関10-11-12	1
霞が関10丁目ビル	1～4階/ 10階建	123-4567	東京都千代田区霞が関10丁目11-12	1

回答できる範囲の階数とビル・施設の総階数を記入してください

◆「霞が関10丁目ビル」と他のビル・施設を合わせないと回答できない場合は、他のビル・施設も記入してください



「霞が関10丁目ビル」

霞が関10丁目
第2ビル

回答するビル・施設

C1. 回答に含めるビル・施設 回答に含めるビル・施設をすべて記入してください

回答に含めるビル・施設の名	範囲	〒	回答に含めるビル・施設の所在地	使用形態
(例①)ビル・施設の範囲が一律全体的場合)〇〇ビル 本館	全体	100-8901	東京都千代田区霞が関10-11-12	1
(例②)ビル・施設の範囲が棟の一部の場合)〇〇ビル 別館	1～5階/11階建	100-8901	東京都千代田区霞が関10-11-12	1
霞が関10丁目ビル	全体	123-4567	東京都千代田区霞が関10丁目11-12	1
霞が関10丁目第2ビル	全体	123-4567	東京都千代田区霞が関10丁目11-13	1

回答するビル・施設をすべて記入してください

・「C2. 延べ床面積」～「C6. 熱源」

◆自ら使用分

- ・上図()の場合、“XYZ株式会社”の数値を記入してください
※“XYZ株式会社”の数値が不明な場合、または「A3. 調査対象」にビル・施設名のみ印字されている場合は、ビル全体の合計値から共用部、テナント使用分を差し引いた数値を記入してください

◆共用部

- ・エレベーター、エスカレーター、廊下、エントランス、非常階段、バックヤードなど共用部の数値を記入してください

◆テナント使用分

- ・“XYZ株式会社”以外の事業所の数値を記入してください
- ・“XYZ株式会社”の関連会社の数値もテナント使用分に記入してください

問い合わせ先: エネルギー消費統計調査事務局
電 話: 0120-716-637(フリーダイヤル)
受 付 時 間: 月～金曜日(祝日除く) 9:00～18:00



政府統計



提出期限	令和7年6月15日
調査ID	

政府統計コード	BT5P
調査対象者ID	
パスワード	

令和6年度 エネルギー消費統計調査
調査票 第5号

経済産業省
資源エネルギー庁

●この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査です。
●報告された調査票は、統計目的以外には使用されず、報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。事実をありのままに記入してください。

A1. 送付先

送付先

A2. 記入者

「送付先」欄と同一の場合はチェックしてください		左の欄にチェックした場合は記入不要です	
所在地	☐ 「送付先」と同一	〒	都 道 府 県 (番地・建物名等)
企業名 事業所名	☐ 「送付先」と同一		
部署名	☐ 「送付先」と同一		
役職名	☐ 「送付先」と同一		
記入者 氏名	☐ 「送付先」と同一		
電話番号		-	- (内線)

A3. 調査対象

下欄の赤枠内に印字している所在地・名称のビルまたは施設が、この調査の『調査対象』です

- ・以後の設問に対しては『調査対象』について記入してください
詳細は左ページ(調査票4ページ)の『調査対象と回答数値について』を参照してください
- ・下欄の赤枠内に『調査対象』として印字している内容に誤りや変更があった場合は、修正してください

例 千代田区
中央区

※修正した場合のみ、以下の
修正理由からあてはまるもの
にチェックしてください

調査対象	所在地		所在地の 修正理由	☐ 移転(西暦20□□年 月)
	企業名 「ビル名 施設名」			☐ 表記誤りの訂正 ☐ その他→備考欄に記入
	法人番号(13桁の番号を記入してください)		名称の 修正理由	☐ 変更 ☐ 表記誤りの訂正 ☐ その他→備考欄に記入

備考欄										
事務局 記入欄	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

- ・調査対象期間は、原則として令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の1年間です
 - ・消費しているが消費数量を把握していない場合は、回答欄に「不明」と記入してください。消費していない燃料等については、回答欄には何も記入しないでください
 - ・エネルギー消費量は、**熱量**（千kWh、千㎥等）かつ**数量**（リットル以下四捨五入）で記入してください
 - ・ビル、施設以外の屋外等（建設・農業現場）で使ったエネルギーも含めて記入してください
- 省エネ法（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等）に関する法律に基づき定期報告との違い
- ・記入する燃料種別、屋外等（調査対象）が管理する建設現場、無人施設、操業場所等）で使用するエネルギー、熱供給会社から供給される熱については、省エネ法に基づき定期報告と記入内容が異なります。詳細は、記入要領にて記入方法を確認してください

C1. 回答に含めるビル・施設

回答に含めるビル・施設	回答に含めるビル・施設	回答に含めるビル・施設	回答に含めるビル・施設	回答に含めるビル・施設	回答に含めるビル・施設
回答に含めるビル・施設	回答に含めるビル・施設	回答に含めるビル・施設	回答に含めるビル・施設	回答に含めるビル・施設	回答に含めるビル・施設
（例①）ビル・施設（範囲が単体の場合）〇〇ビル本館	全体	100-8901	東京都千代田区豊が岡10-11-12	使用形態	1
（例②）ビル・施設（範囲が棟の一部の場合）〇〇ビル別館	1～5階/11階建	100-8901	東京都千代田区豊が岡10-11-12		1

- ビル・施設の使用形態の選択肢
- 回答に含めるビル・施設の使用形態を下記の選択肢から最も近いものを選び、番号を記入してください
- 事務所系（主に事務所）
 - 商業系（主に飲食店・店舗等）
 - 住居系（主に賃貸・分譲マンション）
 - 文教施設（学校、図書館、博物館等）
 - 医療・福祉施設（病院、診療所、福祉施設等）
 - 宿泊施設（ホテル、旅館等）
 - 上記以外の形態→具体的に（ ）

C2. 延べ床面積

回答に含めるビル・施設の延べ床面積について記入してください ※該当しない場合は「なし」と入力してください

単位	合計	自ら使用分	共用部	テナント使用分
延べ床面積	m ²			

C3. 購入電力

回答に含めるビル・施設での購入電力について記入してください

記入する値は、「**千kWh（1000キロワットアワー）**」で記入してください（kW（キロワット））やRv（キロボルト）の値は記入しないでください

単位	合計	自ら使用分	共用部	テナント使用分
購入電力（買電）量	千kWh			

C4. 燃料消費

回答に含めるビル・施設での燃料消費について記入してください

各欄の記入値には、右の式が成り立ちます。 ➡ $A = B + C + D$
 $B \geq C + D + E$

単位	(A)合計	(B)自ら使用分	(C)共用部	(D)テナント使用分
都市ガス				
LPガス (LPG、プロパンガス)				
A重油 (単位記入)				
上記以外各燃料 (単位記入)				

回答に含めるビル・施設で以下の設備を使用している場合、設備の工にチェックしてください。また、設備で消費している燃料を「**自ら使用分**」の内数として記入してください ※発電に用いないボイラは含みません ※ヒートポンプ方式は含みません

☐	⑥発電用ボイラ (火力発電)	☐	⑦コジェネレーション (火力発電)	☐	⑧燃料油、ガスタービン発電機
--------------------------	-------------------	--------------------------	----------------------	--------------------------	----------------

C5. 自家発電

① 自家発電設備を所有または管理していますか
いすれかにチェックしてください（常用・非常用は問いません）

設備状況 (○で囲む)	単位	発電量計	回答に含めるビル・施設での消費量	回答に含めるビル・施設への販売・引出量
② 所有または管理している自家発電設備量を記入してください				
ボイラ発電（火力発電）	千kWh	1・2・3・4		
コジェネレーション	千kWh	1・2・3・4		
排熱を利用しないディーゼル・ガスタービン発電機	千kWh	1・2・3・4		
太陽光発電	千kWh	1・2・3・4		
風力発電	千kWh	1・2・3・4		
小水力発電	千kWh	1・2・3・4		
その他の発電→具体的に（ ）	千kWh	1・2・3・4		

1. 常用（稼働あり） 2. 常用（定期点検のみ、または1年に一度も稼働なし）
3. 非常用（稼働あり） 4. 非常用（定期点検のみ、または1年に一度も稼働なし）

C6. 熱源

熱供給事業者等から**熱源を購入・受入**していますか、または、以下の設備で**熱源を自ら発生・回収**していますか
いすれかにチェックしてください
・発電用ボイラ（火力発電）、コジェネレーション（**C4. 燃料消費**）で**燃料消費量**の記入が必要です
＜記入不要＞
・排熱回収ボイラ
・発電に用いないボイラ（給湯・暖房・厨房・脱衣用等の蒸気・温水を発生するのみ）のボイラ
・ヒートポンプ方式

熱源について、下欄に記入してください

単位	④購入・受入量	⑤自ら発生・回収量	回答に含めるビル・施設での消費量	⑥回答に含めないビル・施設への販売・引出量
蒸気	GJ		⑥温水・冷水発生用及び自家発電用以外	
温水	GJ		⑥温水・冷水発生用	
冷水	GJ			
※水道水は対象外				
その他	GJ			

具体的に（ ）
例：熱媒油、清掃工場の排熱

☐ 蒸気、温水、冷水等の発生量を把握していない場合はチェックしてください

蒸気	⑥温水・冷水発生用及び自家発電用以外の内訳	テナント使用分
温水		
冷水		
その他		

C7. 回答の範囲

「C1. 回答に含めるビル・施設」～「C6. 熱源」で回答した範囲について記入してください

- ① 「調査対象」が管理している**屋外の作業現場や無人の施設等でのエネルギー消費はありますか**？
いすれかにチェックしてください
- ② 「C1. 回答に含めるビル・施設」～「C6. 熱源」で記入した値等には、「調査対象」が管理している**屋外の作業現場や無人の施設等でのエネルギー消費量を含めていますか**？
いすれかにチェックしてください
- ③ 「調査対象」が所有または管理している**電気自動車向け充電設備**がありますか
いすれかにチェックしてください
（普通充電用・急速充電用は問いません）

以上で記入終了です
ご協力ありがとうございます

調査対象と回答数値について

「A3. 調査対象」が以下の場合の記入方法

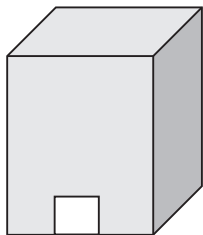
調査対象	所在地	123-4567 東京都千代田区霞が関10丁目11-12	所在地の 修正理由 止理	☐ 移転 (西暦 20 年 月) ☐ 表記誤りの訂正
	企業名 「ビル名 施設名」	XYZ株式会社 「霞が関10丁目ビル」		
	法人番号 (13桁の番号を記入してください)			

「C2.延べ床面積」～「C6.熱源」で
自ら使用分に該当する企業・団体です。

「」内が調査対象とするビル・施設です。

・「C1. 回答に含めるビル・施設」

原則 「霞が関10丁目ビル」全体のエネルギー消費量について記入してください



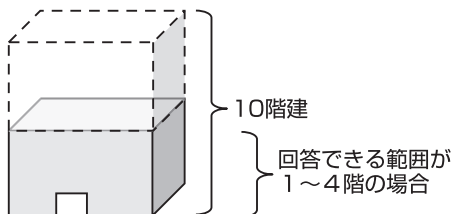
「霞が関10丁目ビル」

C1. 回答に含めるビル・施設 回答に含めるビル・施設をすべて記入してください

回答に含めるビル・施設の名	範囲	〒	回答に含めるビル・施設の所在地	使用形態
(例①) ビル・施設の範囲が一枚全体の場合) ○○ビル 本館	全体	100-8901	東京都千代田区霞が関10-11-12	1
(例②) ビル・施設の範囲が一枚の一部の場合) ○○ビル 別館	1～5階/11階建	100-8901	東京都千代田区霞が関10-11-12	1
霞が関10丁目ビル	全体	123-4567	東京都千代田区霞が関10丁目11-12	1

例外

◆「霞が関10丁目ビル」全体のエネルギー消費量を回答できない場合は、回答できる範囲を記入してください



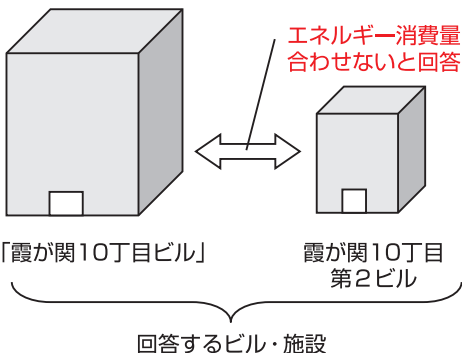
「霞が関10丁目ビル」

C1. 回答に含めるビル・施設 回答に含めるビル・施設をすべて記入してください

回答に含めるビル・施設の名	範囲	〒	回答に含めるビル・施設の所在地	使用形態
(例①) ビル・施設の範囲が一枚全体の場合) ○○ビル 本館	全体	100-8901	東京都千代田区霞が関10-11-12	1
(例②) ビル・施設の範囲が一枚の一部の場合) ○○ビル 別館	1～5階/11階建	100-8901	東京都千代田区霞が関10-11-12	1
霞が関10丁目ビル	1～4階/ 10階建	123-4567	東京都千代田区霞が関10丁目11-12	1

回答できる範囲の階数とビル・施設の総階数を記入してください

◆「霞が関10丁目ビル」と他のビル・施設を合わせないと回答できない場合は、他のビル・施設も記入してください



回答するビル・施設

C1. 回答に含めるビル・施設 回答に含めるビル・施設をすべて記入してください

回答に含めるビル・施設の名	範囲	〒	回答に含めるビル・施設の所在地	使用形態
(例①) ビル・施設の範囲が一枚全体の場合) ○○ビル 本館	全体	100-8901	東京都千代田区霞が関10-11-12	1
(例②) ビル・施設の範囲が一枚の一部の場合) ○○ビル 別館	1～5階/11階建	100-8901	東京都千代田区霞が関10-11-12	1
霞が関10丁目ビル	全体	123-4567	東京都千代田区霞が関10丁目11-12	1
霞が関10丁目第2ビル	全体	123-4567	東京都千代田区霞が関10丁目11-13	1

回答するビル・施設をすべて記入してください

・「C2. 延べ床面積」～「C6. 熱源」

◆自ら使用分

- ・上図()の場合、「XYZ株式会社」の数値を記入してください
※「XYZ株式会社」の数値が不明な場合、または「A3. 調査対象」にビル・施設名のみ印字されている場合は、ビル全体の合計値から共用部、テナント使用分を差し引いた数値を記入してください

◆共用部

- ・エレベーター、エスカレーター、廊下、エントランス、非常階段、バックヤードなど共用部の数値を記入してください

◆テナント使用分

- ・「XYZ株式会社」以外の事業所の数値を記入してください
- ・「XYZ株式会社」の関連会社の数値もテナント使用分に記入してください

問い合わせ先: エネルギー消費統計調査事務局
電 話: 0120-716-637(フリーダイヤル)
受 付 時 間: 月～金曜日(祝日除く) 9:00～18:00



秘

提出期限	令和7年6月15日
調査ID	

政府統計コード	BT5P
調査対象者ID	
パスワード	

令和6年度 エネルギー消費統計調査 調査票 第6号

経済産業省
資源エネルギー庁

- この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査です。
- 報告された調査票は、統計目的以外には使用されず、報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。事実をありのままに記入してください。

A1. 送付先

送付先

A2. 記入者

「記入者氏名」および「電話番号(内線番号)」は調査の
お問い合わせ時に使用いたしますので記入してください。

「送付先」欄と同一の場合は チェックしてください		左の欄にチェックした場合は記入不要です	
所在地	☐ 「送付先」と同一	〒	都 道 府 県 (番地・建物名等)
企業名 事業所名	☐ 「送付先」と同一		
部署名	☐ 「送付先」と同一		
役職名	☐ 「送付先」と同一		
記入者 氏名	☐ 「送付先」と同一		
電話番号			(内線)

A3. 調査対象事業所

下欄の赤枠内に印字している所在地・名称の事業所が、この調査の『調査対象事業所』です

- ・以後の設問に対しては『調査対象事業所』について記入してください
- ・詳細は左ページ(調査票4ページ)の『調査対象と回答数値について』を参照してください
- ・下欄の赤枠内に『調査対象事業所』として印字している内容に誤りや変更があった場合は、修正してください

例 千代田区
中央区

※修正した場合のみ、以下の
修正理由からあてはまるもの
にチェックしてください

調査対象事業所	所在地		所在地の 修正理由	☐ 移転 (西暦 20□□年 月)
	事業所名			☐ 表記誤りの訂正 ☐ その他→備考欄に記入
	法人番号(13桁の番号を記入してください)		事業所名の 修正理由	☐ 変更 ☐ 表記誤りの訂正 ☐ その他→備考欄に記入

--

備考欄	
事務局 記入欄	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

豐碑頌英

- ・調査対象期間は、原則として令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の1年間です
- ・消費しているが消費数量を把握していない場合は、回答欄に「不明」と記入してください。消費していない燃料等については、回答欄に何も記入しないでください
- ・エネルギー消費量は数量（千kWh、千m³等）かつ整数（小数点以下四捨五入）で記入してください
- ・調査対象事業所（入居・使用する建物以外に、調査対象事業所が管理する「屋外の作業・操業現場」におけるエネルギー消費（建設・操業現場、車庫、船舶、調査船等）は、それぞれに「調査対象事業所」で記入してください

B1. 購入電力

B1.購入電力 購入した電力のうち、共同受電等による「調査対象事業所」以外への販売・払出量は除いてください

記入する値は、「千kWh(1000キロワットアワー)」で記入してください
(「kW(キロワット)」や「kV(キロボルト)」の値は記入しないでください)

購入電力(買電)量	単位	消費量計
	千kWh	

B2. 燃料消費

燃料消費量のうち、車両用燃料については、以下の「車両用燃料について」を参照のうえ、記入してください

都市ガス	千m ³	
LPガス (LPG、プロパンガス)	トン	
灯油	キロリットル	
A重油	キロリットル	
B・C重油	キロリットル	
ガソリン	リットル	
軽油	キロリットル	
(燃料名記入)		

車両用燃料について

燃料消費量には、車両用(右記①～④)に消費した燃料を含めて記入してください。

主に一般道路を走行する自家用(社用)事業用(タクシー、トラック、バス等)の消費量を含めないでください。

記入が必要な車両用燃料

- ①工場・倉庫・空港等の構内のみで使用する車両用
- ②小型特殊車用(フォークリフト、農耕用ハンドトラクター等)
- ③大型特殊車用(ブルドーザー等)
- ④一般の輸送に従事しない特種用途車用(救急車、救急車、霊柩車、道路作業車、教育車等)

B3 自家發電

- | | | |
|---|---|--|
| ① | 自家発電設備を所有または管理していますか
いすれかにチェックしてください（常用・非常用は問いません） | ☐ はい ☐ いいえ → B4へ |
| ② | 所有または管理している自家発電設備のみ、
② 稼働状況を選択し、発電量を記入してください | 発電量計
うち、「調査対象事業所」以外への販売・払出量 |
| | ボイラ発電（火力発電） | 単位 |
| | コージェネレーション | 千kWh |
| | 排熱を利用しないディーゼル・ガスタービン等発電 | 千kWh |
| | 太陽光発電 | 千kWh |
| | 風力発電 | 千kWh |
| | 小水力発電 | 千kWh |
| | その他の発電→具体的に（ ） | 千kWh |

B4. 熱源

熱供給事業者等から**熱源を輸入・受入**していますか。または、以下の設備・熱源を**自ら発生・回収**していますか
 いずれかにチェック（マーク）してください
 ・発電機ボイラ（エンジン発電）、コージェネレーション、生産・工程用ボイラ（IBoE、燃料消費費の記入が必要です）
 ・排熱回収ボイラ
 ・排熱不要
 ・＜記入不要＞
 ・発電・生産工程に用いないボイラ（給湯、暖房、厨房、殺菌用等の蒸気、温水を発生するのみのボイラ）
 ・ピークボイラ方式

単位	(A) 購入・ 受入量	(B) 自家発生・回収量			「調査対象事業所」内での消費量		(E) 調査対象事業所 以外の 脱炭素化量
		合計	発電用ボイラ、 コジェネレーション	左記以外	(D) 温水・冷水 発生用	(E) 自家発電用	
蒸気							
温水							
冷水 ※水道水は対象外							
その他							

具体的に
(
例:熱煤油、清掃工場での排熱

B5. 回答の範囲

- ① 「B1. 購入電力」～「B4. 熱源」で記入した値等には、**調査対象事業所**以外の**事業所**を含めていますか？
- いはい ☐ いいえ ☐

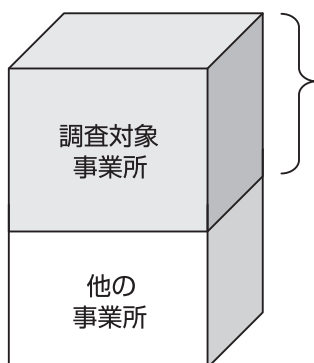
企業名	事業所名	所在地 または 回答を含む事業所の調査ID
(例) 株式会社〇〇	△△営業所	東京都千代田区霞が関 10-1-12 ○〇ビル△階

- | | | |
|---|--|--|
| ② | 「調査対象事業所」またはB5①で記入した事業所には、商品・試作品の設置部門または研究部門がありますか。いずれかにチェックしてください | ☐ はい ☐ いいえ |
| ③ | 「調査対象事業所」またはB5①で記入した事業所が管理している屋外の作業現場や無人の施設等でのエネルギー消費はありますか。いずれかにチェックしてください | ☐ はい ☐ いいえ |
| ④ | (③の設備で「いいえ」を選択した場合は④も「いいえ」を選択してください。)
「B」欄「電力」～「B4」欄「熱源」で記入した設備には、「調査対象事業所」またはB5①で記入した事業所が管理している屋外の作業現場や無人の施設等でのエネルギー消費量を含めていますか
いずれかにチェックしてください | ☐ はい ☐ いいえ |
| ⑤ | 「調査対象事業所」またはB5①で記入した事業所には、電気自動車向け充電設備がありますか
いずれかにチェックしてください (普通充電用・急速充電用は問いません) | ☐ はい ☐ いいえ |
| ⑥ | 従業員数
※パート、アルバイト等は、「日8時間換算」従業員数
＜令和7年3月末時点の値＞
人 | ☐ はい ☐ いいえ |
| ⑦ | 延べ床面積
※小敷品以下は四捨五入してください
＜令和7年3月末時点の値＞
㎡ | ☐ はい ☐ いいえ |
| ⑧ | 売上高
営業収入
＜令和6年度の値＞
百万円 | ☐ はい ☐ いいえ |

以上で記入終了です。ご協力ありがとうございました

調査対象と回答数値について

原則 1ページ「A3.調査対象事業所」について回答してください(企業単位の調査ではありません)

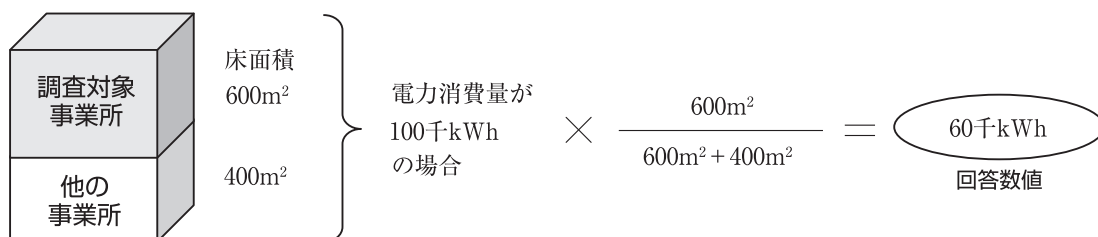


調査対象事業所のエネルギー消費量(電力・燃料・熱など)を回答してください
原則として令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)1年間の値を回答してください

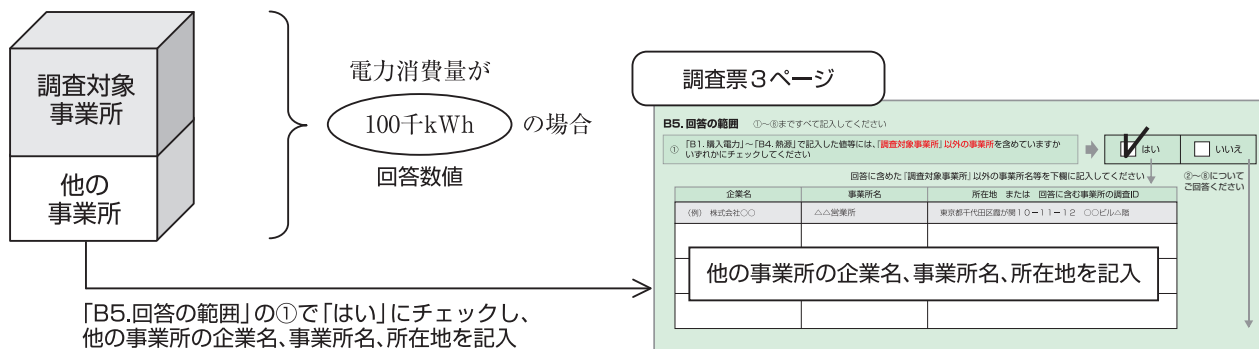
例外

調査対象事業所と他の事業所のエネルギー消費量を区別していない場合

◆延べ床面積または従業者数等の比率で按分した値を回答してください



◆延べ床面積または従業者数等の比率で按分した値を回答できない場合は、
調査対象事業所と他の事業所の合計の値を回答してください



省エネ法(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律)に基づく定期報告との違い

- ・記入する燃料種別、屋外等(『調査対象事業所』が管理する建設現場、無人施設、操業場所等)で使用するエネルギー、熱供給会社から供給される熱については、省エネ法に基づく定期報告と記入内容が異なります。
- 詳細は、記入要領にて記入方法を確認してください

問い合わせ先: エネルギー消費統計調査事務局
電 話: 0120-716-637(フリーダイヤル)
受 付 時 間: 月～金曜日(祝日除く) 9:00～18:00



政府統計

秘

提出期限

令和7年6月15日

調査ID

政府統計コード

BT5P

調査対象者ID

パスワード

令和6年度 エネルギー消費統計調査 調査票 第7号

経済産業省
資源エネルギー庁

- この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査です。
- 報告された調査票は、統計目的以外には使用されず、報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。事実をありのままに記入してください。

A1. 送付先

送付先

A2. 記入者

「送付先」欄と同一の場合はチェックしてください		左の欄にチェックした場合は記入不要です	
所在地	☐	〒	都 道 府 県
	「送付先」と同一		(番地・建物名等)
企業名 事業所名	☐		
	「送付先」と同一		
部署名	☐		
	「送付先」と同一		
役職名	☐		
	「送付先」と同一		
記入者 氏名	☐		
	「送付先」と同一		
電話番号			(内線)

A3. 調査対象

下欄の赤枠内に印字している所在地・名称の供給地域または事業所が、この調査の『調査対象』です

- ・ 以後の設問に対しては『調査対象』について記入してください
- ・ 熱供給事業法による熱供給事業者の場合は、印字している供給地域全体について記入してください
- ・ 下欄の赤枠内に『調査対象』として印字している内容に誤りや変更があった場合は、修正してください

例 千代田区
中央区

※修正した場合のみ、以下の修正理由からあてはまるものにチェックしてください

調査対象	供給地域 または 所在地	供給 修正 理由 等 の	移転(西暦 20 年 月)		
	企業名 事業所名	事業所名 修正 理由 等 の	表記誤りの訂正	その他→備考欄に記入	
	法人番号(13桁の番号を記入してください)		変更	表記誤りの訂正	その他→備考欄に記入

備考欄

事務局 記入欄	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

- ・調査対象期間は、原則として令和6年度（令和4年4月1日～令和7年3月31日）の1年間です
- ・プラントを運転、管理している事業所におけるエネルギー消費量について記入してください
- ・消費しているのが消費数量を把握していない場合は、回答欄に「不明」と記入してください。消費していない燃料等については、回答欄には何も記入しないでください
- ・原則として、エネルギー消費量は数量（kWh、m³等）かつ整数（小数点以下四捨五入）で記入してください
- ・調査対象となった重要施設が、供給先の電力、熱気体の供給物のエネルギー消費量を本表で把握、把握している場合は、右記まで連絡してください

受電量、自家発電量、自己消費量、『調査対象』以外への販売・払出量を記入してください。

又電重

稼働状況(○で囲む)

1. 常用(稼働あり)
2. 常用(定期点検のみ、または1年に一度も稼働なし)

[illegible]

燃料・消費量を記入してください。

黄色い欄に値を記入した場合、「B3. 熱源」で蒸気・温水・冷水の発生・消費の状況について記入してください。

[illegible]

熱源の発生・消費の状況について記入してください

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿

(3[°]—ジ)／全4[°]—ジ)

＜連絡・問い合わせ先＞ エネルギ－消費統計調査事務局 調査票第7号係
[電話] 0120-716-637 (フリーダイヤル)

※1 ©「溫冷水發生設備用」欄

- 電力のみを利用して温水・冷水を発生する設備(ターボ冷水機・ヒートポンプなど)の**主機(本体)での電力消費量**を記入してください。
- ◎欄に値を記入した場合、「B3.熱源」で温水・冷水の発生・消費の状況について記入してください。
- 消費額類(冷卻ヒートポンプ、送水ポンプ、冷却塔など)での電力量は、◎「その他消費用」欄に記入して下さい。

※2 ①「その他消費用」欄

- 『調査対象』での電力消費量のうち、③欄に該当しないものすべてこの欄に記入してください。
- (該当例)
- 補機類(冷却水ポンプ、送水ポンプ、冷却塔など)、計器類、ボイラ本体及び事務所部分での電力消費量 など

※③ ⑤「調査対象」以外への販売・払出量欄

- ・『調査対象』以外へ電力を供給している場合、その供給量を記入してください。
(該当例)

共同受電における『調査対象』以外での消費量

自家発電量の『調査対象』以外への供給量 など

[illegible]

B4. 従業者数など

「B1. 電力消費」～「B3. 熱源」での回答に
含めている範囲について記入してください。

【調査対象】が所有または管理している 電気自動車向け充電設備があり、また いずれかにチェックしてください (普通充電用・急速充電用は問いません)	はい	いいえ
	☐	☐

従業者数 < 令和7年3月末時点の値 > (※4)

延べ床面積 < 令和7年3月末時点の値 > (※5)
--

売上高 営業収入 < 令和6年度の値 >
--

消費税込みまたは消費税掛きの
いずれかにチェックしてください

消費税	消費税込み
☐	☐

※4 パートアルバイト等は「1日8時間換算」従業員数

※5 メインプラント、サブプラント、管理・運転・制御・監視室、

ご協力ありがとうございました

生じた熱源について		① 調査対象』以外への 販売・払出量
② 自家発電用	③	

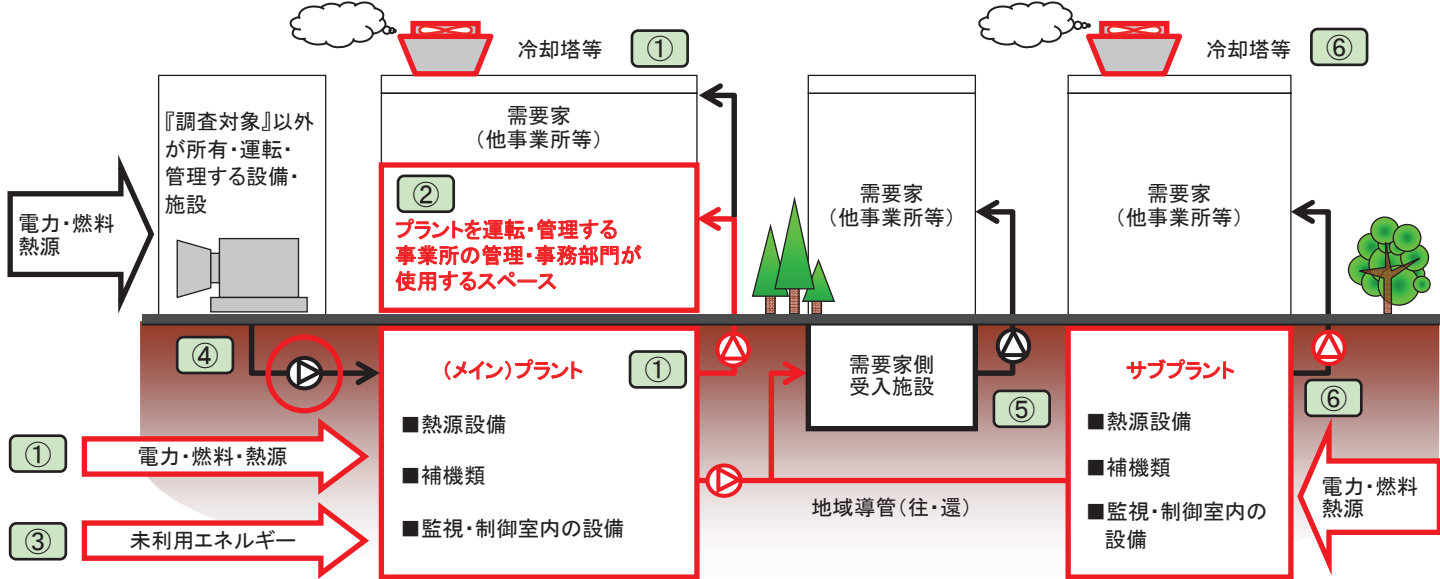
需要家への供給量は、④「調査対象」以外への販売・払出量欄に記入してください。

『新エッセイ』 佐々木味津三(電) 生活文庫

① 購入・受入量	② 自ら発生・回収量	③ 自己消費量(所内利用)				④ 『調査対象』以外への販売・私出量
		③ ① 温水・冷水発生用及び自家発電用以外	③ ② 温水・冷水発生用	③ ③ 自家発電用	③ ④	

「自己消費量(所内利用)」、「『調査対象』以外への販売・払出量」について

- 下図の赤色で示された範囲を「自己消費量(所内利用)」としてください。
- 『調査対象』(調査票1ページ「A3. 調査対象」赤枠内)の供給地域のプラント及びプラントを運転・管理する事業所以外へ供給した電力・熱源は、「『調査対象』以外への販売・払出量」としてください。



①	・(メイン)プラント内の各種の熱源設備(※1)、補機類(※2)、監視・制御室におけるエネルギー消費量(電力、燃料、熱源)を記入してください。 ※1 ボイラ、冷凍機、ヒートポンプ、自家発電機など ※2 各種ポンプ、冷却塔など	④	・『調査対象』以外から供給されるエネルギー量(電力、熱源)は含めて記入してください。(※4) (対価の支払の有無は問いません。) ・供給される際に用いる補機類(ポンプ等)を自ら所有・管理している場合は、補機類でのエネルギー消費量(電力等)を含めて記入してください。 ※4 『調査対象』以外が所有するコージェネレーション排熱を受け取っている隣接する清掃工場からの排熱を受け取っている など
②	・プラントを運転・管理する事業所の管理・事務部門が使用するスペースにおけるエネルギー消費量(電力、燃料、熱源)は、含めて記入してください。 ・(メイン・サブ)プラントと同一の建物内にあるか否かは問いません。	⑤	・需要家側受入施設内で、『調査対象』以外が所有・管理する設備・施設(※5)のエネルギー消費量(電力、燃料、熱源)は含めないでください。 (対価の受取の有無は問いません。) ※5 熱交換器、各種ポンプ、制御装置など
③	・各種の未利用エネルギー(※3)を利用している場合、それに由来するエネルギー量を含めて記入してください。 ・各種の未利用エネルギーの利用の際に用いた設備(ポンプ、蓄熱槽、ヒートポンプなど)でのエネルギー消費量(電力等)は、含めて記入してください。	⑥	・サブプラントやサブステーションがある場合、そこでのエネルギー消費量(電力、燃料、熱源)は含めて記入してください。

※3 ごみ焼却・工場排熱、地下鉄排熱、変電所・変圧器排熱、廃棄物・再生油、中水・下水・下水処理水、河川水、海水、地下水、発電所抽気、雪氷熱など

設問 「B3. 熱源」欄の記入について

インプット		アウトプット				
	① 購入・受入量	② 自ら発生・回収量	③ 温水・冷水発生用 及び自家発電用以外	④ 温水・冷水発生用	⑤ 自家発電用	⑥ 『調査対象』以外への 販売・払出量
蒸気	『調査対象』の 供給地域のプラント・ 事業所以外から 供給された熱量 ※対価の支払の有無は 問いません	『調査対象』の 供給地域のプラント・ 事業所自らが 発生・回収した熱量	『調査対象』の 供給地域のプラント・ 事業所内で 消費した熱量のうち、 ④、⑤に該当しない 用途に用いた熱量	『調査対象』の 供給地域のプラント・ 事業所内で 消費した熱量のうち、 温水・冷水の発生に 用いた熱量	『調査対象』の 供給地域のプラント・ 事業所内で 消費した熱量のうち、 自家発電に 用いた熱量	『調査対象』の 供給地域のプラント・ 事業所以外へ 供給した熱量 ※需要家への供給量 はこの欄に記入します ※対価の受取の有無は 問いません
↓						
温水	『調査対象』の 供給地域のプラント・ 事業所以外から 供給された熱量 ※対価の支払の有無は 問いません	『調査対象』の 供給地域のプラント・ 事業所自らが 発生・回収した熱量 ※蒸気・温水の④の値と 温水・冷水の⑤の値 には、 ロスや効率に よって差が生じます	『調査対象』の 供給地域のプラント・ 事業所内で 消費した熱量のうち、 ④、⑤に該当しない 用途に用いた熱量	『調査対象』の 供給地域のプラント・ 事業所内で 消費した熱量のうち、 冷水の発生に 用いた熱量 記入不要	記入不要	『調査対象』の 供給地域のプラント・ 事業所以外へ 供給した熱量 ※需要家への供給量 はこの欄に記入します ※対価の受取の有無は 問いません
冷水						

エネルギー消費統計調査における標本設計について

1. 標本数の設定

本調査の範囲に相当する事業所について、層化抽出法（ネイマン配分法）によりサンプル数を決定する。

前年度調査設計時と同様、産業大分類（製造業は産業中分類）単位でエネルギー消費量総和の標準誤差率が3%以内になることを目的とする。

各カテゴリに対する発送数は、具体的には下記で表される。

$$n_h = \frac{N_h \sigma_h}{\sqrt{\beta_h}} \frac{\sum_{h' \in S} \frac{N_{h'} \sigma_{h'}}{\sqrt{\beta_{h'}}}}{\left(\sum_{h' \in S} N_{h'} \sigma_{h'}^2 + r^2 Y^2 \right)}$$

n_h : 調査票発送数

h : 層

S : 表章の区分

N_h : 母集団事業所数

β_h : 有効回答率

σ_h : エネルギー消費量の標準偏差

Y : エネルギー消費量の総和

r : 目標標準誤差率

2. カテゴリ区分

層化（カテゴリ分類）は、下記のとおり行い、必要サンプル数を決定する。

・業種（産業中分類ベース）×従業者規模区分9区分×管理部門／現場かどうか。

(1) 業種分類

業種分類は産業中分類をベースとするが、一部の産業中分類については業種細分化を行い、合計109の業種に区分する。

(2) 従業者規模区分

事業所母集団データベース（前年次フレーム）の従業者を利用して、1～3人、4～9人、10～19人、20～29人、30～49人、50～99人、100～199人、200～299人、300人～の9区分に分割する。

(3) 現場

同一業種であっても、製造業等事業所が管理部門であるかどうか、農林水産業・鉱業・建設業等の事業所が建物以外の現場を含むかどうか、によってエネルギー消費傾向が異なる。これらを別カテゴリとして扱うことにより、業種の細分化時と同様に必要発送数を減らすことができる。

前年度調査の設問を利用して、以下の業種（産業大分類A～F、S）について、現場の有無別の母集団事業所数を集計し、それぞれ別カテゴリとして標本設計を行う。

表 1 「現場の有無」の事業所の定義

	「現場無し」	「現場有り」
製造業（産業大分類E）	管理部門のみを有する事業所	製造部門・研究部門等を含む事業所
非製造業（産業大分類A～D） 電気・ガス・熱供給・水道業（産業大分類F） 公務（産業大分類S）	管理部門のみを有する事業所	農林水産業・鉱業・建設業等の建物以外の現場を含む事業所
不動産賃貸業・管理業（産業中分類 69） 廃棄物処理業（産業中分類 88）	右記以外の事業所	以下のいずれかに該当する事業所 ・発電用ボイラ、コージェネレーション、生産工程用ボイラ、ディーゼル・ガスタービン等発電機器の燃料消費がある ・蒸気、温水、冷水、その他の自ら発生・回収量がある ・自家発電設備による発電を行っている
その他の業種	管理部門・現場の区別をしない。	

(4) 標準偏差・母平均・総和・母集団事業所数

エネルギー消費量の標準偏差、母平均、総和は、前年度調査結果から算出される値（一次エネルギー投入の合計）を用いる。一次エネルギー投入の定義は下記の通り。

表 2 一次エネルギー投入の定義

	一次エネルギー投入
燃料	消費（生産ボイラ用・発電ボイラ用・コージェネ用・ディーゼル用を含む）
電力	購入－販売
熱源	購入－販売

このときの標準偏差・母平均は標本調査部分の、総和は経済産業省特定業種石油等消費統計調査（石油等消費動態統計調査）の単純集計結果を合算した値を用いる。

母集団事業所数は、事業所母集団データベース（前年次フレーム）に基づき集計を行った結果から、単純集計部分の経済産業省特定業種石油等消費統計調査（石油等消費動態統計調査）対象事業所・省エネ法定期報告対象事業所数（前年度実績）・自家発電名簿登載事業所を除く。

(5) 有効回答率

有効回答率（有効回答数／調査票抽出数）は、前年度調査の有効回答率を用いる。

3. ローテーション・サンプリング

経年変化の安定化を図ることを目的に、標本抽出する際には、2分の1ずつ標本の入れ替えを行うこととし、一度抽出した事業所は2年間継続して調査を実施するものとする。

4. 母集団名簿の取り扱いについて

今年度調査においては、標本抽出時には事業所母集団データベース（前年次フレーム）を使用し、拡大推計時（公表時）には、事業所母集団データベース（今年次フレーム）を利用する予定。これは、前年次フレームよりも今年次フレームのほうが、今年度の事業所の実態により即した業種・規模分布を表していると考えられる。

No.	工程
01	調査名簿の作成
02	オンライン調査票の作成・設定
03	調査関係書類の印刷／発送
04	調査票電報形式の作成
05	再放送（再送信）
06	事務局設置／撤去
07	事前案内等
08	問い合わせ対応
09	調査票データ化（紙）
10	調査票データ化（オンライン調査）
11	調査票データ化（電報単票、リスト）
12	調査票画像処理
13	調査票受付／回収実務
14	督促（はがき）
15	督促（電話）
16	督促（電話、メール・特付）
17	審査・疑義照会、データ修正（準備）
18	審査・疑義照会、データ修正（実施）
19	名簿整備
20	作業報告書作成等

[illegible]

[illegible]

調査名簿フォーマット(令和6年度調査用)

(参考4)

SEQ	項目名称	内 容	凡 例	備 考
1	NO	経年名簿作成時の通しID	経年名簿からの追加分:“07”+7桁の連番	
2	R06_KEYCD_FLAME	R06年次フレーム13桁 (ユニークキー)	通常:事業所母集団データベース(令和5年次フレーム)に収録されている「共通事業所コード」+「0000」または「000f」 ダミー:“B” or “J” or “K” or “F”+12桁の連番	ダミーコード“B”は建物全体を調査するビル、または同一所在地・同一企業の実数事業所を一括調査する対象 ダミーコード“J”は省エネ定期報告の指定工場、または熱供給名簿対象 ダミーコード“F”はR04年次フレーム、R03年次フレーム、R02年次フレーム、R01年次フレーム、H30年次フレーム、H29年次フレーム、H28年次フレーム(速報)、H27年次フレーム、H26年次フレーム速報、H25年次フレーム、H24センサ活動調査、H21センサ基礎調査、H18事業所・企業統計調査の大規模事業所のうち、R01年次フレームで削除された対象
2	R05_KEYCD_FLAME	R05年次フレーム13桁	通常:事業所母集団データベース(R04年次フレーム)に収録されている「共通事業所コード」+「0000」または「000f」 ダミー:“B” or “J” or “K” or “F”+12桁の連番 ※事業所母集団データベースの収録状況は変更ないが、ダミー対象に変更があるため、R01_KEYCD_FLAMEとして項目追加	ダミーコード“B”は建物全体を調査するビル、または同一所在地・同一企業の実数事業所を一括調査する対象 ダミーコード“J”は省エネ定期報告の指定工場、または熱供給名簿対象 ダミーコード“F”はR03年次フレーム、R02年次フレーム、R01年次フレーム、H30年次フレーム、H29年次フレーム、H28年次フレーム(速報)、H27年次フレーム、H26年次フレーム速報、H25年次フレーム、H24センサ活動調査、H21センサ基礎調査、H18事業所・企業統計調査の大規模事業所のうち、R01年次フレームで削除された対象
4	JG_CD	事業所コード		事業所母集団情報の事業所番号
5	R06_NO	R06年度調査ID		14桁(採用枝番)
6	CHOSA_FLG	調査ベースマスタフラグ	1:対象事業所(通常)、2:対象事業所(Aビル送付対象外)	
7	CHUSHUTSU_FLG	抽出ベースマスタフラグ	1:対象事業所	
8	JIKAHATSU_FLG	自家発リストフラグ	1:常用(稼働あり)、2:常用(定期点検のみ、または1年に一度も稼働なし)、9:自家発リスト収録だが未回収	
9	KEN_CD	都道府県コード	01～47	
10	BIG_INDUST	業種大分類コード	A～S、ブランク,@:格付不能	(審査用)
11	ID_MID_INDUST_1	産業分類1 (業種中分類コード)	01～98、ブランク G1,G2,I1,I2,K1,M2,R1,R2:格付不能 00:ダミー用業種	(審査用)
12	ID_MID_INDUST_3	産業分類3	0:通常,1～9:エネ消調査独自業種	(審査用)
13	INDUST	業種小分類コード		(審査用)
14	ID_MID_NUM_S	従業者数区分	1:1～3人、2:4～9人、3:10～19人、4:20～29人、5:30～49人、6:50～99人、7:100～199人、8:200～299人、9:300人以上、0:規模なし、Z:0名	「Z:0名」は、名簿上の従業者数が0名のもの 調査回答従業者数が0名～1名未満のものは、「1:1～3人」に区分 (審査用)
15	INDUSTNUM_HOTEN	業種・規模補填フラグ	1:業種のみ補填、2:規模のみ補填、3:業種・規模ともに補填	
16	NUM_S	従業者数		事業従事者数
17	SHIKICHI_CD_1	敷地コード1	S****:省エネビル、 M****:省エネビル以外、 G****:庁舎、 C****:Cビル、 A****:Aビル、 K****:同一所在地・同一企業、 Z****:優先1・優先2の敷地が完全な包含関係にない場合のダミー情報 (優先1にZ00000を収録し、優先2にS～Aの敷地コードを収録)	優先1
18	SHIKICHI_CD_2	敷地コード2		優先2
19	SHIKICHI_CD_3	敷地コード3		優先3
20	ID_OYAKO_FLG_1	親子フラグ1	0:通常、1:省エネ 寄せなし、2:ビル 省エネ・C・A、3:ビル内親事業所 省エネ・C・A、4:ビル内子事業所 省エネ・C・A、5:庁舎、6:庁舎内事業所、7:企業名寄せ、8:企業名寄せ内事業所	優先1
21	ID_OYAKO_FLG_2	親子フラグ2		優先2
22	ID_OYAKO_FLG_3	親子フラグ3		優先3
23	ANBUN_FLG_1	按分フラグ1	1:自ら使用分、2:テナント使用分、3:合計、0:ダミー情報	優先1
24	ANBUN_FLG_2	按分フラグ2		優先2
25	ANBUN_FLG_3	按分フラグ3		優先3
26	SHO_ID_7	省エネID(7桁)		
27	TAISHOGAI_FLG	対象外フラグ(本年度)	1:休業 調査結果、2:廃業 調査結果、3:譲渡・売却・登記のみ、4:センサ重複、5:調査対象外業種、6:石消(子も含む)、7:構内請負、8:宛先不明、9:その他、11:倒産・休廃業・解散、12:居住部含有、13:エネルギー部含有、14:法律事務所、15:集合住宅、16:個人名事業所、17:エネルギー消費量未把握事業所、31:移転、32:前年度拒否、50:0名、52:廃業_DB、90:省エネ、91:熱供給	調査開始後判明分を含む
28	TAISHOGAI_KBN	対象外区分	1:母集団対象外、2:抽出対象外	母集団対象外:設計・拡大推計の対象外とするもの 抽出対象外:調査対象外とはするが、設計・拡大推計の対象とするもの
29	A_NAME_2_1	確定_正式名称1/ビル名		調査対象外or未回収は、回収前データで補完
30	A_NAME_3	確定_通称名		調査対象外or未回収は、回収前データで補完
31	A_MAIL	確定_郵便番号		調査対象外or未回収は、回収前データで補完
32	A_ADDRESS_1	確定_都道府県名		調査対象外or未回収は、回収前データで補完

SEQ	項目名称	内 容	凡 例	備 考
33	A_ADDRESS_2	確定_市区町村名		調査対象外or未回収は、回収前データで補完
34	A_ADDRESS_3	確定_町丁・字・番地・号		調査対象外or未回収は、回収前データで補完
35	A_ADDRESS_4	確定_ビル名等		調査対象外or未回収は、回収前データで補完
36	A_TEL	電話番号		
37	TOSHIG_AREA_FLG	都市ガスエリア	1:都市ガスエリア	
38	KAISHUMAE_JIKAHATSU_FLG	回収前_自家発リストフラグ	1:常用(稼働あり), 2:常用(定期点検のみ、または1年に一度も稼働なし), 9:自家発リスト収録だが未回収	
39	KAISHUMAE_BIG_INDUST	回収前_業種大分類コード	A～S	
40	KAISHUMAE_ID_MID_INDUST_1	回収前_産業分類1(業種中分類コード)	01～98,00:ダミー用業種	
41	KAISHUMAE_ID_MID_INDUST_3	回収前_産業分類3	0:通常, 1～9:エネ消調査独自業種	
42	KAISHUMAE_ID_MID_NUM_S	回収前_従業者数区分	1:1～3人, 2:4～9人, 3:10～19人, 4:20～29人, 5:30～49人, 6:50～99人, 7:100～199人, 8:200～299人, 9:300人以上, 0:規模なし	
43	KAISHUMAE_NUM_S	回収前_従業者数		
44	KAISHUMAE_A_NAME_2_1	回収前_正式名称1／ビル名		
45	KAISHUMAE_A_NAME_3	回収前_通称名		
46	KAISHUMAE_A_MAIL	回収前_郵便番号		
47	KAISHUMAE_A_ADDRESS_1	回収前_都道府県名		
48	KAISHUMAE_A_ADDRESS_2	回収前_市区町村名		
49	KAISHUMAE_A_ADDRESS_3	回収前_町丁・字・番地・号		
50	KAISHUMAE_A_ADDRESS_4	回収前_ビル名等		
51	NUM_KBN_SHO	省エネ従業者数処理区分	0:従業者数規模設定不可(省エネ:令和元年度フレーム = N:1 or N:N), 1:令和元年度フレーム従業者数を単独で設定(省エネ:令和元年度フレーム = 1:1), 2:令和元年度フレーム従業者数を合算して設定(省エネ:H令和元年度フレーム = 1:N)	

調査テーマ整備スケジュール(令和6年度調査用)

(5) 参考

[illegible][illegible]

調査票データファイルレイアウト例

(参考6)

RD11_ヘッダ部【ヘッダ】

No	項目名	桁数	KEY	DB属性	凡例	備考	項目説明
1	調査ID	14	○	テキスト型			
2	グループID	11		テキスト型			同一封筒での回収があった場合に付与
3	調査票番号	1		テキスト型	0.調査票第1号(a),1.調査票第1号(b),2.調査票第2号,3.調査票第3号,4.調査票第4号,5.調査票第5号,6.調査票第6号,7.調査票第7号		
4	調査票回収日	10		テキスト型		YYYY/MM/DD	
5	確定_産業大分類	1		テキスト型		【編集】 業種変更されている場合、変更後の産業大分類 業種変更されていない場合、調査ベースマスタの産業大分類	産業大分類コード、調査回答結果により業種変更が判明した場合、その情報を優先して設定。
6	確定_産業分類1	2		テキスト型		【編集】 業種変更されている場合、変更後の産業分類1 業種変更されていない場合、調査ベースマスタの産業分類1	業種中分類コード、調査回答結果により業種変更が判明した場合、その情報を優先して設定。
7	確定_産業分類3	1		テキスト型		【編集】 業種変更されている場合、変更後の産業分類3 業種変更されていない場合、調査ベースマスタの産業分類3	当調査向け独自設定業種の区分番号。産業分類1と組み合わせて使用。調査回答結果により業種変更が判明した場合、その情報を優先して設定。
8	確定_従業者数区分	1		テキスト型	1.0～3人, 2.4～9人, 3.10～19人, 4.20～29人, 5.30～49人, 6.50～99人, 7.100～199人, 8.200～299人, 9.300人以上, 0.規模なし	【編集】 1a.1b.2.3.6.7号 ・調査票1a.1b.2.3.6.7号 ・(A)B.従業者数区分に入力がある場合、B.従業者数区分を設定 ・(B)B.従業者数区分に入力がない場合、調査ベースマスタの従業者数区分を設定 ・調査票4.5号の場合、調査ベースマスタの従業者数区分を設定	事業所の従業者数規模を表す区分。調査回答結果による(調査年度末時点の)従業者数を元に導出した規模を優先して設定。 ※従業者数とは、個人事業主、無給家族従業者、有給役員、常用雇用人、臨時雇用人、出向・派遣受入者の合計。常用雇用人のうち、パート・アルバイト等については、「1日あたりの労働時間を8時間とした場合の延べ人数」に換算。
9	回収前_産業大分類	1		テキスト型		調査ベースマスタの産業大分類	産業大分類コード、調査名簿整備時の設定コード。
10	回収前_産業分類1	2		テキスト型		調査ベースマスタの産業分類1	業種中分類コード、調査名簿整備時の設定コード。
11	回収前_産業分類3	1		テキスト型		調査ベースマスタの産業分類3	当調査向け独自設定業種の区分番号。産業分類1と組み合わせて使用。調査名簿整備時の設定コード。
12	回収前_従業者数区分	1		テキスト型	1.1～3人, 2.4～9人, 3.10～19人, 4.20～29人, 5.30～49人, 6.50～99人, 7.100～199人, 8.200～299人, 9.300人以上, 0.規模なし	調査ベースマスタの従業者数区分	事業所の従業者数規模を表す区分。調査名簿整備時の設定コード。 ※従業者数とは、個人事業主、無給家族従業者、有給役員、常用雇用人、臨時雇用人、出向・派遣受入者の合計。常用雇用人のうち、パート・アルバイト等については、「1日あたりの労働時間を8時間とした場合の延べ人数」に換算。
13	エネルギー消費量記入可否	2		テキスト型	1.消費量記入可, 4.消費量記入不可, XX.確認中, YY.確認不要	【編集】 ≪1号(a), 1号(b), 2号, 3号≫ 未選択("00"), 原票へ("52")の場合、確認中(XX) ≪4号, 5号, 6号, 7号≫ 確認不要(YY)	
14	B欄_エネルギー消費税	2		テキスト型	1.消費税込, 2.消費税抜, XX.確認中	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク 原票へ("52")の場合、確認中(XX) ≪7号≫ ブランク	数量を把握しておらず、金額で記入した場合には、消費税を含めて回答したかどうかを表す。
15	B欄_自家発電、自家発電設備の有無	2		テキスト型	1.はい, 2.いいえ, XX.確認中	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク 原票へ("52")の場合、確認中(XX) ≪7号≫ B1.自家発電量に入力があれば、1.はいを設定 上記以外の場合には2.いいえを設定	自家発電設備の所有・管理の有無。 (1号(a)票、1号(b)票、2号票、3号票、6号票にて使用)
16	B欄_自家発リスト解消フラグ	2		テキスト型	1.常用(稼働あり)の設備はないことを確認, 2.本年度のみ、常用稼働なし(例年があり), 9.その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク	前年度は常用稼働している自家発電設備があり、本年度はない場合検出されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
17	B欄_熱源_購入・受入及び自ら発生・回収の有無	2		テキスト型	1.はい, 2.いいえ, XX.確認中	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク 原票へ("52")の場合、確認中(XX) ≪7号≫ B3.熱源項目に入力があれば、1.はいを設定 上記以外の場合には2.いいえを設定	熱源_購入・受入量及び自ら発生・回収量の有無。 (1号(b)票、3号票、6号票にて使用)
18	B欄_他の事業所の有無	2		テキスト型	1.はい, 2.いいえ, XX.確認中	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク 原票へ("52")の場合、確認中(XX) ≪7号≫ ブランク	『調査対象事業所』以外の事業所のエネルギーを含んで記入したかどうかの回答結果。
19	B欄_製造_開発部門の有無	2		テキスト型	1.はい, 2.いいえ, XX.確認中	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク 原票へ("52")の場合、確認中(XX) 以下の条件に該当する場合、ブランクを設定 パッチで自動補填したもの、かつ疑義照会システムで業種が製造業以外に変更されたもの ≪7号≫ ブランク	『調査対象事業所』に製造部門および研究部門があるかどうかの回答結果。 (1号(a)票、1号(b)票、6号票にて使用)
20	B欄_屋外_無人施設のエネルギー判定	2		テキスト型	1.はい, 2.いいえ, XX.確認中	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク 原票へ("52")の場合、確認中(XX) ≪2号, 3号, 6号≫ 調査票の現場分・無人施設分のみフラグが数値あり("1")の場合1.はいを設定 ≪7号≫ ブランク	『調査対象事業所』に屋外の作業現場もしくは無人の施設のエネルギー消費があるかどうかの回答結果。 (2号票、3号票、6号票にて使用)
21	B欄_屋外_無人施設のエネルギー判定(調査回答内)	2		テキスト型	1.はい, 2.いいえ, XX.確認中	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク 原票へ("52")の場合、確認中(XX) ≪2号, 3号, 6号≫ 調査票の現場分・無人施設分のみフラグが数値あり("1")の場合1.はいを設定 ≪7号≫ ブランク	調査回答結果に屋外の作業現場もしくは無人の施設のエネルギー消費を含んで記入しているかどうかの回答結果。 (2号票、3号票、6号票にて使用)
22	B欄_電気自動車充電設備の有無	2		テキスト型	1.はい, 2.いいえ, XX.確認中	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク 原票へ("52")の場合、確認中(XX)	調査回答結果に電気自動車の充電設備があるかどうかの回答結果。(B欄用)
23	B欄_従業者数	6		テキスト型			個人事業主、無給家族従業者、有給役員、常用雇用人、臨時雇用人、出向・派遣受入者の合計。常用雇用人のうち、パート・アルバイト等については、「1日あたりの労働時間を8時間とした場合の延べ人数」に換算。
24	B欄_従業者数区分	1		テキスト型	1.0～3人, 2.4～9人, 3.10～19人, 4.20～29人, 5.30～49人, 6.50～99人, 7.100～199人, 8.200～299人, 9.300人以上, 0.規模なし	B.従業者数に対応する区分	事業所の従業者数規模を表す区分。 ※従業者数とは、個人事業主、無給家族従業者、有給役員、常用雇用人、臨時雇用人、出向・派遣受入者の合計。常用雇用人のうち、パート・アルバイト等については、「1日あたりの労働時間を8時間とした場合の延べ人数」に換算。
25	B欄_延べ床面積	10		テキスト型			住居及び駐車場部分を除いた、事業所(事務所)・倉庫・配送所等の合計。
26	B欄_売上高、営業収入	7		テキスト型			前売・小売業については、商品等の販売額に加え、役務提供等による収入高を含む。
27	B欄_税抜き売上高、営業収入	9		テキスト型		【編集】 ・B.売上高、営業収入が数値かつB.売上高、消費税が消費税込("1")の場合、税抜き値に換算。(本年度は10%にて換算) ・B.売上高、営業収入が数値かつB.売上高、消費税が消費税込("1")以外の場合、数量と同じ数値を設定。 ・B.売上高、営業収入が不明項目("X")の場合、そのまま"X"を設定。 ・B.売上高、営業収入が数値、不明項目("X")以外の場合、ブランクを設定。	B.売上高、営業収入に消費税を含めて回答している場合、税抜き値(10%に統一)に換算した値を設定。※軽減税率制度の実施により各事業所の売上高における税率が算出不能の為、回答が税抜き数値の場合はB.売上高、営業収入項目と同じ数値を設定。
28	B欄_売上高、消費税	2		テキスト型	1.消費税込, 2.消費税抜, XX.確認中	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク 原票へ("52")の場合、確認中(XX)	B.売上高、営業収入に消費税を含めて回答したかどうかを表す。
29	C欄_自家発電、自家発電設備の有無	2		テキスト型	1.はい, 2.いいえ, XX.確認中	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク 原票へ("52")の場合、確認中(XX) ≪7号≫ ブランク	自家発電設備の所有・管理の有無。 (4号票および5号票にて使用)
30	C欄_自家発リスト解消フラグ	2		テキスト型	1.常用(稼働あり)の設備はないことを確認, 2.本年度のみ、常用稼働なし(例年があり), 9.その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ≪7号≫ ブランク	前年度は常用稼働している自家発電設備があり、本年度はない場合検出されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(C欄用)
31	C欄_熱源_購入・受入及び自ら発生・回収の有無	2		テキスト型	1.はい, 2.いいえ, XX.確認中	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク 原票へ("52")の場合、確認中(XX) ≪7号≫ ブランク	熱源_購入・受入量及び自ら発生・回収量の有無。 (4号票および5号票にて使用)
32	C欄_屋外_無人施設のエネルギー判定	2		テキスト型	1.はい, 2.いいえ, XX.確認中	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク 原票へ("52")の場合、確認中(XX) ≪7号≫ ブランク	『調査対象』に屋外の作業現場もしくは無人の施設のエネルギー消費があるかどうかの回答結果。 (4号票および5号票にて使用)
33	C欄_屋外_無人施設のエネルギー判定(調査回答内)	2		テキスト型	1.はい, 2.いいえ, XX.確認中	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク 原票へ("52")の場合、確認中(XX) ≪7号≫ ブランク	調査回答結果に屋外の作業現場もしくは無人の施設のエネルギー消費を含んで記入しているかどうかの回答結果。 (4号票および5号票にて使用)
34	C欄_電気自動車充電設備の有無	2		テキスト型	1.はい, 2.いいえ, XX.確認中	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク 原票へ("52")の場合、確認中(XX) ≪7号≫ ブランク	調査回答結果に電気自動車の充電設備があるかどうかの回答結果。(C欄用)

RD11_ヘッダ部【ヘッダ】

No	項目名	桁数	KEY	DB属性	凡例	備考	項目説明
35	燃料消費_使用設備_発電用ボイラ	1		テキスト型	1:チェック有り、0:チェック無し	【編集】 使用設備_発電用ボイラに選択がある場合、1 ※1号(a)、2号の場合はブランクを設定 ＜7号＞ 使用設備_ボイラに選択がある場合、1を設定	
36	燃料消費_使用設備_コジェネレーション	1		テキスト型	1:チェック有り、0:チェック無し	【編集】 使用設備_コジェネレーションに選択がある場合、1 ※1号(a)、2号の場合はブランクを設定	
37	燃料消費_使用設備_生産工程用ボイラ	1		テキスト型	1:チェック有り、0:チェック無し	【編集】 使用設備_生産工程用ボイラに選択がある場合、1 ※1号(a)、2号、3号、4号、5号、7号の場合はブランクを設定	
38	燃料消費_使用設備_ディーゼル発電	1		テキスト型	1:チェック有り、0:チェック無し	【編集】 使用設備_ディーゼル発電に選択がある場合、1 ※1号(a)、2号、7号の場合はブランクを設定	
39	燃料消費_使用設備_温冷水発生設備	1		テキスト型	1:チェック有り、0:チェック無し	【編集】 ※1号(a)、1号(b)、2号、3号、4号、5号、6号の場合はブランクを設定 ＜7号＞ 使用設備_温冷水発生設備に選択がある場合、1を設定	
40	燃料消費_使用設備_確認中	1		テキスト型	1:チェック有り、0:チェック無し	【編集】 使用設備に関する選択結果が確認中の場合、1 ※1号(a)、2号の場合はブランクを設定	
41	B欄総熱量: MJ	-		倍精度浮動小数点型		B欄総熱量換算結果(単位: MJ) ＜7号＞ ブランク	
42	C欄総熱量: MJ	-		倍精度浮動小数点型		C欄総熱量換算結果(単位: MJ) ＜7号＞ ブランク	
43	B欄1m2総熱量: MJ	-		倍精度浮動小数点型		B欄1m2あたり総熱量換算結果(単位: MJ) ＜7号＞ ブランク	
44	C欄1m2総熱量: MJ	-		倍精度浮動小数点型		C欄1m2あたり総熱量換算結果(単位: MJ) ＜7号＞ ブランク	
45	総熱量管理限界値_上限値: MJ	-		倍精度浮動小数点型		総熱量上限標準偏差(単位: MJ) ＜7号＞ ブランク	確定業種規模別に設定した総熱量管理限界値の上限値(2.0σ)
46	1m2総熱量管理限界値_上限値: MJ	-		倍精度浮動小数点型		1m2あたり総熱量上限標準偏差(単位: MJ) ＜7号＞ ブランク	延べ床面積1㎡ごとに設定した管理限界値の上限値(2.0σ)
47	総熱量管理限界値_下限値: MJ	-		倍精度浮動小数点型		総熱量下限標準偏差(単位: MJ) ＜7号＞ ブランク	確定業種規模別に設定した総熱量管理限界値の下限値(2.0σ)
48	1m2総熱量管理限界値_下限値: MJ	-		倍精度浮動小数点型		1m2あたり総熱量下限標準偏差(単位: MJ) ＜7号＞ ブランク	延べ床面積1㎡ごとに設定した管理限界値の下限値(2.0σ)
49	総熱量最大UCL: MJ	-		倍精度浮動小数点型		総熱量最大UCL(単位: MJ) ＜7号＞ ブランク	確定業種規模別に設定した総熱量管理限界値の上限値(3.0σ)
50	1m2総熱量最大UCL: MJ	-		倍精度浮動小数点型		1m2あたり総熱量最大UCL(単位: MJ) ＜7号＞ ブランク	延べ床面積1㎡ごとに設定した管理限界値の上限値(3.0σ)
51	総熱量_円換算	-		倍精度浮動小数点型		総熱量の円換算結果(単位: 円)	
52	総熱量_円換算(下限)	-		倍精度浮動小数点型		総熱量(下限値)の円換算結果(単位: 円)	
53	総熱量_円換算(下限)／売上高(%)	-		倍精度浮動小数点型		総熱量(下限値)の円換算結果／売上高(単位: %)	
54	強制OKフラグ	2		テキスト型			未取得
55	自動修正有フラグ	1		テキスト型			未取得
56	Y照会フラグ	5		テキスト型			未取得
57	C照会フラグ	5		テキスト型			未取得
58	Y補正フラグ	2		テキスト型	1:補正有、2:補正無、9:その他	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク	未取得
59	回収状況(単様_添付物)フラグ	1		テキスト型	1:単票_添付なし、2:複数_添付なし、3:単票_添付あり、4:複数_添付あり		調査票回収時に単票または複数票、添付物の有無状況に応じて設定するフラグ。(調査票受付時に設定)
60	回収媒体フラグ	1		テキスト型	1:原本、2:FAX、3:手紙、4:がき、5:特対リスト、6:TEL、7:事前はがき、8:その他、9:不達、a:オンライン調査		調査票回収時の回収媒体について設定するフラグ。
61	電媒・オンライン調フラグ	1		テキスト型	1:リスト通常票(1号(b)、6号)、2:リスト簡易票(1号(a)、2号)、3:リスト通常票(3号)、4:リストビル票(4号、5号)、8:単票(オンライン)、9:単票(電媒)		電子媒体・オンライン調査回収(通常の調査票ではなく、エクセルデータまたはオンライン調査システムにて回収)の場合、エクセル・オンライン調査の種類に応じて設定。
62	事務局記入欄1	2		テキスト型			未取得
63	事務局記入欄2	2		テキスト型	1:欄外記入あり	欄外記入あり	未取得
64	事務局記入欄3	2		テキスト型	1:通常回収、2:確認候補、3:枝番重複無効票、4:本年度対象外、5:次年度対象外、6:受取拒否、7:照先不明、9:その他	回収ステータス	調査票回収時に調査票の回収状況に応じて事務局にて設定するフラグ。(調査票受付時に設定)
65	事務局記入欄4	2		テキスト型	1:休業、2:廃業、3:調査・売却・登記のみ、4:基本簿重複無効票、5:調査対象外業種、6:石消(子も含む)、7:欄内超過、9:その他、XX:確認中	回収ステータスサブフラグ・対象外	調査票回収時に調査票の回収状況が「対象外」と判断された場合に、事務局にて設定する詳細情報。(調査票受付時に設定)
66	事務局記入欄5	2		テキスト型	1:回答あり、2:回答拒否、3:白票、4:回答無効、9:その他	回答フラグ	調査票回収時に調査票の回答状況に応じて事務局にて設定するフラグ。(調査票受付時に設定)
67	事務局記入欄6	2		テキスト型			未取得
68	事務局記入欄7	2		テキスト型			未取得
69	事務局記入欄8	2		テキスト型			未取得
70	事務局記入欄9	2		テキスト型			未取得
71	事務局記入欄10	2		テキスト型			未取得
72	差出人情報入力日	10		テキスト型			未取得
73	他ID含有情報登録日	10		テキスト型			未取得
74	B欄_上記以外の燃料_超過確認フラグ	1		テキスト型	1:超過あり		燃料消費量項目にパンチしきれない記載がある場合に、パンチャーが設定するフラグ。
75	B欄_回答範囲_超過確認フラグ	1		テキスト型	1:超過あり	＜7号＞ ブランク	回答範囲項目にパンチしきれない記載がある場合に、パンチャーが設定するフラグ。
76	C欄_ビル等_超過確認フラグ	1		テキスト型	1:超過あり	＜7号＞ ブランク	ビル等の項目にパンチしきれない記載がある場合に、パンチャーが設定するフラグ。
77	C欄_燃料消費量_超過確認フラグ	1		テキスト型	1:超過あり	＜7号＞ ブランク	燃料消費量項目にパンチしきれない記載がある場合に、パンチャーが設定するフラグ。
78	B欄_上記以外の燃料_追加入力エラー_解消フラグ	2		テキスト型	1:解消(反映済)、2:解消(反映不要)、3:疑義照会後、削除、9:その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ＜7号＞ ブランク	燃料消費量項目にパンチしきれない記載がある場合に検出されるチェックエラーに対し、その審査・疑義照会結果を設定するフラグ。
79	B欄_回答範囲_追加入力エラー_解消フラグ	2		テキスト型	1:解消(反映済)、2:解消(反映不要)、3:疑義照会後、削除、9:その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ＜7号＞ ブランク	回答範囲項目にパンチしきれない記載がある場合に検出されるチェックエラーに対し、その審査・疑義照会結果を設定するフラグ。
80	C欄_ビル等_追加入力エラー_解消フラグ	2		テキスト型	1:解消(反映済)、2:解消(反映不要)、3:疑義照会後、削除、9:その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ＜7号＞ ブランク	ビル等の項目にパンチしきれない記載がある場合に検出されるチェックエラーに対し、その審査・疑義照会結果を設定するフラグ。
81	C欄_燃料消費量_追加入力エラー_解消フラグ	2		テキスト型	1:解消(反映済)、2:解消(反映不要)、3:疑義照会後、削除、9:その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ＜7号＞ ブランク	燃料消費量項目にパンチしきれない記載がある場合に検出されるチェックエラーに対し、その審査・疑義照会結果を設定するフラグ。
82	回収ステータスフラグ	2		テキスト型	1:通常回収、2:確認候補、3:枝番重複無効票、4:本年度対象外、5:次年度対象外、6:受取拒否、7:照先不明、9:その他、XX:確認中	未選択("00")、原票へ("52")の場合、確認中(XX) 住所転記・名称変更等についてはシステムで確認候補を設定。(事務局審査後確定)	回収時の回収状況を表すフラグ。
83	回収ステータスサブフラグ・対象外	2		テキスト型	1:休業、2:廃業、3:調査・売却・登記のみ、4:基本簿重複無効票、5:調査対象外業種、6:石消(子も含む)、7:欄内超過、9:その他、XX:確認中	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク 原票へ("52")の場合、確認中(XX)	回収時の回収状況が「対象外」と判断された場合の詳細情報。(事務局審査後確定)
84	回答フラグ	2		テキスト型	1:回答あり、2:回答拒否、3:白票、4:回答無効、9:その他、XX:確認中	【編集】 未選択("00")、原票へ("52")の場合、確認中(XX)	回収時の回答状況を表すフラグ。(事務局審査後確定)
85	他ID含有フラグ	2		テキスト型	1:含む、2:含まれる	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク	回答内容に他の事業所のエネルギー消費を含んでいるかどうかを表すフラグ。
86	税込み記入フラグ	2		テキスト型	1:税込み記入、9:該当しない	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク	消費税を含めて回答したかどうかを表すフラグ。
87	指定期間以外記入フラグ	2		テキスト型	1:12ヶ月、2:12ヶ月でない(換算済)、3:12ヶ月でない(換算なし)、9:該当しない	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク	回答内容が指定期間(調査対象年度の4月～3月)での記載かどうかを表すフラグ。
88	欄外記入フラグ	2		テキスト型	1:欄外記入有り、2:欄外記入解消	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク	
89	現場分・無人施設分のみ	2		テキスト型	1:現場分・無人施設分のみ(数値あり)、2:現場分・無人施設分のみ(数値なし)、9:その他	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク	
90	受付連絡フラグ	2		テキスト型			未取得
91	Y相談フラグ	2		テキスト型			未取得
92	添付物記入フラグ	2		テキスト型	1:あり(回答欄へ反映済)、2:あり(別枠へ反映済)、3:なし	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク	添付物内容を反映した場合に設定するフラグ
93	スクヤナ添付物フラグ	1		テキスト型			未取得
94	モード	1		テキスト型			未取得

RD11.ヘッダ部【ヘッダ】

No	項目名	桁数	KEY	DB属性	凡例	備考	項目説明
95	コールセンター用モード	1		テキスト型			未取得
96	ステージ	1		テキスト型			未取得
97	ステータス	1		テキスト型	0:審査対象外, 3:審査NG, 4:審査OK		調査票の審査・疑義照会結果を表すフラグ。
98	業種変更フラグ	2		テキスト型	1:変更あり(判明), 2:変更あり(不明), 3:変更なし, 4:その他	【編集】 未選択("00")の場合、blank	業種変更チェックエラーの場合に、その審査・疑義照会結果を設定するフラグ。
99	業種変更フラグ, その他内容	100		テキスト型			業種変更フラグが「4:その他」の場合に設定する詳細情報。
100	変更後_産業大分類	1		テキスト型			産業大分類コード。調査回答結果により業種変更が判明した場合のみ設定。
101	変更後_産業分類1	2		テキスト型			業種中の枝コード。調査回答結果により業種変更が判明した場合のみ設定。
102	変更後_産業分類3	1		テキスト型			当調査向け独自設定業種の区分番号。産業分類1と組み合わせ使用。調査回答結果により業種変更が判明した場合のみ設定。
103	審査用ビル形態	2		テキスト型	1:事務所系, 2:商業系, 3:住居系, 4:文教施設, 5:医療・福祉施設, 6:宿泊施設, 7:その他, 52:確認中	【編集】 未選択("00")の場合、blank 《7号》 blank	C欄ビル等の情報のうち、どの使用形態が主だったものを設定するフラグ。本フラグ情報と共に、審査ロジック時の管理履歴値を取得。
104	移転フラグ	2		テキスト型	1:期間前移転, 2:期間中移転, 3:期間後移転, 4:不問, 5:その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、blank	赤持所在地の修正理由が「移転」の場合に、移転時期を設定するフラグ。
105	赤持その他フラグ	2		テキスト型	1:解消済	【編集】 未選択("00")の場合、blank	赤持所在地の修正理由が「その他」の場合に検出されるチェックエラーに対し、その審査・疑義照会結果を設定するフラグ。
106	別事業所回答修正フラグ	2		テキスト型	1:解消済	【編集】 未選択("00")の場合、blank	赤持所在地の修正理由および事業所名の修正理由にチェックがある場合に検出されるチェックエラーに対し、その審査・疑義照会結果を設定するフラグ。
107	通称名法人格フラグ	2		テキスト型			未取得
108	B欄_電力記入確認フラグ	2		テキスト型	1:確認済	【編集】 未選択("00")の場合、blank	電力消費量が極端に少ない、または自家発電量と比較して妥当ではない場合に検出されるチェックエラーに対し、その審査・疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
109	B欄_電気集_購入電力量間違エラー解消フラグ	2		テキスト型		【編集】 未選択("00")の場合、blank	赤持所在地の電気集に対する、購入電力量の消費量と異なるチェックエラーに対し、その審査・疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
110	B欄_電力消費量_契約会社, その他エラー解消フラグ	2		テキスト型	1:未解消, 2:解消済	【編集】 未選択("00")の場合、blank 《7号》 blank	回答内容にその内容が記載されている場合に検出されるチェックエラーに対し、その審査・疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
111	B欄_電力消費量_契約種別, その他エラー解消フラグ	2		テキスト型	1:未解消, 2:解消済	【編集】 未選択("00")の場合、blank 《7号》 blank	回答内容にその内容が記載されている場合に検出されるチェックエラーに対し、その審査・疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
112	C欄_電力記入確認フラグ	2		テキスト型	1:確認済	【編集】 未選択("00")の場合、blank 《7号》 blank	電力消費量が極端に少ない、または自家発電量と比較して妥当ではない場合に検出されるチェックエラーに対し、その審査・疑義照会結果を設定するフラグ。(C欄用)
113	C欄_電力消費量_ビル親有無エラー解消フラグ	2		テキスト型	1:調査対象事業所(欄記載の事業所は、ビル内に所在しないと判明, 2:その他(理由をメモ欄へ))	【編集】 未選択("00")の場合、blank 《7号》 blank	ビル親事業所があるが、自ら使用分に記載がない場合検出されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。
114	B欄_生産工程用ボイラ用途確認フラグ	2		テキスト型	1:製造業に変更→A3業種欄を変更, 2:製造業ではないが生産ボイラを使用, 3:記入不要な生産ボイラと判明→燃料削除, 9:その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、blank 《7号》 blank	製造業以外で生産工程用ボイラに記載がある場合に検出されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
115	B欄_生産工程用ボイラ用途エラー発生履歴フラグ	1		テキスト型			未取得
116	B欄_生産工程用ボイラ_回答有無エラー解消フラグ(前年比)	2		テキスト型	1:使用しなくなったことを確認, 2:他設備へ変更, 3:前年回答誤り, 9:その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、blank 《7号》 blank	前年度に当該設備の使用があり、本年度は使用がない場合検出されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
117	B欄_車両用燃料確認フラグ	2		テキスト型	1:全て記入不要な燃料と判明→燃料削除, 2:全て記入必要・不要, 両方の燃料の混在が判明→混在チェック, 3:全て記入必要な燃料と判明, 4:LPGは記入必要な燃料, ガソリンは削除→燃料の削除, 9:その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、blank	ガソリン・軽油に記入があり、かつ車両用燃料分割_未実施の選択がない場合に検出されるチェックエラーに対し、その審査・疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
118	B欄_車両用燃料エラー発生履歴フラグ	1		テキスト型			未取得
119	B欄_CNG用途確認フラグ	2		テキスト型	1:【燃料削除】記入不要な燃料と判明(構外輸送用等), 2:【混在チェック】記入必要・不要, 両方の燃料の混在が判明, 3:【燃料削除】記入不要な燃料と判明, 4:【燃料保持】LNGで間違いないと確認, 9:その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、blank	CNGの消費量計と内訳の和が一致しない場合、車両用燃料の有無についての疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
120	B欄_CNG記入エラー発生履歴フラグ	1		テキスト型			未取得
121	B欄_天然ガス記入フラグ	2		テキスト型	1:解消済(国産天然ガスと判明)	【編集】 未選択("00")の場合、blank	回答内容に天然ガスの記載がある場合に検出されるチェックエラーに対し、その審査・疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
122	B欄_天然ガス記入エラー発生履歴フラグ	1		テキスト型			未取得
123	B欄_LNG用途確認フラグ	2		テキスト型	1:【燃料移行1】LNGではなく都市ガスと判明, 2:【燃料移行2】LNGではなくその他燃料(都市ガス以外)と判明, 3:【燃料削除】記入不要な燃料と判明, 4:【燃料保持】LNGで間違いないと確認, 9:その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、blank	都市ガス供給エリア内で、都市ガスの記載がなくLNGの記載がある場合に検出されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
124	B欄_LNG記入エラー発生履歴フラグ	1		テキスト型			未取得
125	B欄_廃棄物未入カエラー解消フラグ	2		テキスト型	1:廃棄物の転換利用なし, 9:その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、blank	廃棄物処理業に対する、廃棄物の消費量有無、及び燃焼の発生有無に鑑わるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
126	B欄_警察車両用ガソリンエラー解消フラグ	2		テキスト型	1:解消済	【編集】 未選択("00")の場合、blank 《7号》 blank	警察車両に対する、ガソリンの使用有無に鑑わるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
127	B欄_ディーゼル発電機投入燃料エラー解消フラグ	2		テキスト型	1:ディーゼル発電の燃料で間違いないことを確認	【編集】 未選択("00")の場合、blank 《7号》 blank	ディーゼル発電設備に投入された燃料が妥当でない場合に検出されるエラーに対し、疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
128	B欄_都市ガスLNG同時利用エラー解消フラグ	2		テキスト型	1:都市ガスとLNGをともに使用していると判明	【編集】 未選択("00")の場合、blank	都市ガスとLNGの両方の記載がある場合に検出されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
129	B欄_石油コークス利用確認エラー解消フラグ	2		テキスト型	1:石油コークスを発電・熱源に用いていないと判明	【編集】 未選択("00")の場合、blank	産業で石油コークスの回答がある場合に検出されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
130	B欄_コージェネレーション投入燃料エラー解消フラグ	2		テキスト型	1:コージェネレーションの燃料で間違いないことを確認	【編集】 未選択("00")の場合、blank	コージェネレーション設備に投入された燃料が妥当でない場合に検出されるエラーに対し、疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
131	C欄_天然ガス記入フラグ	2		テキスト型	1:疑義対象, 2:解消済(国産天然ガスと判明)	【編集】 未選択("00")の場合、blank 《7号》 blank	回答内容に天然ガスの記載がある場合に検出されるチェックエラーに対し、その審査・疑義照会結果を設定するフラグ。(C欄用)
132	C欄_天然ガス記入エラー発生履歴フラグ	1		テキスト型			未取得
133	C欄_廃棄物未入カエラー解消フラグ	2		テキスト型	1:廃棄物の転換利用なし, 9:その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、blank 《7号》 blank	廃棄物処理業に対する、廃棄物の消費量有無、及び燃焼の発生有無に鑑わるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(C欄用)
134	C欄_ディーゼル発電機投入燃料エラー解消フラグ	2		テキスト型	1:ディーゼル発電の燃料で間違いないことを確認	【編集】 未選択("00")の場合、blank 《7号》 blank	ディーゼル発電設備に投入された燃料が妥当でない場合に検出されるエラーに対し、疑義照会結果を設定するフラグ。(C欄用)
135	C欄_都市ガスLNG同時利用エラー解消フラグ	2		テキスト型	1:都市ガスとLNGをともに使用していると判明	【編集】 未選択("00")の場合、blank 《7号》 blank	都市ガスとLNGの両方の記載がある場合に検出されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(C欄用)
136	C欄_石油コークス利用確認エラー解消フラグ	2		テキスト型	1:石油コークスを発電・熱源に用いていないと判明	【編集】 未選択("00")の場合、blank 《7号》 blank	産業で石油コークスの回答がある場合に検出されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(C欄用)
137	C欄_コージェネレーション投入燃料エラー解消フラグ	2		テキスト型	1:コージェネレーションの燃料で間違いないことを確認	【編集】 未選択("00")の場合、blank 《7号》 blank	コージェネレーション設備に投入された燃料が妥当でない場合に検出されるエラーに対し、疑義照会結果を設定するフラグ。(C欄用)
138	B欄_自家発電_自家発電設備_その他エラー解消フラグ	2		テキスト型	1:未解消, 2:解消済	【編集】 未選択("00")の場合、blank	回答内容にその内容が記載されている場合に検出されるチェックエラーに対し、その審査・疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
139	B欄_自家発電_稼働状況確認エラー解消フラグ(ディーゼル)	2		テキスト型	1:常時稼働で問題なし	【編集】 未選択("00")の場合、blank	発電量に記入があり、かつ発電量把握フラグにチェックなし、かつ指定燃料(ディーゼル)の消費量が関係未満だった場合に検出されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
140	B欄_自家発電_稼働状況確認エラー解消フラグ(ディーゼル以外)	2		テキスト型	1:【常用】稼働状況2であることを確認, 2:【非常用】稼働状況3であることを確認, 3:【非常用】稼働状況4であることを確認, 9:その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、blank	B_自家発電設備にディーゼル発電機以外がチェックされている、かつ常時稼働ではない場合に検出されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
141	B欄_非化石燃料由来発電_関連エラー解消フラグ	2		テキスト型	1:記入値で間違いないことを確認, 9:その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、blank 《7号》 blank	発電量が関係より大きい場合に検出されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(簡易票B欄用)
142	B欄_太陽光発電_関連エラー解消フラグ	2		テキスト型	1:記入値で間違いないことを確認, 9:その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、blank	発電量が関係より大きい場合に検出されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
143	B欄_風力発電_関連エラー解消フラグ	2		テキスト型	1:記入値で間違いないことを確認, 9:その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、blank	発電量が関係より大きい場合に検出されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
144	B欄_小水力発電_関連エラー解消フラグ	2		テキスト型	1:記入値で間違いないことを確認, 9:その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、blank	発電量が関係より大きい場合に検出されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
145	B欄_非常用_ディーゼル発電関連エラー解消フラグ	2		テキスト型	1:【修正なし】非常用で間違いないことを確認, かつ発電量、単位とも正しいことを確認, 2:【修正あり】常用の自家発電と判明, 3:【修正あり】発電量、単位いずれかが誤りと判明, 4:【修正あり】設備誤りと判明, 9:その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、blank	非常用ディーゼル設備の発電量が関係より大きい場合に検出されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
146	B欄_非常用_ディーゼル発電関連エラー発生履歴フラグ	1		テキスト型			未取得
147	B欄_発電用ボイラ_回答有無エラー解消フラグ(前年比)	2		テキスト型	1:使用しなくなったことを確認, 2:他設備へ変更, 3:前年回答誤り, 9:その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、blank	前年度に当該設備の使用があり、本年度は使用がない場合検出されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)

RD11.ヘッダ部【ヘッダ】

No	項目名	桁数	KEY	DB属性	凡例	備考	項目説明
148	B欄_コジェネ.回答有無エラー解消フラグ(前年比)	2		テキスト型	1.使用しなくなったことを確認。2.他設備へ変更 3.前年回答誤り。9.その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク	前年度に当該設備の使用があり、本年度は使用がない場合検出されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
149	B欄_ディーゼル.回答有無エラー解消フラグ(前年比)	2		テキスト型	1.使用しなくなったことを確認。2.他設備へ変更 3.前年回答誤り。9.その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク	前年度に当該設備の使用があり、本年度は使用がない場合検出されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
150	B欄_太陽光.回答有無エラー解消フラグ(前年比)	2		テキスト型	1.使用しなくなったことを確認。2.他設備へ変更 3.前年回答誤り。9.その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク	前年度に当該設備の使用があり、本年度は使用がない場合検出されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
151	B欄_風力.回答有無エラー解消フラグ(前年比)	2		テキスト型	1.使用しなくなったことを確認。2.他設備へ変更 3.前年回答誤り。9.その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク	前年度に当該設備の使用があり、本年度は使用がない場合検出されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
152	B欄_小水力.回答有無エラー解消フラグ(前年比)	2		テキスト型	1.使用しなくなったことを確認。2.他設備へ変更 3.前年回答誤り。9.その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク	前年度に当該設備の使用があり、本年度は使用がない場合検出されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
153	B欄_その他.回答有無エラー解消フラグ(前年比)	2		テキスト型	1.使用しなくなったことを確認。2.他設備へ変更 3.前年回答誤り。9.その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク	前年度に当該設備の使用があり、本年度は使用がない場合検出されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
154	B欄_電気業.自家発電設備解消フラグ	2		テキスト型	1.常用自家発電設備がないことを確認。2.常用 自家発電設備はあるが、販売・払出がないこと を確認。3.発電量は、対象事業所と本回答に 含む事業所で、すべて消費していることを確 認。9.その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク	発電所系の電気業に対する、常用の自家発電設備に替わるチェ ックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
155	B欄_自家発電金額回答エラー解消フラグ	2		テキスト型	1.解消済	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	自家発電に金額回答がある場合のチェックエラーに対し、その疑 義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
156	B欄_コンバインドサイクル発電エラー解消フラグ	2		テキスト型	1.コンバインドサイクル発電であることを確認。 9.その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク	コンバインドサイクル発電に該当する記載がある場合検出される チェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄 用) ※コンバインドサイクル発電 ⇒コージェネレーションの燃熱(蒸気)により発電を行う状態
157	B欄_熱源の燃料消費なしエラー解消フラグ	2		テキスト型	1.燃料消費なしの設備と判明	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク	燃料消費の回答があり発電用ボイラとコージェネレーション設備に対 する投入燃料がない場合に検出されるチェックエラーに対し、その 疑義照会結果を設定するフラグ。(7号用)
158	C欄_自家発電.自家発電設備.その他エラー解消フラグ	2		テキスト型	1.未解消。2.解消済	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	回答内容にその他内容が記載されている場合に検出されるチェ ックエラーに対し、その審査・疑義照会結果を設定するフラグ。(C欄 用)
159	C欄_自家発電.稼働状況確認エラー解消フラグ(ディーゼル)	2		テキスト型	1.常時稼働で問題なし	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	発電量に記入があり、かつ発電量把握フラグにチェックなし、かつ 指定燃料(ディーゼル)の消費量が閾値未満だった場合に検出さ れるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。 (C欄用)
160	C欄_自家発電.稼働状況確認エラー解消フラグ(ディーゼル以外)	2		テキスト型	1.【常用】稼働状況2であることを確認。2.【非常 用】稼働状況3であることを確認。3.【非常用】稼 働状況4であることを確認。9.その他(理由をメモ 欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	C欄_自家発電設備にディーゼル発電以外がチェックされている。 かつ常時稼働ではない場合に検出されるチェックエラーに対し、そ の疑義照会結果を設定するフラグ。(C欄用)
161	C欄_太陽光発電.閾値エラー解消フラグ	2		テキスト型	1.記入値で閾値しないことを確認。9.その他 (理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	発電量が閾値より大きい場合に検出されるチェックエラーに対し、 その疑義照会結果を設定するフラグ。(C欄用)
162	C欄_風力発電.閾値エラー解消フラグ	2		テキスト型	1.記入値で閾値しないことを確認。9.その他 (理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	発電量が閾値より大きい場合に検出されるチェックエラーに対し、 その疑義照会結果を設定するフラグ。(C欄用)
163	C欄_小水力発電.閾値エラー解消フラグ	2		テキスト型	1.記入値で閾値しないことを確認。9.その他 (理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	発電量が閾値より大きい場合に検出されるチェックエラーに対し、 その疑義照会結果を設定するフラグ。(C欄用)
164	C欄_非常用.ディーゼル発電閾値エラー解消フラグ	2		テキスト型	1.【修正なし】非常用で閾値がなく、かつ発電 量、単位とも正しいことを確認。2【修正あり】常 用自家発電と判明。3【修正あり】発電量、単 位いずれかが誤りと判明。4【修正あり】設備損 壊と判明。9.その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	非常用ディーゼル設備の発電量が閾値より大きい場合に検出さ れるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。 (C欄用)
165	C欄_非常用.ディーゼル発電閾値エラー発生履歴フラグ	1		テキスト型			未取得
166	C欄_発電用ボイラ.回答有無エラー解消フラグ(前年比)	2		テキスト型	1.使用しなくなったことを確認。2.他設備へ変更 3.前年回答誤り。9.その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	前年度に当該設備の使用があり、本年度は使用がない場合検出 されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラ グ。(C欄用)
167	C欄_コジェネ.回答有無エラー解消フラグ(前年比)	2		テキスト型	1.使用しなくなったことを確認。2.他設備へ変更 3.前年回答誤り。9.その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	前年度に当該設備の使用があり、本年度は使用がない場合検出 されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラ グ。(C欄用)
168	C欄_ディーゼル.回答有無エラー解消フラグ(前年比)	2		テキスト型	1.使用しなくなったことを確認。2.他設備へ変更 3.前年回答誤り。9.その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	前年度に当該設備の使用があり、本年度は使用がない場合検出 されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラ グ。(C欄用)
169	C欄_太陽光.回答有無エラー解消フラグ(前年比)	2		テキスト型	1.使用しなくなったことを確認。2.他設備へ変更 3.前年回答誤り。9.その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	前年度に当該設備の使用があり、本年度は使用がない場合検出 されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラ グ。(C欄用)
170	C欄_風力.回答有無エラー解消フラグ(前年比)	2		テキスト型	1.使用しなくなったことを確認。2.他設備へ変更 3.前年回答誤り。9.その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	前年度に当該設備の使用があり、本年度は使用がない場合検出 されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラ グ。(C欄用)
171	C欄_小水力.回答有無エラー解消フラグ(前年比)	2		テキスト型	1.使用しなくなったことを確認。2.他設備へ変更 3.前年回答誤り。9.その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	前年度に当該設備の使用があり、本年度は使用がない場合検出 されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラ グ。(C欄用)
172	C欄_その他.回答有無エラー解消フラグ(前年比)	2		テキスト型	1.使用しなくなったことを確認。2.他設備へ変更 3.前年回答誤り。9.その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	前年度に当該設備の使用があり、本年度は使用がない場合検出 されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラ グ。(C欄用)
173	C欄_自家発電金額回答エラー解消フラグ	2		テキスト型	1.解消済	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	自家発電に金額回答がある場合のチェックエラーに対し、その疑 義照会結果を設定するフラグ。(C欄用)
174	C欄_コンバインドサイクル発電エラー解消フラグ	2		テキスト型	1.コンバインドサイクル発電であることを確認。 9.その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	コンバインドサイクル発電に該当する記載がある場合検出される チェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(C欄 用) ※コンバインドサイクル発電 ⇒コージェネレーションの燃熱(蒸気)により発電を行う状態
175	C欄_ビル等.形態.その他エラー解消フラグ	2		テキスト型	1.未解消。2.解消済	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	回答内容にその他内容が記載されている場合に検出されるチェ ックエラーに対し、その審査・疑義照会結果を設定するフラグ。(C欄 用)
176	C欄_ビル名称所在地比較フラグ	2		テキスト型	1.表記ゆれ(回答範囲はA3と同一)。2.回答範 囲の拡大。3.回答範囲の縮小。9.その他(理由 をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	調査対象と回答に含めるビル・施設が不一致の場合に検出される チェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(C欄 用)
177	C欄_ビル範囲フラグ	2		テキスト型	1.解消済	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	C欄_ビル等「範囲」欄に敷数を表す特定の文言が記載されている 場合に検出されるエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフ ラグ。(C欄用)
178	C欄_範囲エラー選択フラグ	2		テキスト型	1.●階。2.●階から●階。3.●階一部 4.●階から●階。●階建。5.その他	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	C欄_ビル等「範囲」欄に敷数を表す特定の文言が記載されている 場合に検出されるエラーに対し、疑義照会の指示(エラーメッセ ージ)を選択するフラグ。(C欄用)
179	C欄_整合性解消フラグ	2		テキスト型	1.解消済(理由をメモ欄へ入力)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	延べ床面積内訳に記載あり、かつ電力消費量内訳に記載がない 場合に検出されるチェックエラーに対し、その審査・疑義照会結果 を設定するフラグ。
180	B欄_総熱量.乖離理由フラグ	2		テキスト型	1.特に理由なし。不明2.燃料の代替。3.事業不 振・縮小。事業好調・拡大4.事務所部門の み5.施設・機器等の更新・入替・廃止。6.施設・ 機器等の稼働状況の変更7.移転・統合・合併・ 譲渡・分割。8.休業・廃業。9.災害・感染症。10.回 答範囲・含有状況の変動。96.過去修正。97.前 年度あり・本年度なしでOK。98.特殊対応対象確 認済。事務局判断。99.その他(理由をA0メモ欄 へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	管理限界値.総熱チェックエラーに対し、管理限界値の乖離理由を 設定するフラグ。(B欄用)
181	C欄_1m2総熱量.乖離理由フラグ	2		テキスト型	1.特に理由なし。不明2.燃料の代替。3.事業不 振・縮小。事業好調・拡大4.事務所部門の み5.施設・機器等の更新・入替・廃止。6.施設・ 機器等の稼働状況の変更7.移転・統合・合併・ 譲渡・分割。8.休業・廃業。9.災害・感染症。10.回 答範囲・含有状況の変動。96.過去修正。97.前 年度あり・本年度なしでOK。98.特殊対応対象確 認済。事務局判断。99.その他(理由をA0メモ欄 へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	管理限界値.1m2総熱チェックエラーに対し、管理限界値の乖離理 由を設定するフラグ。(C欄用)
182	B欄_延べ床面積.前年比較エラー解消フラグ	2		テキスト型	1.解消済	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク	前年度と本年度の延べ床面積比率が許容範囲外である場合検出 されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラ グ。(B欄用)
183	B欄_延べ床面積.前年比較エラー発生履歴フラグ	1		テキスト型			未取得
184	B欄_不動産業エラー解消フラグ	2		テキスト型	1.解消済	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	不動産業に対する、昨年度の規模における総熱に替わるチェッ クエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(B欄用)
185	C欄_延べ床面積_ビル観有無エラー解消フラグ	2		テキスト型	1.「調査対象事業所」欄記載の事業所は、ビル 内に存在しないと判明。9.その他(理由をメモ欄 へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	ビル観事業所があるが、自ら使用分に記載がない場合検出される チェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。
186	C欄_延べ床面積.前年比較エラー解消フラグ	2		テキスト型	1.解消済	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク ブランク	前年度と本年度の延べ床面積比率が許容範囲外である場合検出 されるチェックエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラ グ。(C欄用)

RD11.ヘッダ部【ヘッダ】

No	項目名	桁数	KEY	DB属性	凡例	備考	項目説明
187	C線、延べ床面積、前年比較エラー発生履歴フラグ	1		テキスト型			未取得
188	B線、転換効率チェック確認フラグ	2		テキスト型	1.【修正なし】回答値は正しいことを確認。2.【修正あり】単位誤りのため、単位のみ修正。3.【修正あり】1年分の値に修正。4.【修正あり】発電能力を回答したため、修正。5.【修正あり】原料の熱量を回答したため、修正。6.【修正あり】対象外のボイラを記入したため、修正。7.【修正あり】ボイラ能力と稼働時間から算出した値を回答したため、修正。8.その他(理由をメモ欄へ)	【編集】未選択("00")の場合、ブランク<7号>ブランク	転換効率チェックにより検出されるエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(B線用)
189	B線、転換効率チェックエラー発生履歴フラグ	1		テキスト型			未取得
190	C線、転換効率チェック確認フラグ	2		テキスト型	1.【修正なし】回答値は正しいことを確認。2.【修正あり】単位誤りのため、単位のみ修正。3.【修正あり】1年分の値に修正。4.【修正あり】発電能力を回答したため、修正。5.【修正あり】原料の熱量を回答したため、修正。6.【修正あり】対象外のボイラを記入したため、修正。7.【修正あり】ボイラ能力と稼働時間から算出した値を回答したため、修正。8.その他(理由をメモ欄へ)	【編集】未選択("00")の場合、ブランク<7号>ブランク	転換効率チェックにより検出されるエラーに対し、その疑義照会結果を設定するフラグ。(C線用)
191	C線、転換効率チェックエラー発生履歴フラグ	1		テキスト型			未取得
192	仕分エラー有無	1		テキスト型			未取得
193	基本的ロジカルエラー有無	1		テキスト型			未取得
194	必須(赤)エラー有無	1		テキスト型	1.エラーあり		疑義解消が必須のエラーがある場合1。
195	電話禁止エラー有無	1		テキスト型			未取得
196	赤・仕分エラー有無	1		テキスト型			未取得
197	指示メモエラー有無	1		テキスト型			未取得
198	審査チェック対象外フラグ	1		テキスト型			未取得
199	単項目前年比較チェックエラー履歴	1		テキスト型			未取得
200	管理限界値、単項目チェックエラー履歴	1		テキスト型			未取得
201	管理限界値、総熱チェックエラー履歴	1		テキスト型			未取得
202	管理限界値、1m2総熱チェックエラー履歴	1		テキスト型			未取得
203	総熱変動比較チェックエラー履歴	1		テキスト型			未取得
204	ビル票、管理限界値チェックエラー履歴	1		テキスト型			未取得
205	K101エラーメッセージ履歴	1		テキスト型	1.エラー発生あり		単項目前年比較チェック用のエラーメッセージ履歴(前年と差異あり)。ブランクの場合、当該審査エラー未発生。
206	K102エラーメッセージ履歴	1		テキスト型	1.エラー発生あり		単項目前年比較チェック用のエラーメッセージ履歴(前年入力あり、本年入力なし)。ブランクの場合、当該審査エラー未発生。
207	K103エラーメッセージ履歴	1		テキスト型	1.エラー発生あり		単項目前年比較チェック用のエラーメッセージ履歴(前年入力なし、本年入力あり)。ブランクの場合、当該審査エラー未発生。(7号)
208	K111エラーメッセージ履歴	1		テキスト型	1.エラー発生あり		単項目前年比較チェック用のエラーメッセージ履歴(前年と差異あり)。ブランクの場合、当該審査エラー未発生。
209	K201エラーメッセージ履歴	1		テキスト型	1.エラー発生あり	<7号>ブランク	管理限界値、単項目チェック用のエラーメッセージ履歴(超過)。ブランクの場合、当該審査エラー未発生。
210	K202エラーメッセージ履歴	1		テキスト型	1.エラー発生あり	<7号>ブランク	管理限界値、単項目チェック用のエラーメッセージ履歴(未満)。ブランクの場合、当該審査エラー未発生。
211	K203エラーメッセージ履歴	1		テキスト型	1.エラー発生あり	<7号>ブランク	管理限界値、単項目チェック用のエラーメッセージ履歴(審査不可)。ブランクの場合、当該審査エラー未発生。
212	K204エラーメッセージ履歴	1		テキスト型	1.エラー発生あり	<7号>ブランク	管理限界値、単項目チェック用のエラーメッセージ履歴(異常超過)。ブランクの場合、当該審査エラー未発生。
213	K301エラーメッセージ履歴	1		テキスト型	1.エラー発生あり	<7号>ブランク	管理限界値、総熱チェック用のエラーメッセージ履歴(総熱エラー)。ブランクの場合、当該審査エラー未発生。
214	K302エラーメッセージ履歴	1		テキスト型	1.エラー発生あり	<7号>ブランク	管理限界値、総熱チェック用のエラーメッセージ履歴(総熱許容範囲外)。ブランクの場合、当該審査エラー未発生。
215	K303エラーメッセージ履歴	1		テキスト型	1.エラー発生あり	<7号>ブランク	管理限界値、総熱チェック用のエラーメッセージ履歴(異常超過)。ブランクの場合、当該審査エラー未発生。
216	K601エラーメッセージ履歴	1		テキスト型	1.エラー発生あり	<7号>ブランク	ビル票、管理限界値チェック用のエラーメッセージ履歴(超過)。ブランクの場合、当該審査エラー未発生。
217	K602エラーメッセージ履歴	1		テキスト型	1.エラー発生あり	<7号>ブランク	ビル票、管理限界値チェック用のエラーメッセージ履歴(未満)。ブランクの場合、当該審査エラー未発生。
218	K603エラーメッセージ履歴	1		テキスト型	1.エラー発生あり	<7号>ブランク	ビル票、管理限界値チェック用のエラーメッセージ履歴(総熱許容範囲外)。ブランクの場合、当該審査エラー未発生。
219	K604エラーメッセージ履歴	1		テキスト型	1.エラー発生あり	<7号>ブランク	ビル票、管理限界値チェック用のエラーメッセージ履歴(異常超過)。ブランクの場合、当該審査エラー未発生。
220	K605エラーメッセージ履歴	1		テキスト型	1.エラー発生あり	<7号>ブランク	ビル票、管理限界値チェック用のエラーメッセージ履歴(審査不可)。ブランクの場合、当該審査エラー未発生。
221	K606エラーメッセージ履歴	1		テキスト型	1.エラー発生あり	<7号>ブランク	ビル票、管理限界値チェック用のエラーメッセージ履歴(形態「その他」)。ブランクの場合、当該審査エラー未発生。
222	単項目前年比較チェック結果フラグ	1		テキスト型	0.審査対象外。1.審査NG。2.審査OK(閾値内)。3.審査OK(フラグ解消有り)。4.審査OK(閾値内とフラグ解消の混在)。5.審査OK(自動修正による解消)		単項目前年比較チェック結果を表すフラグ。ブランクの場合、審査未実施。
223	管理限界値、単項目チェック結果フラグ	1		テキスト型	0.審査対象外。1.審査NG。2.審査OK(閾値内)。3.審査OK(フラグ解消有り)。4.審査OK(閾値内とフラグ解消の混在)	<7号>ブランク	管理限界値、単項目チェック結果を表すフラグ。ブランクの場合、審査未実施。
224	管理限界値、総熱チェック結果フラグ	1		テキスト型	0.審査対象外。1.審査NG。2.審査OK(閾値内)。3.審査OK(フラグ解消有り)。4.審査OK(閾値内とフラグ解消の混在)	<7号>ブランク	管理限界値、総熱チェック結果を表すフラグ。ブランクの場合、審査未実施。
225	管理限界値、1m2総熱チェック結果フラグ	1		テキスト型	0.審査対象外。1.審査NG。2.審査OK(閾値内)。3.審査OK(フラグ解消有り)	<7号>ブランク	管理限界値、1m2総熱チェック結果を表すフラグ。ブランクの場合、審査未実施。
226	総熱変動比較チェック結果フラグ	1		テキスト型	0.審査対象外。1.審査NG。2.審査OK(閾値内)。3.審査OK(フラグ解消有り)	<7号>ブランク	総熱変動比較チェック結果を表すフラグ。ブランクの場合、審査未実施。
227	ビル票、管理限界値チェック結果フラグ	1		テキスト型	0.審査対象外。1.審査NG。2.審査OK(閾値内)。3.審査OK(フラグ解消有り)	<7号>ブランク	ビル票、管理限界値チェック結果を表すフラグ。ブランクの場合、審査未実施。
228	チェック実施判定フラグ	1		テキスト型	1.チェックあり。2.白票。3.チェック無し		未取得
229	予備1	2		テキスト型		予備	
230	予備2	2		テキスト型		予備	
231	予備3	2		テキスト型		予備	
232	予備4	2		テキスト型		予備	
233	予備5	2		テキスト型		予備	

RD12_ヘッダ部【基本マスタ】

No	項目名	桁数	KEY	DB属性	凡例	備考	項目説明
1	調査ID	14	○	テキスト型			
2	グループID	11		テキスト型			同一封筒での回収があった場合に付与
3	調査票番号	1		テキスト型	0.調査票第1号(a).1.調査票第1号(b).2.調査票第2号.3.調査票第3号.4.調査票第4号.5.調査票第5号.6.調査票第6号.7.調査票第7号		
4	確定_産業大分類	1		テキスト型		【編集】業種変更されている場合、変更後の産業大分類業種変更されていない場合、調査ベースマスタの産業大分類	産業大分類コード。調査回答結果により業種変更が判明した場合、その情報を優先して設定。
5	確定_産業分類1	2		テキスト型		【編集】業種変更されている場合、変更後の産業分類1業種変更されていない場合、調査ベースマスタの産業分類1	業種中分類コード。調査回答結果により業種変更が判明した場合、その情報を優先して設定。
6	確定_産業分類3	1		テキスト型		【編集】業種変更されている場合、変更後の産業分類3業種変更されていない場合、調査ベースマスタの産業分類3	当調査向け独自設定業種の区分番号。産業分類1と組み合わせで使用。調査回答結果により業種変更が判明した場合、その情報を優先して設定。
7	確定_従業者数区分	1		テキスト型	1:0～3人.2:4～9人.3:10～19人.4:20～29人.5:30～49人.6:50～99人.7:100～199人.8:200～299人.9:300人以上.0:規模なし	【調査票1a.1b.2.3.6.7号】(A)B.従業者数区分に力がある場合、B.従業者数区分を設定(B)B.従業者数区分に力がない場合、調査ベースマスタの従業者数区分を設定・【調査票4.5号の場合、調査ベースマスタの従業者数区分を設定	事業所の従業者数規模を表す区分。調査回答結果による(調査年度末時点の)従業者数を元に導出した規模を優先して設定。 ※従業者数とは、個人事業主、無給家族従業者、有給役員、常用雇用者、臨時雇用者、出向・派遣受入者の合計、常用雇用者のうち、パート・アルバイト等については、1日あたりの労働時間を8時間とした場合の雇べ人数に換算。
8	回収前_産業大分類	1		テキスト型		調査ベースマスタの産業大分類	産業大分類コード。調査名簿整備時の設定コード。
9	回収前_産業分類1	2		テキスト型		調査ベースマスタの産業分類1	業種中分類コード。調査名簿整備時の設定コード。
10	回収前_産業分類3	1		テキスト型		調査ベースマスタの産業分類3	当調査向け独自設定業種の区分番号。産業分類1と組み合わせで使用。調査名簿整備時の設定コード。
11	回収前_従業者数区分	1		テキスト型	1:1～3人.2:4～9人.3:10～19人.4:20～29人.5:30～49人.6:50～99人.7:100～199人.8:200～299人.9:300人以上.0:規模なし	調査ベースマスタの従業者数区分	事業所の従業者数規模を表す区分。調査名簿整備時の設定コード。 ※従業者数とは、個人事業主、無給家族従業者、有給役員、常用雇用者、臨時雇用者、出向・派遣受入者の合計、常用雇用者のうち、パート・アルバイト等については、1日あたりの労働時間を8時間とした場合の雇べ人数に換算。
12	記入者_事業所_郵便番号	7		テキスト型			
13	記入者_事業所_都道府県	4		テキスト型			
14	記入者_事業所_市区町村	30		テキスト型			
15	記入者_事業所_町丁・字・番地・号	60		テキスト型			
16	記入者_事業所_ビル名	100		テキスト型			
17	記入者_事業所_所在地同一フラグ	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	【編集】システムへの取込時に「1:チェック有り」の場合は送付先データより補完し、当フラグは「0:チェック無し」に変更。	調査票上にプレ印字している送付先事業所所在地と記入者の所在地が同一であればチェックを記載するフラグ。
18	記入者_事業所_企業名、事業所名	125		テキスト型			
19	記入者_事業所_通称名	70		テキスト型			
20	記入者_事業所_企業名、事業所名同一フラグ	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	【編集】システムへの取込時に「1:チェック有り」の場合は送付先データより補完し、当フラグは「0:チェック無し」に変更。	調査票上にプレ印字している送付先事業所名と記入者の事業所名が同一であればチェックを記載するフラグ。
21	調査対象事業所_郵便番号	7		テキスト型			
22	調査対象事業所_都道府県	4		テキスト型			
23	調査対象事業所_市区町村	30		テキスト型			
24	調査対象事業所_町丁・字・番地・号	64		テキスト型			
25	調査対象事業所_ビル名	100		テキスト型			
26	調査対象事業所_事業所名	150		テキスト型			
27	調査対象事業所_通称名	70		テキスト型			
28	調査対象事業所_法人番号	13		テキスト型			
29	調査対象事業所_所在地_移転	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し		
30	調査対象事業所_所在地_移転年月(年)	2		テキスト型	01:2024年.02:2025年.YY:2023年以前もしくは確認不要.XX:確認中	【編集】未選択("00")の場合、ブランク移転年月(年)が2023年以前("01")の場合、確認不要(Y)原価へ("02")の場合、確認中(XX)	
31	調査対象事業所_所在地_移転年月(月)	2		テキスト型	1:1月.2:2月.3:3月.4:4月.5:5月.6:6月.7:7月.8:8月.9:9月.10:10月.11:11月.12:12月.YY:2023年以前もしくは確認不要.XX:確認中	【編集】未選択("00")の場合、ブランク移転年月(年)が2023年以前の場合、確認不要(Y)原価へ("02")の場合、確認中(XX)	
32	調査対象事業所_所在地_表記誤り	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し		
33	調査対象事業所_所在地_その他	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し		
34	調査対象事業所_所在地_確認中	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し		調査票上の「事業所の所在地変更理由」のチェックフラグが読み取り出来ない、記載内容不明等、確認すべき状態であれば、データ取込時にシステムがチェックを設定するフラグ。
35	調査対象事業所_事業所名_変更	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し		
36	調査対象事業所_事業所名_表記誤り	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し		
37	調査対象事業所_事業所名_その他	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し		
38	調査対象事業所_事業所名_確認中	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し		調査票上の「事業所名称変更理由」のチェックフラグが読み取り出来ない、記載内容不明等、確認すべき状態であれば、データ取込時にシステムがチェックを設定するフラグ。
39	備考	-		メモ型			
40	記入者_郵便番号_変更フラグ	1		テキスト型	1:変更あり	【編集】調査ベースマスタと比較して同項目に変更ありの場合	回収前(調査開始時の調査ベースマスタ)と回収後(調査票回答内容)で比較して同項目に変更ありの場合に、システムが「1」を設定するフラグ。
41	記入者_都道府県_変更フラグ	1		テキスト型	1:変更あり	【編集】調査ベースマスタと比較して同項目に変更ありの場合	回収前(調査開始時の調査ベースマスタ)と回収後(調査票回答内容)で比較して同項目に変更ありの場合に、システムが「1」を設定するフラグ。
42	記入者_市区町村_変更フラグ	1		テキスト型	1:変更あり	【編集】調査ベースマスタと比較して同項目に変更ありの場合	回収前(調査開始時の調査ベースマスタ)と回収後(調査票回答内容)で比較して同項目に変更ありの場合に、システムが「1」を設定するフラグ。
43	記入者_町丁・字・番地・号_変更フラグ	1		テキスト型	1:変更あり	【編集】調査ベースマスタと比較して同項目に変更ありの場合	回収前(調査開始時の調査ベースマスタ)と回収後(調査票回答内容)で比較して同項目に変更ありの場合に、システムが「1」を設定するフラグ。
44	記入者_ビル名_変更フラグ	1		テキスト型	1:変更あり	【編集】調査ベースマスタと比較して同項目に変更ありの場合	回収前(調査開始時の調査ベースマスタ)と回収後(調査票回答内容)で比較して同項目に変更ありの場合に、システムが「1」を設定するフラグ。
45	記入者_企業名、事業所名_変更フラグ	1		テキスト型	1:変更あり	【編集】調査ベースマスタと比較して同項目に変更ありの場合	回収前(調査開始時の調査ベースマスタ)と回収後(調査票回答内容)で比較して同項目に変更ありの場合に、システムが「1」を設定するフラグ。
46	記入者_通称名_変更フラグ	1		テキスト型	1:変更あり	【編集】調査ベースマスタと比較して同項目に変更ありの場合	回収前(調査開始時の調査ベースマスタ)と回収後(調査票回答内容)で比較して同項目に変更ありの場合に、システムが「1」を設定するフラグ。
47	調査_郵便番号_変更フラグ	1		テキスト型	1:変更あり	【編集】調査ベースマスタと比較して同項目に変更ありの場合	回収前(調査開始時の調査ベースマスタ)と回収後(調査票回答内容)で比較して同項目に変更ありの場合に、システムが「1」を設定するフラグ。
48	調査_都道府県_変更フラグ	1		テキスト型	1:変更あり	【編集】調査ベースマスタと比較して同項目に変更ありの場合	回収前(調査開始時の調査ベースマスタ)と回収後(調査票回答内容)で比較して同項目に変更ありの場合に、システムが「1」を設定するフラグ。
49	調査_市区町村_変更フラグ	1		テキスト型	1:変更あり	【編集】調査ベースマスタと比較して同項目に変更ありの場合	回収前(調査開始時の調査ベースマスタ)と回収後(調査票回答内容)で比較して同項目に変更ありの場合に、システムが「1」を設定するフラグ。
50	調査_町丁・字・番地・号_変更フラグ	1		テキスト型	1:変更あり	【編集】調査ベースマスタと比較して同項目に変更ありの場合	回収前(調査開始時の調査ベースマスタ)と回収後(調査票回答内容)で比較して同項目に変更ありの場合に、システムが「1」を設定するフラグ。
51	調査_ビル名_変更フラグ	1		テキスト型	1:変更あり	【編集】調査ベースマスタと比較して同項目に変更ありの場合	回収前(調査開始時の調査ベースマスタ)と回収後(調査票回答内容)で比較して同項目に変更ありの場合に、システムが「1」を設定するフラグ。
52	調査_事業所名_変更フラグ	1		テキスト型	1:変更あり	【編集】調査ベースマスタと比較して同項目に変更ありの場合	回収前(調査開始時の調査ベースマスタ)と回収後(調査票回答内容)で比較して同項目に変更ありの場合に、システムが「1」を設定するフラグ。
53	調査_通称名_変更フラグ	1		テキスト型	1:変更あり	【編集】調査ベースマスタと比較して同項目に変更ありの場合	回収前(調査開始時の調査ベースマスタ)と回収後(調査票回答内容)で比較して同項目に変更ありの場合に、システムが「1」を設定するフラグ。

RD21_データ部【データ】

No	項目名	桁数	KEY	DB属性	凡例	備考	項目説明
1	調査ID	14	○	テキスト型			
2	グループID	11		テキスト型			同一封筒での回収があった場合に付与
3	調査票番号	1		テキスト型	0.調査票第1号(a).1.調査票第1号(b).2.調査票第2号.3.調査票第3号.4.調査票第4号.5.調査票第5号.6.調査票第6号.7.調査票第7号		
4	確定_産業大分類	1		テキスト型		【編集】 業種変更されている場合、変更後の産業大分類 業種変更されていない場合、調査ベースマスタの産業大分類	産業大分類コード。調査回答結果により業種変更が判明した場合、その情報を優先して設定。
5	確定_産業分類1	2		テキスト型		【編集】 業種変更されている場合、変更後の産業分類1 業種変更されていない場合、調査ベースマスタの産業分類1	業種中分類コード。調査回答結果により業種変更が判明した場合、その情報を優先して設定。
6	確定_産業分類3	1		テキスト型		【編集】 業種変更されている場合、変更後の産業分類3 業種変更されていない場合、調査ベースマスタの産業分類3	当調査向け独自設定業種の区分番号。産業分類1と組み合わせで使用。調査回答結果により業種変更が判明した場合、その情報を優先して設定。
7	確定_従業者数区分	1		テキスト型	1:0～3人.2:4～9人.3:10～19人.4:20～29人.5:30～49人.6:50～99人.7:100～199人.8:200～299人.9:300人以上.0:規模なし	【編集】 ・調査票1a.1b.2.3.6.7号 (A)B.従業者数区分に入力がある場合、B.従業者数区分を設定 (B)B.従業者数区分に入力がない場合、調査ベースマスタの従業者数区分を設定 ・調査票4.5号の場合、調査ベースマスタの従業者数区分を設定	事業所の従業者数規模を表す区分。調査回答結果による(調査年度末時点の)従業者数を元に導出した規模を優先して設定。 ※従業者数とは、個人事業主・無給家族従業者、有給役員、常用雇用者、臨時雇用者、出向・派遣受入者の合計、常用雇用者のうち、パート・アルバイト等については、1日あたりの労働時間を8時間とした場合の雇べ人数に換算。
8	回収前_産業大分類	1		テキスト型		調査ベースマスタの産業大分類	産業大分類コード。調査名簿整備時の設定コード。
9	回収前_産業分類1	2		テキスト型		調査ベースマスタの産業分類1	業種中分類コード。調査名簿整備時の設定コード。
10	回収前_産業分類3	1		テキスト型		調査ベースマスタの産業分類3	当調査向け独自設定業種の区分番号。産業分類1と組み合わせで使用。調査名簿整備時の設定コード。
11	回収前_従業者数区分	1		テキスト型	1:1～3人.2:4～9人.3:10～19人.4:20～29人.5:30～49人.6:50～99人.7:100～199人.8:200～299人.9:300人以上.0:規模なし	調査ベースマスタの従業者数区分	事業所の従業者数規模を表す区分。調査名簿整備時の設定コード。 ※従業者数とは、個人事業主・無給家族従業者、有給役員、常用雇用者、臨時雇用者、出向・派遣受入者の合計、常用雇用者のうち、パート・アルバイト等については、1日あたりの労働時間を8時間とした場合の雇べ人数に換算。
12	設問番号	2	○	テキスト型			
13	燃料コード	2	○	テキスト型	データ項目定義参照		
14	燃料名	40		テキスト型		燃料コードに対応する燃料名 【編集】 欠票の項目はブランクにて出力する	
15	追加通し番号	2	○	テキスト型		追加分の場合、追加分の何番目かを記載(追加分以外は0 ※自家発電のみ、次の項目に固定値を付与 30: 化石燃料 31: ボイラ発電 32: コージェネレーション 33: ディーゼル発電 40: 非化石燃料 41: 太陽光発電 42: 風力発電 43: 小水力発電 99: その他 0: 合計	調査票に印刷し開封してある燃料種以外の燃料にて回答があった場合追加分として扱い、追加分の何番目かを示す項目。
16	区分コード	2	○	テキスト型	データ項目定義参照		
17	区分名	40		テキスト型		区分コードに対応する区分名	
18	単位コード	2		テキスト型	データ項目定義参照	単位コード 【編集】 ・単位確認("51"), 原票へ("52")の場合、確認中("XX") ・未選択("00")の場合、確認不要("YY") ・数量データに"X"が入力されている場合、確認不要("YY") ・上記編集後、確認不要("Y")かつ 蒸気発生把握フラグにチェックがない場合、かつ 数量が不明(X)でない場合、確認中("XX")を設定	
19	単位名	20		テキスト型		単位コードに対応する単位名	
20	数量	-		倍精度浮動小数点型		数値のみを設定(計算に使用できるデータのみ)	「数量元データ」項目のうち、数値として扱うこと出来るデータのみに設定
21	税抜き数量	-		倍精度浮動小数点型		数値のみを設定(計算に使用できるデータのみ) 【編集】 税込み記入フラグ="1"かつ単位円または千円にて記入の場合、税抜き値に変換。 (本年度は10%にて換算) 上記以外の場合数量と同じ数値を設定。	税込記入ありと回答があった場合、単位(円)にて回答いただいたデータを税抜き値に変換した値を設定。※軽減税率制度の実施により各事業所の売上高における税率が算出不能の為、単位が「円」以外もしくは回答が税抜き数値の場合は「数量」項目と同じ数値を設定
22	数量元データ	15		テキスト型		全数量データを設定 (計算に使用できないデータを含む。但し、不明項目(X)の場合はブランクとする) 【編集】 不明項目(X)の場合はブランクを設定	数量回答欄に記載された内容を設定。数値以外の回答を含む。但し、数量が「不明」と回答された場合はブランクとし、「数量不明項目フラグ」項目にフラグ1を設定する。
23	契約会社_北海道電力	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	B-1、選択の場合1 ※4号、5号、6号、7号の場合、ブランク	
24	契約会社_東北電力	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	B-1、選択の場合1 ※4号、5号、6号、7号の場合、ブランク	
25	契約会社_東京電力エナジーパートナー	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	B-1、選択の場合1 ※4号、5号、6号、7号の場合、ブランク	
26	契約会社_中部電力ミライズ	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	B-1、選択の場合1 ※4号、5号、6号、7号の場合、ブランク	
27	契約会社_北陸電力	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	B-1、選択の場合1 ※4号、5号、6号、7号の場合、ブランク	
28	契約会社_関西電力	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	B-1、選択の場合1 ※4号、5号、6号、7号の場合、ブランク	
29	契約会社_中国電力	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	B-1、選択の場合1 ※4号、5号、6号、7号の場合、ブランク	
30	契約会社_四国電力	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	B-1、選択の場合1 ※4号、5号、6号、7号の場合、ブランク	
31	契約会社_九州電力	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	B-1、選択の場合1 ※4号、5号、6号、7号の場合、ブランク	
32	契約会社_沖縄電力	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	B-1、選択の場合1 ※4号、5号、6号、7号の場合、ブランク	
33	契約会社_不明	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	B-1、選択の場合1 ※4号、5号、6号、7号の場合、ブランク	
34	契約会社_その他	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	B-1、選択の場合1 ※4号、5号、6号、7号の場合、ブランク	
35	契約会社_その他内容	30		テキスト型		その他選択時の内容 (7号) ブランク	
36	契約会社_確認中	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	B-1に関する選択結果が確認中の場合1 ※4号、5号、6号、7号の場合、ブランク	電力の契約会社選択欄について、読み取り出来ない、記載内容不明等、確認すべき状態であれば、データ取込時にシステムがチェックを設定するフラグ。
37	契約種別_定額電灯	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	B-1、選択の場合1 ※4号、5号、6号、7号の場合、ブランク	
38	契約種別_従量電灯	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	B-1、選択の場合1 ※4号、5号、6号、7号の場合、ブランク	
39	契約種別_臨時電灯	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	B-1、選択の場合1 ※4号、5号、6号、7号の場合、ブランク	
40	契約種別_業務用電力	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	B-1、選択の場合1 ※4号、5号、6号、7号の場合、ブランク	
41	契約種別_低圧電力	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	B-1、選択の場合1 ※4号、5号、6号、7号の場合、ブランク	
42	契約種別_高圧電力	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	B-1、選択の場合1 ※4号、5号、6号、7号の場合、ブランク	
43	契約種別_特別高圧	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	B-1、選択の場合1 ※4号、5号、6号、7号の場合、ブランク	
44	契約種別_臨時電力	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	B-1、選択の場合1 ※4号、5号、6号、7号の場合、ブランク	
45	契約種別_各種の選択約款	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	B-1、選択の場合1 ※4号、5号、6号、7号の場合、ブランク	
46	契約種別_不明	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	B-1、選択の場合1 ※4号、5号、6号、7号の場合、ブランク	
47	契約種別_その他	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	B-1、選択の場合1 ※4号、5号、6号、7号の場合、ブランク	
48	契約種別_その他内容	30		テキスト型		その他選択時の内容 (7号) ブランク	
49	契約種別_確認中	1		テキスト型	1:チェック有り.0:チェック無し	B-1に関する選択結果が確認中の場合1 ※4号、5号、6号、7号の場合、ブランク	電力の契約種別選択欄について、読み取り出来ない、記載内容不明等、確認すべき状態であれば、データ取込時にシステムがチェックを設定するフラグ。
50	契約グループ	2		テキスト型	1:13A.2:12A.3:6A.4:5C.5:1.6:1.2.7:1.3.XX:確認中.YY:確認不要	B-2、C-4の都市ガスの契約グループ 【編集】 ・原票へ("52")の場合、確認中("XX") ・未選択("00")の場合、確認不要("YY") ・上記編集後、確認不要("Y")かつ数量が不明(X)以外の場合、確認中("XX")を設定	都市ガスの契約グループ区分。ガス便覧を元に、供給区域に拠ってデータ取込時にシステムで設定する。

RD21_データ部【データ】

No	項目名	桁数	KEY	DB属性	凡例	備考	項目説明
51	その他_種別名称	30		テキスト型		B-4、C-6のその他の種別名称 ※7号の場合、B-3	熱源回答欄にて「その他熱源」を使用している場合に、その具体的な熱源名称。
52	自家発電_稼働状況_常用稼働あり	1		テキスト型	1:チェック有り、0:チェック無し	B-3、C-5において選択の場合1 ※7号の場合、B-1	
53	自家発電_稼働状況_常用定期点検・稼働なし	1		テキスト型	1:チェック有り、0:チェック無し	B-3、C-5において選択の場合1 ※7号の場合、B-1	
54	自家発電_稼働状況_非常用稼働あり	1		テキスト型	1:チェック有り、0:チェック無し	B-3、C-5において選択の場合1 ※7号の場合、B-1	
55	自家発電_稼働状況_非常用定期点検・稼働なし	1		テキスト型	1:チェック有り、0:チェック無し	B-3、C-5において選択の場合1 ※7号の場合、B-1	
56	自家発電_稼働状況_確認中	1		テキスト型	1:チェック有り、0:チェック無し	B-3、C-5において選択の場合1 ※7号の場合、B-1	
57	自家発電設備_ボイラ発電	1		テキスト型	1:チェック有り、0:チェック無し	B-3、C-5において選択の場合1 ※7号の場合、B-1	簡易票(1号(a)、2号)以外についても、同設備の発電量記載状況により「1:チェック有り、0:チェック無し」を指定。
58	自家発電設備_コジェネレーション	1		テキスト型	1:チェック有り、0:チェック無し	B-3、C-5において選択の場合1 ※7号の場合、B-1	簡易票(1号(a)、2号)以外についても、同設備の発電量記載状況により「1:チェック有り、0:チェック無し」を指定。
59	自家発電設備_ディーゼル発電	1		テキスト型	1:チェック有り、0:チェック無し	B-3、C-5において選択の場合1 ※7号の場合、B-1	簡易票(1号(a)、2号)以外についても、同設備の発電量記載状況により「1:チェック有り、0:チェック無し」を指定。
60	自家発電設備_太陽光発電	1		テキスト型	1:チェック有り、0:チェック無し	B-3、C-5において選択の場合1 ※7号の場合、B-1	簡易票(1号(a)、2号)以外についても、同設備の発電量記載状況により「1:チェック有り、0:チェック無し」を指定。
61	自家発電設備_風力発電	1		テキスト型	1:チェック有り、0:チェック無し	B-3、C-5において選択の場合1 ※7号の場合、B-1	簡易票(1号(a)、2号)以外についても、同設備の発電量記載状況により「1:チェック有り、0:チェック無し」を指定。
62	自家発電設備_小水力発電	1		テキスト型	1:チェック有り、0:チェック無し	B-3、C-5において選択の場合1 ※7号の場合、B-1	簡易票(1号(a)、2号)以外についても、同設備の発電量記載状況により「1:チェック有り、0:チェック無し」を指定。
63	自家発電設備_その他	1		テキスト型	1:チェック有り、0:チェック無し	B-3、C-5において選択の場合1 ※7号の場合、B-1	簡易票(1号(a)、2号)以外についても、同設備の発電量記載状況により「1:チェック有り、0:チェック無し」を指定。
64	自家発電設備_その他内容	30		テキスト型		その他選択時の内容	
65	自家発電設備_確認中	1		テキスト型	1:チェック有り、0:チェック無し	B-3、C-5に関する選択結果が確認中の場合1 ※7号の場合、B-1	使用している自家発電設備選択欄について、読み取り出来ない、記載内容不明等、確認すべき状態であれば、データ取込時にシステムがチェックを設定するフラグ。
66	車両用燃料分割_未実施	1		テキスト型	1:チェック有り、0:チェック無し	B-2、選択の場合1 (7号) ブランク	燃料消費量の回答において、ガソリン・軽油・LPG・CNGの消費量のうち、除外すべき車両用燃料を含めて記入した場合に回答者が設定するフラグ。
67	車両用燃料分割_確認中	1		テキスト型	1:チェック有り、0:チェック無し	B-2に関する選択結果が確認中の場合1 (7号) ブランク	車両用燃料分割未実施のフラグについて、読み取り出来ない、記載内容不明等、確認すべき状態であれば、データ取込時にシステムがチェックを設定するフラグ。
68	蒸気発生把握フラグ_未把握	1		テキスト型	1:チェック有り、0:チェック無し	B-4、C-6において選択の場合1 (7号) ブランク	熱源の回答において、蒸気が発生しているが、発生量が把握できていない場合に回答者が設定するフラグ。
69	蒸気発生把握フラグ_確認中	1		テキスト型	1:チェック有り、0:チェック無し	B-4、C-6に関する選択結果が確認中の場合1 (7号) ブランク	蒸気発生把握フラグ_未把握フラグについて、読み取り出来ない、記載内容不明等、確認すべき状態であれば、データ取込時にシステムがチェックを設定するフラグ。
70	要記入設問適合フラグ	1		テキスト型	1:該当あり	その調査票が該当するエネルギー消費量記入可否において、必要な回答であれば1	エネルギー消費量記入可否の回答に対し、要求している設問に回答がある場合、システムが1を設定するフラグ。
71	数量不明項目フラグ	1		テキスト型	1:不明あり	数量データに「X」が入力されている場合1	
72	率離理由フラグ	2		テキスト型	1:理由なし、2:不明、3:燃料の代替、4:事業不振・縮小、事業好調、5:拡大、6:事務所部門のみ、5:施設・機器等の更新・入替・廃止、6:施設・機器等の稼働状況の変更、7:移転・統合・合併・譲渡・分割、8:休業・廃業、9:災害・感染症、10:回答範囲・含有状況の変動、96:過去修正、97:前年度あり・本年度なしでOK、98:特殊対応対象確認済、事務局判断、99:その他(理由をメモ欄へ)	【編集】 未選択("00")の場合、ブランク 記入可否回答指定フラグが1の場合のみ出力(7号) 要記入設問適合フラグが1の場合のみ出力	各燃料に対する審査チェックエラーを解消時に設定するフラグ。
73	過去修正フラグ	2		テキスト型	1:過去修正実施	【編集】 過去修正されていれば"1"	各燃料について、過去修正がされているかどうかを示すフラグ。
74	自動修正フラグ	1		テキスト型			未取得

RD22_データ部【フリーアンサー】

No	項目名	桁数	KEY	DB属性	凡例	備考	項目説明
1	調査ID	14	○	テキスト型			
2	グループID	11		テキスト型			同一封筒での回収があった場合に付与
3	調査票番号	1		テキスト型	0.調査票第1号(a).1.調査票第1号(b).2.調査票第2号.3.調査票第3号.4.調査票第4号.5.調査票第5号.6.調査票第6号		
4	確定_産業大分類	1		テキスト型		【編集】 業種変更されている場合、変更後の産業大分類 業種変更されていない場合、調査ベースマスタの産業大分類	産業大分類コード。調査回答結果により業種変更が判明した場合、その情報を優先して設定。
5	確定_産業分類1	2		テキスト型		【編集】 業種変更されている場合、変更後の産業分類1 業種変更されていない場合、調査ベースマスタの産業分類1	業種中分類コード。調査回答結果により業種変更が判明した場合、その情報を優先して設定。
6	確定_産業分類3	1		テキスト型		【編集】 業種変更されている場合、変更後の産業分類3 業種変更されていない場合、調査ベースマスタの産業分類3	当調査向け独自設定業種の区分番号。産業分類1と組み合わせて使用。調査回答結果により業種変更が判明した場合、その情報を優先して設定。
7	確定_従業者数区分	1		テキスト型	1.0～3人.2.4～9人.3.10～19人.4.20～29人.5.30～49人.6.50～99人.7.100～199人.8.200～299人.9.300人以上.0.規模なし	【編集】 ・調査票1a.1b.2.3.6号 (A)B.従業者数区分に入力がある場合、B.従業者数区分を設定 (B)B.従業者数区分に入力がない場合、調査ベースマスタの従業者数区分を設定 ・調査票4.5号の場合、調査ベースマスタの従業者数区分を設定	事業所の従業者数規模を表す区分。調査回答結果による(調査年度末時点の)従業者数を元に導出した規模を優先して設定。 ※従業者数とは、個人事業主、無給家族従業者、有給役員、常用雇用者、臨時雇用者、出向・派遣受入者の合計。常用雇用者のうち、パート・アルバイト等については、1日あたりの労働時間を8時間とした場合の仮べん人数に換算。
8	回収前_産業大分類	1		テキスト型		調査ベースマスタの産業大分類	産業大分類コード。調査名簿整備時の設定コード。
9	回収前_産業分類1	2		テキスト型		調査ベースマスタの産業分類1	業種中分類コード。調査名簿整備時の設定コード。
10	回収前_産業分類3	1		テキスト型		調査ベースマスタの産業分類3	当調査向け独自設定業種の区分番号。産業分類1と組み合わせて使用。調査名簿整備時の設定コード。
11	回収前_従業者数区分	1		テキスト型	1.1～3人.2.4～9人.3.10～19人.4.20～29人.5.30～49人.6.50～99人.7.100～199人.8.200～299人.9.300人以上.0.規模なし	調査ベースマスタの従業者数区分	事業所の従業者数規模を表す区分。調査名簿整備時の設定コード。 ※従業者数とは、個人事業主、無給家族従業者、有給役員、常用雇用者、臨時雇用者、出向・派遣受入者の合計。常用雇用者のうち、パート・アルバイト等については、1日あたりの労働時間を8時間とした場合の仮べん人数に換算。
12	設問番号	2	○	テキスト型			
13	連番	2	○	テキスト型			同一調査IDで同一設問番号における連番
14	企業名	110		テキスト型			同一調査IDで同一設問番号における連番
15	部署名	80		テキスト型			同一調査IDで同一設問番号における連番
16	郵便番号	7		テキスト型			同一調査IDで同一設問番号における連番
17	都道府県	4		テキスト型			同一調査IDで同一設問番号における連番
18	市区町村	30		テキスト型			同一調査IDで同一設問番号における連番
19	町丁・字・番地・号	60		テキスト型			同一調査IDで同一設問番号における連番
20	ビル名	100		テキスト型			同一調査IDで同一設問番号における連番
21	所在地	194		テキスト型		B5調査回答の範囲で所在地を記載の場合にのみ使用	同一調査IDで同一設問番号における連番。(設問B5f(回答の範囲)1.C1f(使用建物の名称)等にて複数回答時に設定)
22	回答したビル範囲	30		テキスト型		C1ビル等を選択の場合にのみ使用	C1ビル等を含めるビル等において、ビル内の範囲指定がある場合に記載される項目。(○○階～△△階/××階建て等)
23	事業所名	110		テキスト型			
24	B欄_回答範囲_調査ID	14		テキスト型		B5調査回答の範囲を選択の場合にのみ使用	B.調査回答の範囲において、別調査票の回答内容を含んで記載している場合に、含んでいる調査票の調査IDを記載する連番。
25	B欄_回答範囲_備考	150		テキスト型		B5調査回答の範囲を選択の場合にのみ使用	B.調査回答の範囲において、回答に含んで記載している(調査対象事業所)以外の情報で、事業所名称・住所や調査ID以外の情報が記載される項目。
26	エネルギー把握者_電話番号	15		テキスト型		【編集】 市外局番・～・市内局番・～・加入者番号 いずれかに「X」が単体で入力されている場合、不明(X)を設定	
27	貴事業所との関係_ビルオーナー	1		テキスト型	1.チェック有り.0.チェック無し	B6消費量把握者を選択の場合にのみ使用	
28	貴事業所との関係_管理会社	1		テキスト型	1.チェック有り.0.チェック無し	B6消費量把握者を選択の場合にのみ使用	
29	貴事業所との関係_その他	1		テキスト型	1.チェック有り.0.チェック無し	B6消費量把握者を選択の場合にのみ使用	
30	貴事業所との関係_その他内容	60		テキスト型		B6消費量把握者を選択の場合にのみ使用	
31	貴事業所との関係_確認中	1		テキスト型	1.チェック有り.0.チェック無し	B6消費量把握者を選択の場合にのみ使用	B.消費量把握者欄において、『調査対象事業所』とエネルギー把握者との関係項目について、読み取り出来ない、記載内容不明等、確認すべき状態であれば、データ取込時にシステムがチェックを設定するフラグ。
32	ビル形態	2		テキスト型	1.事務所系.2.商業系.3.住居系.4.文教施設.5.医療・福祉施設.6.宿泊施設.7.上記以外の形態.XX.確認中	C1ビル等を選択の場合にのみ使用	
33	ビル形態_その他内容	30		テキスト型		C1ビル等を選択の場合にのみ使用	

RD31_コード、マスタ類【回収前調査ベースマスタ】

No	項目名	桁数	KEY	DB属性	凡例	備考	項目説明
1	R06年度調査ID	14	○	テキスト型			令和06年度エネルギー消費統計調査の調査ID
2	R06年度調査ID12桁	13		テキスト型			令和06年度エネルギー消費統計調査の調査IDの下2桁(回収媒体・受付回数)を除く12桁
3	R05年度調査ID						令和05年度エネルギー消費統計調査の調査ID
4	R04年度調査ID	14		テキスト型			令和04年度エネルギー消費統計調査の調査ID
5	R03年度調査ID	14		テキスト型			令和03年度エネルギー消費統計調査の調査ID
6	R02年度調査ID	14		テキスト型			令和02年度エネルギー消費統計調査の調査ID
7	R01年度調査ID	14		テキスト型			令和01年度エネルギー消費統計調査の調査ID
8	H30年度調査ID	14		テキスト型			平成30年度エネルギー消費統計調査の調査ID
9	H29年度調査ID	14		テキスト型			平成29年度エネルギー消費統計調査の調査ID
10	H28年度調査ID	14		テキスト型			平成28年度エネルギー消費統計調査の調査ID
11	H27年度調査ID	14		テキスト型			平成27年度エネルギー消費統計調査の調査ID
12	H26年度調査ID	14		テキスト型			平成26年度エネルギー消費統計調査の調査ID
13	H25年度調査ID	14		テキスト型			平成25年度エネルギー消費統計調査の調査ID
14	H24年度調査ID	14		テキスト型			平成24年度エネルギー消費統計調査の調査ID
15	H23年度調査ID	14		テキスト型			平成23年度エネルギー消費統計調査の調査ID
16	H22年度調査ID	14		テキスト型			平成22年度エネルギー消費統計調査の調査ID
17	共通事業所コード	9		テキスト型			事業所母集団データベースに収録されている事業所番号
18	R05年次フレーム13桁	13		テキスト型			通常:事業所母集団データベース(令和04年次フレーム)に収録されている「共通事業所コード」+「0000」または「000f」 ダミー「B」or「J」or「K」or「F」+12桁の連番
19	R04年次フレーム13桁	13		テキスト型			通常:事業所母集団データベース(令和03年次フレーム)に収録されている「共通事業所コード」+「0000」または「000f」 ダミー「B」or「J」or「K」or「F」+12桁の連番
20	オンライン調査用ID	9		テキスト型			調査票原本に記載のオンライン調査ログインID
21	オンライン調査用PW	8		テキスト型			調査票原本に記載のオンライン調査ログインIDに対するパスワード
22	市区町村コード	5		テキスト型			「調査対象(赤枠)データ市区町村名」の市区町村コード
23	調査対象(赤枠)データ 郵便番号	7		テキスト型			調査対象事業所の所在地(郵便番号)
24	調査対象(赤枠)データ 都道府県名	4		テキスト型			調査対象事業所の所在地(都道府県名)
25	調査対象(赤枠)データ 市区町村名	10		テキスト型			調査対象事業所の所在地(市区町村名)
26	調査対象(赤枠)データ 町丁・字・番地・号	50		テキスト型			調査対象事業所の所在地(町丁・字・番地・号)
27	調査対象(赤枠)データ ビル名等	48		テキスト型			調査対象事業所の所在地(ビル名等)
28	調査対象(赤枠)データ 正式名称1／ビル名	100		テキスト型			調査対象事業所の名称(正式名称1／ビル名)
29	調査対象(赤枠)データ 通称名	46		テキスト型			調査対象事業所の名称(通称名)
30	調査対象(赤枠)データ 電話番号	13		テキスト型			調査対象事業所の電話番号
31	送付先 郵便番号	7		テキスト型			調査票送付先の所在地(郵便番号)
32	送付先 都道府県名	4		テキスト型			調査票送付先の所在地(都道府県名)
33	送付先 市区町村名	10		テキスト型			調査票送付先の所在地(市区町村名)
34	送付先 町丁・字・番地・号	50		テキスト型			調査票送付先の所在地(町丁・字・番地・号)
35	送付先 ビル名等	48		テキスト型			調査票送付先の所在地(ビル名等)
36	送付先 正式名称1／ビル名	100		テキスト型			調査票送付先の名称(正式名称1／ビル名)
37	送付先 通称名	46		テキスト型			調査票送付先の名称(通称名)
38	送付先区分	1		テキスト型	1:母集団名簿, 2:前年回答結果, 3:再送付依頼, 4:コール確認, 5:重複, 9:その他	未取得	調査票送付先を指定した由来
39	一括送付先 郵便番号	7		テキスト型			調査票一括送付先の所在地(郵便番号)
40	一括送付先 都道府県名	4		テキスト型			調査票一括送付先の所在地(都道府県名)
41	一括送付先 市区町村名	10		テキスト型			調査票一括送付先の所在地(市区町村名)
42	一括送付先 町丁・字・番地・号	50		テキスト型			調査票一括送付先の所在地(町丁・字・番地・号)
43	一括送付先 ビル名等	48		テキスト型			調査票一括送付先の所在地(ビル名等)
44	一括送付先 正式名称1／ビル名	100		テキスト型			調査票一括送付先の名称(正式名称1／ビル名)
45	一括送付先 通称名	46		テキスト型			調査票一括送付先の名称(通称名)
46	一括送付NO	6		テキスト型			調査票一括送付先の管理番号
47	一括送付梱包フラグ	1		テキスト型	1:個別封入あり, 2:個別封入なし, 3:個別封入ありTDB取り寄せ, 4:個別封入なしTDB取り寄せ		調査票一括送付の際の梱包方法
48	送付方法フラグ	1		テキスト型	1:個別, 2:一括送付	未取得	オンデマンド発送の際の送付方法
49	オンデマンド印刷フラグ	1		テキスト型		未取得	オンデマンド発送を表すフラグ
50	手紙フラグ	1		テキスト型	1:大字, 2:含有まめと, 3:廃棄物発電, 4:庁舎, 5:送付先まめと(CG)		記入注意文書同封の場合の、文書種別を表すフラグ
51	オンライン調査手順書案内フラグ	1		テキスト型	1:オンライン調査手順書案内対象	未取得	電報リスト・オリジナルを除く調査先に設定。
52	可変印字フラグ	2		テキスト型	00:印字なし, 01:定型画像の差込(鉄道業), 02:定型画像の差込(水道業), 03:定型画像の差込(ガス業(調査票第1号)), 04:定型画像の差込(ガス業(調査票第3号)), 05:定型画像の差込(ガス業(調査票第4号, 第5号)), 06:定型画像の差込(廃棄物処理業), 07:定型画像の差込(供給結果(調査票第7号)), 08:テキスト情報の差込		特定の業種や送付状況に応じた、調査対象事業所への連絡事項の有無を表すフラグ
53	可変印字情報	180		テキスト型			特定の業種や送付状況に応じた、調査対象事業所への連絡事項
54	発送グループ	1		テキスト型			発送グループを表すフラグ
55	調査票号数	1		テキスト型	0:調査票第1号(簡易), 1:調査票第1号(一般), 2:調査票第2号(簡易), 3:調査票第3号, 4:調査票第4号, 5:調査票第5号, 6:調査票第6号, 7:調査票第7号		調査票号数の種別
56	親子フラグ	1		テキスト型	0:通常, 1:省エネ, 寄せなし, 2:ビル, 省エネ・C・A, 3:ビル内親事業所, 省エネ・C・A, 4:ビル内子事業所, 省エネ・C・A, 5:庁舎, 6:庁舎内事業所, 7:企業名寄せ, 8:企業名寄せ内事業所		ビル・テナント情報のビル種別や、オーナー(親)・テナント(子)の別等を表すフラグ
57	産業分類1	2		テキスト型			業種中分類コード
58	産業分類2	1		テキスト型			業種小分類コードの3桁目(「産業分類1」と合わせると小分類となる)
59	産業分類3	1		テキスト型			エネルギー消費統計調査の独自設定業種の区分番号
60	従業者数区分	1		テキスト型	1:1～3人, 2:4～9人, 3:10～19人, 4:20～29人, 5:30～49人, 6:50～99人, 7:100～199人, 8:200～299人, 9:300人以上, 0:規模なし		従業者数規模区分
61	整理番号(抽出順通し番号)	4		テキスト型			産業分類1・3別、従業者数区分別の連番
62	発送回数	1		テキスト型			調査票発送回数を表す管理秩番
63	県コード	2		テキスト型			「調査対象(赤枠)データ 都道府県名」の都道府県コード
64	法人番号	9		テキスト型			「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、法人に対して付与された番号。
65	漢字商号	50		テキスト型		未取得	帝國データバンク企業情報に収録されている漢字商号
66	経営組織	2		テキスト型	01:個人経営, 02:株式会社・有限会社・相互会社, 03:合名会社・合資会社, 04:合同会社, 05:会社以外の法人, 06:外国の会社, 07:法人でない団体, 08:道, 09:都道府県, 10:市町村, 11:その他(都道府県)・その他(市町村)		事業所母集団データベースに収録されている「経営組織」
67	本所・支所の別	1		テキスト型	1:単独事業所, 2:本所・本社・本店, 3:支所・支社・支店		事業所母集団データベースに収録されている「本所・支所の別」
68	業種大分類コード	1		テキスト型			業種大分類コード
69	業種小分類コード	3		テキスト型			業種小分類コード

RD31_コード、マスタ類【回収前調査ベースマスタ】

No	項目名	桁数	KEY	DB属性	凡例	備考	項目説明
70	従業者数	5		テキスト型			事業所母集団データベースに収録されている事業従業者数 ・民営:事業所の従業者数「総数(男女計)」・「うち別経営の事業所へ派遣している」・「別経営の事業所から派遣されている」 ・公営:事業所の従業者数「総数(男女計)」・「民間に所属している人」
71	特対コード	5		テキスト型			「特殊対応(多数の事業所をとりまとめ、本社等に一括して事前案内や督促等を行う業務)」の企業グループを管理するコード
72	敷地コード	6		テキスト型			ビル・テナント情報の管理コード
73	ビル親フラグ	1		テキスト型	1:省エネ2庁舎,3Cビル,4Aビル,5企業名寄せ		ビルオーナー(親)の種別を表すフラグ
74	ビル内親所在判定フラグ	1		テキスト型	1:親事業所あり, 2:親事業所なし		ビル票の場合、事業所母集団データベースでのオーナー(親)事業所の収録有無を表すフラグ
75	抽出フラグ	1		テキスト型	0:無作為, 1:悉皆(省エネ・熱・規模・業種), 2:抽出の結果悉皆(セル内の事業所数が抽出数以下), 3:ローテーション抽出対象, 9:新規ID (001前自署)		無作為・悉皆抽出の状況
76	自家発リストフラグ	1		テキスト型	1:常用(稼働あり) 2:常用(定期点検のみ、または1年に一度も稼働なし), 9:自家発リスト収録だが未回収		過年度調査の最新回答結果より、常用自家発電設備を保有していると考えられる事業所に付与するフラグ
77	昨年度回答フラグ	1		テキスト型	0:昨年度調査対象外, 1:昨年度回収, 2:昨年度未回収, 9:撤回後回収		昨年度調査での回答状況
78	簡易票セルフラグ	1		テキスト型	1:簡易票セル(業種大分類A～Dの全規模、業種大分類Eの規模1～2、業種大分類G～Rの規模1～3)		簡易票対象条件(業種、従業者数規模)に合致する場合に付与するフラグ
79	省エネID(7桁)	7		テキスト型			省エネ法定定期報告の指定工場番号
80	重複採用フラグ	1		テキスト型	1:採用, 2:不採用	重複調査IDについて、採用の場合1.不採用の場合2.重複なしの場合、1採用を設定	調査票を複数回発送した調査IDの採否を表すフラグ
81	事前案内対象フラグ	1		テキスト型	3:特殊対応, 4:その他	未取得	調査票発送前の事前告知対象の事業所に付与するフラグ
82	事前案内結果フラグ	1		テキスト型	0:対応なし, 1:赤枠・送付先修正, 2:赤枠修正, 3:送付先修正, 4:対象外, 5:拒否, 6:不達, 9:その他	未取得	調査票発送前の事前告知結果を表すフラグ

RD32_コード、マスタ類【単位マスタ】

No	項目名	桁数	KEY	DB属性	凡例	備考
1	単位コード	2	○	テキスト型		
2	単位名称	20		テキスト型		

RD33_コード、マスタ類【燃料マスタ】

No	項目名	桁数	KEY	DB属性	凡例	備考
1	燃料コード	2	○	テキスト型		
2	燃料名称	40		テキスト型		

RD34_コード、マスタ類【金額・熱量換算マスタ】

No	項目名	桁数	KEY	DB属性	凡例	備考
1	燃料コード	2	○	テキスト型		
2	単位コード	2	○	テキスト型		
3	発熱量	-		倍精度浮動小数点型		燃料に特定の単位における発熱量
4	単価	-		倍精度浮動小数点型		燃料に特定の単位における単価

RD35_コード、マスタ類【単位換算マスタ】

No	項目名	桁数	KEY	DB属性	凡例	備考
1	燃料コード	2	○	テキスト型		
2	単位コード	2	○	テキスト型		
3	係数	-		倍精度浮動小数点型		燃料を特定の単位に変換する係数(乗算して使用)

RD36_コード、マスタ類【設問番号マスタ】

No	項目名	桁数	KEY	DB属性	凡例	備考
1	設問番号	2	○	テキスト型		データ部にて使用する設問番号
2	設問名称	40		テキスト型		

RD37_コード、マスタ類【区分マスタ】

No	項目名	桁数	KEY	DB属性	凡例	備考
2	区分コード	2	○	テキスト型		データ部にて使用する区分
3	区分名称	40		テキスト型		

エネルギー消費統計調査 審査マニュアル

令和8年2月
資源エネルギー庁
長官官房総務課戦略企画室

審査ロジック一覧

【基本ロジカルチェック】

- ① 必須事項の記入漏れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ② 合計と内訳の整合性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ③ 設問間の相関確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

【回答値審査】

- ④ 前年度調査回答との比較・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ⑤ 同業種同従業者数規模指標との比較・・・・・・・・ 6
- ⑥ 延べ床面積 1 m²当たり総熱量との比較・・・・・・・・ 7
- ⑦ 総熱量変動率と事業所活動指標変動率との比較・・・・ 8
- ⑧ ビル全体回答用調査票における延べ床面積 1m² 当たり総熱量との比較・・ 9

【その他審査】

- ⑨ 自家発電保有事業所リストチェック・・・・・・・・ 1 0
- ⑩ エネルギー転換効率適正值との比較・・・・・・・・ 1 1
- ⑪ 特定業種の専用審査・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2

①必須事項の記入漏れ

下記の設問項目について、記入漏れがあった場合には、「エラーとする」。

SEQ	設問項目	調査票号数・設問番号							
		1(a)	1(b)	2	3	4	5	6	7
1	エネルギー消費量記入可否	A4	A4	A4	A4	－	－	－	－
2	消費税_税込・税抜 (金額での回答がある場合)	B	B	B	B	－	－	－	－
3	購入電力	B1	B1	B1	B1	C3	C3	B1	B1
4	燃料消費	B2	B2	B2	B2	C4	C4	B2	B2
5	自家発電	B3	B3	B3	B3	C5	C5	B3	B1
6	熱源	－	B4	－	B4	C6	C6	B4	B3
7	回答の範囲_他の事業所の有無	B4①	B5①	B4①	B5①	－	－	B5①	－
8	回答の範囲_製造または研究部門の有無	B4②	B5②	－	－	－	－	B5②	－
9	回答の範囲_調査回答記入での屋外、無人施設の有無	－	－	B4②	B5②	C7①	C7①	B5③	－
10	回答の範囲_調査回答記入での屋外、無人施設のエネルギーを含むか	－	－	B4③	B5③	C7②	C7②	B5④	－
11	回答の範囲_電気自動車充電設備の有無	B4③	B5③	B4④	B5④	C7③	C7③	B5⑤	B4
12	回答の範囲_従業者数	B4④	B5④	B4⑤	B5⑤	－	－	B5⑥	B4
13	回答の範囲_延べ床面積	B4⑤	B5⑤	B4⑥	B5⑥	－	－	B5⑦	B4
14	回答の範囲_売上高、営業収入及び消費税_税込・税抜	B4⑥	B5⑥	B4⑦	－	－	－	B5⑧	B4
15	エネルギー把握者 (自らのエネルギー消費量を把握していない場合)	B5	B6	B5	B6	－	－	－	－
16	回答に含めるビル・施設	－	－	－	－	C1	C1	－	－
17	回答に含めるビル・施設の延床面積	－	－	－	－	C2	C2	－	－

②合計と内訳の整合性

以下の条件に合致しない場合に「エラーとする」審査。

【第1号(a)、第2号】

- ・自家発電

$$\text{発電量計} \geq \text{販売・払出量}$$

【第1号(b)、第6号】

- ・燃料消費

$$\text{消費量計} \geq \text{内数 (発電用ボイラ+コージェネレーション+生産工程用ボイラ+排熱を利用しないディーゼル・ガスタービン発電設備)}$$

- ・自家発電

$$\text{発電量計} \geq \text{販売・払出量}$$

- ・熱源

$$\text{購入・受入量} + \text{自ら発生・回収量} = \text{消費量} + \text{販売・払出量}$$

【第3号】

- ・燃料消費

$$\text{消費量計} \geq \text{内数 (発電用ボイラ+コージェネレーション+排熱を利用しないディーゼル・ガスタービン発電設備)}$$

- ・自家発電

$$\text{発電量計} \geq \text{販売・払出量}$$

- ・熱源

$$\text{購入・受入量} + \text{自ら発生・回収量} = \text{消費量} + \text{販売・払出量}$$

【第4号、第5号】

- ・延べ床面積

$$\text{合計} = \text{自ら使用分} + \text{共用部} + \text{テナント使用分}$$

- ・購入電力

$$\text{合計} = \text{自ら使用分} + \text{共用部} + \text{テナント使用分}$$

- ・燃料消費

$$\text{合計} = \text{自ら使用分} + \text{共用部} + \text{テナント使用分}$$

$$\text{自ら使用分} \geq \text{内数 (発電用ボイラ+コージェネレーション+排熱を利用しないディーゼル・ガスタービン発電設備)}$$

- ・自家発電

$$\text{発電量計} = \text{自ら使用分} + \text{共用部} + \text{テナント使用分}$$

発電量計 $\geq$ 販売・払出量

・熱源

購入・受入量+自ら発生・回収量 = 消費量+販売・払出量

消費量（温水・冷水発生用及び自家発電用以外） = 自ら使用分+共用部+テナント
使用分

【第7号】

・電力消費

受電量+自家発電量 = 自己消費量+販売・払出量

自家発電量 = 自家発電設備別の自家発電量合計

自家発電量 $\geq$ 販売・払出量

・燃料消費

消費量計 $\geq$ 内数（ボイラ+温冷水発生設備+コージェネレーション）

・熱源

購入・受入量+自ら発生・回収量 = 自己消費量+販売・払出量

③設問間の相関確認

設問間の相関は、ボイラ・コジェネレーション・ディーゼル発電用燃料、自家発電、熱源について相関・整合性を確認し、各設問に記載があった場合に、必ず存在するはずの記載があるか確認するもの。

具体的には、以下の条件に合致しない場合を「エラーとする」審査。

- ・発電用ボイラまたはコジェネレーションを使用している場合
「燃料消費」で発電用ボイラ（第7号はボイラ）またはコジェネレーションにチェックをし、燃料消費量が記入されている事
「自家発電」で発電用ボイラまたはコジェネレーションに稼働状況の選択、発電量の記入がされている事
「熱源」で発電用ボイラまたはコジェネレーションにより発生した熱量が記入されている事
- ・生産工程用ボイラ（第7号は温熱源用ボイラ、温冷水発生設備）を使用している場合
「燃料消費」で生産工程用ボイラ（第7号はボイラ、温冷水発生設備）にチェックをし、燃料消費量が記入されている事
「熱源」で生産工程用ボイラ（第7号は温熱源用ボイラ、温冷水発生設備）により発生した熱量が記入されている事
- ・排熱を利用しないディーゼル・ガスタービン等発電設備を使用している場合
「燃料消費」で排熱を利用しないディーゼル・ガスタービン等発電設備にチェックをし、燃料消費量が記入されている事
「自家発電」で排熱を利用しないディーゼル・ガスタービン等発電設備に稼働状況の選択、発電量の記入がされている事

④前年度調査回答との比較

前年度調査回答との比較は、前年度に回答がある事業所について、一般の事業活動に伴うエネルギー消費量の増減であると推測し得るとして「増減率範囲」を燃料種別に設定し、前年度回答値からの増減率が、当該範囲を逸脱した項目を「エラーとする」審査。また併せて、電力、都市ガス、LPG、灯油、A重油、B・C重油（第6号のみ）、ガソリン、軽油について、前年度回答があるが本年度回答がない項目も「エラーとする」。

なお、比較する項目は燃料消費の消費量計（第4号、第5号は合計）、熱源の購入・受入量とする。

「一般の事業活動に伴うエネルギー消費量」と「増減率範囲」の具体的算出方法は以下の通り。

1. 前々年度調査と前年度調査の双方に回答がある対象を抽出
2. 箱ひげ図による外れ値範囲を「増減率範囲」として設定

※上記1～2を燃料種別実施

【令和3年度調査の増減率範囲】

燃料	区分	増減率範囲
電力	電気	0.72~1.24倍
都市ガス	ガス	0.47~1.5倍
L P G		
灯油	油	0.31~1.69倍
A重油		
ガソリン		
軽油		
上記以外	その他	0.70~1.27倍

⑤同業種同従業者数規模指標との比較

「同業種同従業者数規模指標との比較」は、主要燃料（電力、都市ガス、LPG、灯油、A重油、ガソリン、軽油）および総熱量について、前年回答値を対数化して標準偏差 ± 2.5 倍以上を外れ値として除外し、外れ値排除後の前年度回答値から業種・従業者数規模別に標準偏差 ± 2 倍以内に「基準値」を設定した上で、当該基準値を逸脱した項目を「エラーとする」審査。なお、省エネ法対象事業所は一般の事業所よりもエネルギー消費量が多いため、一般の事業所と分けて基準値を設定する。

「基準値」の具体的算出方法は、以下の通り。

【一般の事業所】

1. 前年度回答値を対数化し、標準偏差を算出
2. 標準偏差 2.5σ を外れ値に設定
3. 外れ値処理後、標準偏差を再算出
4. 標準偏差 2.0σ を基準値に設定

※上記 1～4 を主要燃料および総熱量について、業種・従業者数規模別に実施

【省エネ法対象事業所】

1. 前年度回答値を対数化し、標準偏差を算出
2. 標準偏差 2.5σ を外れ値に設定
3. 外れ値処理後、標準偏差を再算出
4. 標準偏差 2.0σ を基準値に設定

※上記 1～4 を主要燃料および総熱量について、業種別に実施

⑥延べ床面積 1 m²当たり総熱量との比較

「延べ床面積 1 m²当たり総熱量との比較」は、省エネ事業所と一般事業所に区分のうえ、延べ床面積 1 m²当たり総熱量の前年回答値を対数化して標準偏差±2.5倍以上を外れ値として除外し、外れ値排除後の「前年回答値から設定した業種別の延べ床面積 1 m²当たり基準値」を設定。当該基準値の範囲内であれば、同業種同従業者数規模指標との比較でエラーとなっても、正しい解答と判定するロジック。なお、省エネ法対象事業所は一般の事業所よりもエネルギー消費量が多いため、一般の事業所と分けて基準値を設定する。

※「同業種同従業者数規模指標との比較」だけでは、浄水場などの「延べ床面積は広いが、従業者数は少ない」場合に適切な対応が出来ないため実施。

「前年回答値から設定した業種別の延べ床面積 1 m²当たり基準値」の具体的算出方法は、以下の通り。

【一般の事業所】

1. 前年度回答値を対数化し、標準偏差を算出
2. 標準偏差 2.5 σ を外れ値に設定
3. 外れ値処理後、標準偏差を再算出
4. 標準偏差 2.0 σ を基準値に設定

※上記 1～4 を総熱量について、業種別を実施

【省エネ法対象事業所】

1. 前年度回答値を対数化し、標準偏差を算出
2. 標準偏差 2.5 σ を外れ値に設定
3. 外れ値処理後、標準偏差を再算出
4. 標準偏差 2.0 σ を基準値に設定

※上記 1～4 を総熱量について、業種別を実施

⑦総熱量変動率と事業所活動指標変動率との比較

「総熱量変動率と事業所活動指標変動率との比較」は、総熱量および事業所活動指標（売上高・延べ床面積・従業者数）について、それぞれ前年度回答からの変動率を算出し、

「売上高 or 延べ床面積 or 従業者数変動率 $\geq$ 総熱量変動率」
であれば「正しい回答」と判定する審査。

⑧ビル全体回答用調査票における延べ床面積 1m² 当たり総熱量との比較

「ビル全体回答用調査票における、延べ床面積 1m² 当たり総熱量との比較」は、ビル全体回答用調査票（第 4 号、第 5 号）の審査であり、「基準値」は、前年度回答値から「建物使用形態」別に標準偏差±2.0 倍以内に設定する。本年度回答値が、「基準値」から逸脱した項目を「エラーとする」審査。なお、省エネ法対象事業所は一般の事業所よりもエネルギー消費量が多いため、一般の事業所と分けて基準値を設定する。

「建物使用形態」は調査票に記載された以下の通り。「7. 上記以外の形態」は、適切な基準値の設定が難しいため、本ロジックを実施しない。

1. 事務所系（主に事務所）
2. 商業系（主に飲食店・店舗等）
3. 住居系（主に賃貸・分譲マンション）
4. 文教施設（学校、図書館、博物館等）
5. 医療・福祉施設（病院、診療所、福祉施設等）
6. 宿泊施設（ホテル、旅館等）
7. 上記以外の形態

「基準値」の算出方法は以下の通り。

【一般の事業所】

1. 前年度回答値を対数化し、標準偏差を算出
2. 標準偏差 2.5 σ を外れ値に設定
3. 外れ値処理後、標準偏差を再算出
4. 標準偏差 2.0 σ を基準値に設定

※上記 1～4 を建物使用形態別に実施

【省エネ法対象事業所】

1. 前年度回答値を対数化し、標準偏差を算出
2. 標準偏差 2.5 σ を外れ値に設定
3. 外れ値処理後、標準偏差を再算出
4. 標準偏差 2.0 σ を基準値に設定

※上記 1～4 を建物使用形態別に実施

⑨自家発電保有事業所リストチェック

自家発電保有事業所は、一般の事業所よりもエネルギー消費量が多いため、一般の事業所と分けて集計する必要がある。自家発電保有事業所リストを精査する必要がある。「自家発電保有事業所リストチェック」は、過年度結果で作成した自家発電設備保有事業所名簿に掲載された事業所が、「常用自家発電がない」と回答していた場合に「エラーとする」審査。

⑩エネルギー転換効率適正值との比較

「エネルギー転換効率適正值との比較」は、投入燃料に対して発生する熱源や自家発電量のバランスを確認し、以下の場合に「エラーとする」審査。（第7号を除く）

各種燃料転換設備別に設定された適正効率に対して、本年度回答値が逸脱した項目。

転換機器名	対象となる効率	適正効率
発電用ボイラ	発電効率(OUT①)	15%以上～45%以下
	熱源発生効率(OUT②)	50%以上～100%以下
コジェネレーション	総合効率((OUT①+②)	47.5%以上～77.5%以下
	発電効率(OUT①)	-
	熱源発生効率(OUT②)	
生産工程用ボイラ	熱源発生効率(OUT②)	50%以上～100%以下
ディーゼル発電	発電効率(OUT①)	15%以上～45%以下
複数機器使用時	総合効率((OUT①+②)	100%以下
	発電効率(OUT①)	-
	熱源発生効率(OUT②)	

具体的な算出方法は以下の通り。

区分	計算式	設備	6号以外	6号
①発生熱量の効率チェック	(2)	発電用ボイラ	自ら発生・回収量(蒸気 + 温水 + 冷水 + その他) - 温水・冷水発生用(蒸気 + 温水 + その他)	発電用ボイラ・生産工程用ボイラ(蒸気 + その他)
			燃料消費量(発電用ボイラ)	燃料消費量(発電用ボイラ)
	(4)	生産工程用ボイラ	自ら発生・回収量(蒸気 + 温水 + 冷水 + その他) - 温水・冷水発生用(蒸気 + 温水 + その他)	発電用ボイラ・生産工程用ボイラ(蒸気 + 温水 + その他)
			燃料消費量(生産工程用ボイラ)	燃料消費量(生産工程用ボイラ)
	(6)	発電用ボイラ + 生産工程用ボイラ	自ら発生・回収量(蒸気 + 温水 + 冷水 + その他) - 温水・冷水発生用(蒸気 + 温水 + その他)	発電用ボイラ・生産工程用ボイラ(蒸気 + 温水 + その他)
			燃料消費量(発電用ボイラ + 生産工程用ボイラ)	燃料消費量(発電用ボイラ + 生産工程用ボイラ)
②発電効率チェック	(1)	発電用ボイラ	自家発電量(発電用ボイラ)	自家発電量(発電用ボイラ)
			燃料消費量(発電用ボイラ)	燃料消費量(発電用ボイラ)
	(5)	ディーゼル	自家発電量(ディーゼル)	自家発電量(ディーゼル)
			燃料消費量(ディーゼル)	燃料消費量(ディーゼル)
③総合効率チェック	(3)	コジェネレーション	自家発電量(コジェネレーション) + 自ら発生・回収量(蒸気 + 温水 + 冷水 + その他) - 温水・冷水発生用(蒸気 + 温水 + その他) - 自家発電用(蒸気 + その他)	自家発電量(コジェネレーション) + コジェネレーション(蒸気 + 温水 + その他) - 自家発電用(蒸気 + その他)
			燃料消費量(コジェネレーション)	燃料消費量(コジェネレーション)
④複数設備 エネルギーバランスチェック	(8)	複数	自家発電量(発電用ボイラ+コジェネレーション+ディーゼル発電) + 自ら発生・回収量(蒸気 + 温水 + 冷水 + その他) - 温水・冷水発生用(蒸気 + 温水 + その他) - 自家発電用(蒸気 + その他)	自家発電量(発電用ボイラ+コジェネレーション+ディーゼル発電) + 発電用ボイラ・生産工程用ボイラ(蒸気 + 温水 + その他) + コジェネレーション(蒸気 + 温水 + その他) - 自家発電用(蒸気 + その他)
			燃料消費量 (発電用ボイラ + コジェネレーション + 生産工程用ボイラ + ディーゼル)	燃料消費量 (発電用ボイラ + コジェネレーション + 生産工程用ボイラ + ディーゼル)

⑪特定業種の専用審査

「特定業種の専用審査」は、具体的には以下の通り。

○電気業のうち、発電所

購入電力が過大である場合、自家発電設備を所有・管理していないと回答がある場合、発電しているが販売・払出量が記入されていない場合を「エラーとする」審査。

【令和3年度調査の購入電力量閾値】

電気業_購入電力量閾値チェック(B085)の閾値は以下のとおり。

単位ごとに換算して定義する。

入力された値を換算せずに、同じ単位で定義された値と比較する。

		閾値
単位	kWh	100,000,000
	千kWh	100,000
	円	2,530,000,000
	千円	2,530,000
	円(省エネ)	1,250,000,000
	千円(省エネ)	1,250,000

円の定義は1kWhあたりの単価を掛けて算出したもの
(25.3円/kWh)。
省エネ票も同様(12.5円/kWh)。
毎年、単価表をもとに算出。

○廃棄物処理業

焼却した廃棄物の量、発生した排熱の回答漏れを「エラーとする」審査。

○熱供給業

第7号調査票の場合、回答項目が他号数の調査票と異なるため、全ての調査項目について「前年度調査回答との比較」を実施し、前年度回答値からの増減率が設定した増減率範囲を逸脱した項目、前年度回答があるが本年度回答がない項目、本年度回答があるが前年度回答がない項目を「エラーとする」審査。

第1号(b)、第6号調査票の場合、熱源の販売・払出量について回答があれば、次年度の第7号調査票対象候補として記録する。

調査票情報等の適正な管理のために講じるべき措置の例

1 管理体制

- (1) 調査票情報等を適正に管理するため、管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者は、必要に応じてその事務の一部を担当させるため、管理担当者を指定する。
- (3) 管理責任者は、調査票情報等の管理に係る業務を適正に運営するため、調査事務従事者の事務の範囲及び責任を明確にする。
- (4) 管理責任者は、調査票情報等の管理に係る業務において、災害時等の非常時における対策を定めるとともに、その内容を調査事務従事者に周知する。

2 調査票情報等の管理

- (1) 管理責任者は、調査票情報等を取り扱うことができる調査事務従事者及び取り扱うことができる調査票情報等の範囲を定める。
- (2) 管理責任者は、調査票情報等の受払い、保管に関し、必要な事項の台帳等への記録、定期的又は随時の点検を行う。
- (3) 管理責任者は、調査票情報等について、所定の場所に保管し、その重要度に応じ、耐火・耐熱庫への保管、施錠の措置を講ずる。
- (4) 管理責任者は、保存期間が経過した調査票情報等を廃棄する場合は、焼却、溶解、消去等の措置を講ずる。
- (5) 管理責任者は、(1)から(4)の他、1～7に掲げる適正管理に関する事務の統括を実施する。

3 集計処理時における調査票情報等の管理

- (1) 集計処理時における調査票情報等の取扱いは、管理責任者又は管理担当者の指示又は承認を受けた者が行い、日々の集計のための作業が終了した後は、所定の場所に収納する。
集計処理時にサーバーからクライアントに情報を移行して処理する場合において、集計処理が終了した後は、クライアントの情報を消去し、サーバーの定められたエリアに情報が格納されたことを確認する。
- (2) 集計処理は、協議して作成する計画に従って行い、管理担当者は、集計処理の内容に応じた実績の記録を行い、計画との照合等の措置を講ずる。
- (3) 管理責任者は、調査票情報等の集計処理の実績記録の内容を点検し、その実施状況を確認する措置を講ずる。

4 コンピュータによる集計処理

- (1) 管理責任者は、コンピュータによる集計の管理者（以下「集計管理者」という。）を指定する。
- (2) コンピュータによる集計処理は、集計管理者の指示又は承認を受けた者が行う。
- (3) 管理責任者は、コンピュータによる集計処理の実施状況を把握するため、集計処理に応じた実績を記録し、計画との照合等を行う。

- (4) 管理責任者は、コンピュータの使用に関し、パスワード、識別カード等を設けるとともに、その管理方法（登録、発行、更新、変更、抹消、保管等）を定め、定期的に又は随時、これを見直し、パスワードの見読防止、識別カードの不正使用防止等の措置を講ずる。
- (5) 管理責任者は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）に記録された内容の秘匿の必要性の度合いに応じ、特定の集計処理を特定のコンピュータに限定する、又は使用者に応じてアクセス可能な領域、機能を限定するなどの措置を講ずる。
- (6) アンチウイルスソフトウェア、セキュリティパッチの導入、スクリーンロックの導入、定期的なデータのバックアップ等適切なセキュリティ対策を講ずるほか、必要に応じて出力機器又はメールの利用制限、外部ネットワークとの遮断を行う。
- (7) 外部と接続しているコンピュータを利用する場合は、ファイアウォール（外部からの不正なアクセスを遮断し、内部から外部にアクセスできる仕組み）の設定を行う。

5 電磁的記録の管理

- (1) 管理担当者は、電磁的記録の障害の有無等について、定期的に又は随時、点検を行い、適切な管理を実施するとともに、その結果を資源エネルギー庁に報告する。
- (2) 管理責任者は、電磁的記録のアクセスモニタリング機能（不正が行われていないかを監視するために、電磁的記録へのアクセス記録を採取し、記録する機能）を設け、その記録を定期的に又は随時分析する等の方法により、不正アクセスに対し適切な対応を行う。

6 ドキュメントの管理

- (1) 管理責任者は、資源エネルギー庁から貸与を受けたシステム設計書、オペレーション手引書、プログラム説明書、コードブック等のドキュメントのうち、資源エネルギー庁が外部に知られることを適当としないものと指定したものについては、所定の場所に保管する等の措置を講ずる。
- (2) 管理責任者は、資源エネルギー庁が指定したドキュメントの外部への持ち出し、複写、廃棄等について、その管理上必要な手続を定める。
- (3) 資源エネルギー庁の指定したドキュメントの管理は、管理担当者が行い、定期的に又は随時、点検を行う。

7 調査票情報等の保管施設の管理及び保安

(1) 入退室管理

- ①管理責任者は、必要に応じ、調査票情報等の保管室等への入室資格者を定めるとともに、入室目的の確認、入退室の記録、部外者の識別化及び管理担当者の立会い等の措置を講ずる。
- ②管理責任者は、必要に応じ、調査票情報等の保管室等の出入口の特定化による入退室の制限などの措置を講ずる。
- ③管理責任者は、必要に応じ、機械により入退室管理を行っている場合は、パスワード、識別カード等を設けるとともに、その管理方法（登録、発行、更新、変更、抹消、保管等）を定め、定期的に又は随時、これを見直し、パスワードの見読防止、識別カードの不当使用防止等の措置を講ずる。

(2) 保安設備

①不正・犯罪に備え、必要に応じ、調査票情報等の保管室に防犯ベル、監視設備の設置等の防犯措置を講ずる。

②災害に備え、必要に応じ、保管する媒体の特性を踏まえ、防火、防煙、防水、耐震等を考慮した調査票情報等の保管室の設置場所を選定するなどの保安措置を講ずる。

(3) 事故発生時の対策

①管理責任者は、調査票情報等の紛失、消失、汚損等の事故が発生したときは、速やかにその経緯、被害状況等を調査するとともに、その調査結果について資源エネルギー庁に報告する。また、同庁の指示を受け、必要な措置を講ずる。

②管理責任者は、事故の原因分析に努め、必要な再発防止策等の措置を講ずる。